

第三次鹿児島市健康増進計画
かごしま市民すこやかプラン

暫定版

鹿児島市

はじめに



我が国では、健康増進に関する法制度の整備や、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組に加え、近年、飛躍的に発展するICTの利活用や社会環境の整備など新しい要素を取り入れた取組等により、健康寿命は着実に延伸してきました。

一方で、健康増進の総合的な推進を図る基本的な方針「健康日本21（第二次）」において、生活習慣の改善など一次予防に関する指標や、一部の性・年齢階級別における指標の悪化が指摘されており、少子高齢化の急速な進行などにより社会情勢が大きく変化する中、誰もがより長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はますます高まっております。

本市においては、平成25年に策定した「第二次鹿児島市健康増進計画（かごしま市民すこやかプラン）」に基づき、健康づくりを支援する関係機関・団体のご協力のもと、各種施策を推進してまいりましたが、令和4年度に実施した同計画の最終評価で明らかになった課題等を踏まえ、今後12年間の健康づくり施策の指針となる「第三次鹿児島市健康増進計画（かごしま市民すこやかプラン）」を策定しました。

本計画では、「市民一人ひとりの健康状態の改善」と「社会環境の質の向上」を基本目標に掲げ、生活習慣の改善や生活習慣病の発症・重症化予防、社会全体で健康を支え守るための環境整備など4つの基本方針のもと、ライフステージに応じた健康づくりや社会環境の改善に取り組むこととしております。

子どもから高齢者まですべての市民の皆様が、「共に支えあい、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市」の実現に向け、関係機関や団体との緊密な連携を図りながら、本計画に基づく取組を積極的に推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました鹿児島市健康増進計画推進検討委員会の委員の方々をはじめ、関係各位の皆様、パブリックコメント手続を通じて貴重なご意見・ご協力を賜りました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

〈目次〉

第1章	計画策定の趣旨等	1
1	策定の趣旨	1
2	策定の背景	1
	(1) 国の動き	1
	(2) 県のこれまでの取組	2
	(3) 本市のこれまでの取組	2
3	計画の位置づけ	4
	(1) 法的な位置づけ	4
	(2) 他計画との関連	4
	(3) SDGsとの関連	5
4	計画期間	6
第2章	鹿児島市の健康水準	7
第3章	施策の体系	20
1	基本理念	20
2	基本目標	20
3	基本方針	20
第4章	施策の展開	23
1	目標の設定と評価	23
2	具体的目標	24
	I 市民一人ひとりの健康状態の改善	24
	(1) 生活習慣の改善	24
	① 栄養・食生活	24
	② 身体活動・運動	28
	③ 休養・睡眠	31
	④ 飲酒	34
	⑤ 喫煙	36
	⑥ 歯・口腔の健康	38
	(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	41
	① 生活習慣病	41
	(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	45
	① 次世代の健康	45
	② 高齢者の健康	48
	II 社会環境の質の向上	51
	(1) 市民一人ひとりの取組とともに、社会全体で健康を支えるための 環境整備	51
	① 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	51
	② 協働による健康づくり	54
第5章	計画の数値目標	56
第6章	計画の推進体制	62
資料編		63
	健康づくりを支援する機関・団体の主な取組	64
	本市の主な事業一覧	78
	計画の推進体制図	92
	鹿児島市健康増進計画推進検討委員会設置要綱	93
	鹿児島市健康増進計画推進検討委員名簿	95
	鹿児島市健康づくり推進会議設置要綱	96
	鹿児島市健康づくり推進市民会議規約	99
	鹿児島市健康づくり推進市民会議会員一覧	101
	かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査	102
	策定経過	103

第1章 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨

本市では、「共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現」を目指し、第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」を平成25年度に策定いたしました。同計画では、「生活の質の向上」と「社会環境の整備」の2つを基本目標とし、テレビやラジオ等のマスメディアなどを活用し、10の分野についてそれぞれ普及啓発を行うとともに、鹿児島市健康づくり推進市民会議などの関係機関・団体と連携を図り、市民健康まつりなどの各種事業に取り組んでまいりました。

この度、同計画期間が令和5年度末で終了となったことから、最終評価で明らかになった課題や社会情勢の変化等を踏まえ、今後の市民の健康づくりを総合的に推進するために「第三次鹿児島市健康増進計画（かごしま市民すこやかプラン）」を策定するものです。

2 策定の背景

(1) 国の動き

国民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まっており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められています。

わが国では、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組に加え、データヘルス^{※1)}・ICT^{※2)}の利活用、社会環境の整備、ナッジ^{※3)}やインセンティブ^{※4)}等の新しい要素を取り入れた取組等の諸活動の成果により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は着実に延伸してきました。

一方で、平成25年度から令和5年度までの「健康日本21（第二次）」においては、主に一次予防の発症を予防することに関連する指標が悪化している、一部の性・年齢階級について悪化している指標が存在する等の課題が指摘され、また、健康増進に関連するデータの見える化・活用や国及び地方公共団体におけるPDCAサイクル^{※5)}の推進が不十分であること等の課題が指摘されています。

※1) データヘルス：医療保険者が、電子的に保有された健康医療情報を活用した分析を行ったうえで、加入者の健康状態に即した、より効果的、効率的な保健事業。

※2) ICT:Information and Communication Technology の略、情報通信技術。

※3) ナッジ:ルールや報酬によるものではなく、人間の行動の習性に着目して、特定の行動を促すこと。

※4) インセンティブ:人の行動を変化させる要因のこと。

※5) PDCAサイクル:Plan(計画)→Do(実行)→Check(確認)→Act(改善)の4段階を繰り返し、業務改善を行う手法。

また、少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口^{※6)}の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立、多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大等による社会の多様化、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）^{※7)}の加速、次なる新興感染症^{※8)}も見据えた新しい生活様式への対応の進展等の社会変化が予想されています。

これらを踏まえ、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を通じて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を推進することとしています。

（2）県のこれまでの取組

県民の健康づくりを推進する総合計画として、平成13年に「健康かごしま21」を策定しています。その後、医療制度改革関連法や自殺対策基本法等の制定を受け、平成20年に「健康かごしま21（改訂版）」を策定し、医療費適正化計画、保健医療計画等との整合性の確保を図ってきました。平成25年度には、「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を目指す姿とし、令和5年度までの計画を策定しています。

（3）本市のこれまでの取組

平成14年に、市民の健康づくり計画である「かごしま市民健康55プラン」を策定しました。

その後、新たな課題や社会情勢の変化等を踏まえ、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、すべての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ^{※9)}に応じたすこやかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するために、平成25年度から令和5年度を計画期間とする市民の健康増進計画「第二次鹿児島市健康増進計画（かごしま市民すこやかプラン）」を推進してきました。

※6) 生産年齢人口：15歳から65歳未満の年齢に該当する人口。

※7) DX：デジタル技術を社会に取り込み、人々の生活をより良いものに革新すること。

※8) 新興感染症：最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

※9) ライフステージ：人間の一生における乳幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期などのそれぞれの段階。

表1 国・県・鹿児島市の動向

年	国の動向	鹿児島県の動向	鹿児島市の動向
平成12年	・健康日本21策定		・高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H12～16）
	・介護保険法施行		
	・健やか親子21（H13～26）		
平成13年		・健康かごしま21（H13～22）策定	
平成14年			・かごしま市民健康55プラン策定（H14～24）
平成15年	・健康増進法		・第2期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H15～19）
	・次世代育成支援対策推進法		
平成16年	・発達障害者支援法		・かごしま市すこやか子ども元気プラン（H16～23）
平成17年	・障害者自立支援法		
平成18年	・医療法改正		・第3期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H18～20）
	・食育推進基本計画策定		
	・第5次医療計画		
	・がん対策基本法		
平成19年	・自殺対策基本法		
平成20年	・高齢者医療確保法施行	・健康かごしま21（改訂版H20～25）策定	
	・特定健診事業実施計画		
	・医療費適正化計画		
平成21年			・かごしま市食育推進計画（H21～25）
			・第4期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H21～23）
平成22年			・第2期かごしま市すこやか子ども元気プラン（H22～26）
平成23年	・第2次食育推進基本計画策定		
平成24年			・第5期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H24～26）
平成25年	・健康日本21（第二次）（H25～R5）	・健康かごしま21（H25～R5）策定	・かごしま市民すこやかプラン（H25～R5）
	・第6次医療計画（H25～29）		
	・特定健診等実施計画（H25～29）		
	・健やか親子21（第二次）（H27～R5）		・慢性腎臓病予防ネットワーク事業開始
平成26年	・KDBシステム稼働		・第二次かごしま市食育推進計画（H26～30）
平成27年	・日本健康会議 健康なまち・職場づくり宣言2020		・働く世代の健康づくり事業開始
	・データヘルス計画（H27～29）		・鹿児島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（H27～29）
	・ストレスチェック義務化		・第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H27～29）
			・鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（第一期）（H27～R1）
平成28年	・母子保健法改正		
平成29年			
平成30年	・データヘルス計画 第2期（H30～R5）		・第二期鹿児島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（H30～R5）
	・国保都道府県単位化		・第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H30～R2）
			・受動喫煙防止対策事業開始
			・鹿児島市自殺対策計画（H30～R5）
令和1年	・循環器法		・第三次かごしま市食育推進計画（R1～3）
令和2年	・改正健康増進法施行（受動喫煙対策強化）		・鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（第二期）（R2～6）
	・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		
令和3年	・介護計画（R3～5）		・第四次かごしま市食育推進計画（R3～7）
	・障害福祉計画（R3～5）		・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R3～5）
令和4年	こども基本法		
令和5年	こども家庭庁発足		
令和6年	・健康日本21（第三次）（R6～17）	・健康かごしま21（R6～17）	・かごしま市民すこやかプラン（R6～17）
	・データヘルス計画（R6～11）		・第三期鹿児島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（R6～11）
	・医療費適正化計画（R6～11）		・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R6～8）
	・医療計画（R6～11）		・第二次鹿児島市自殺対策計画（R6～R10）
	・介護計画（R6～8）		

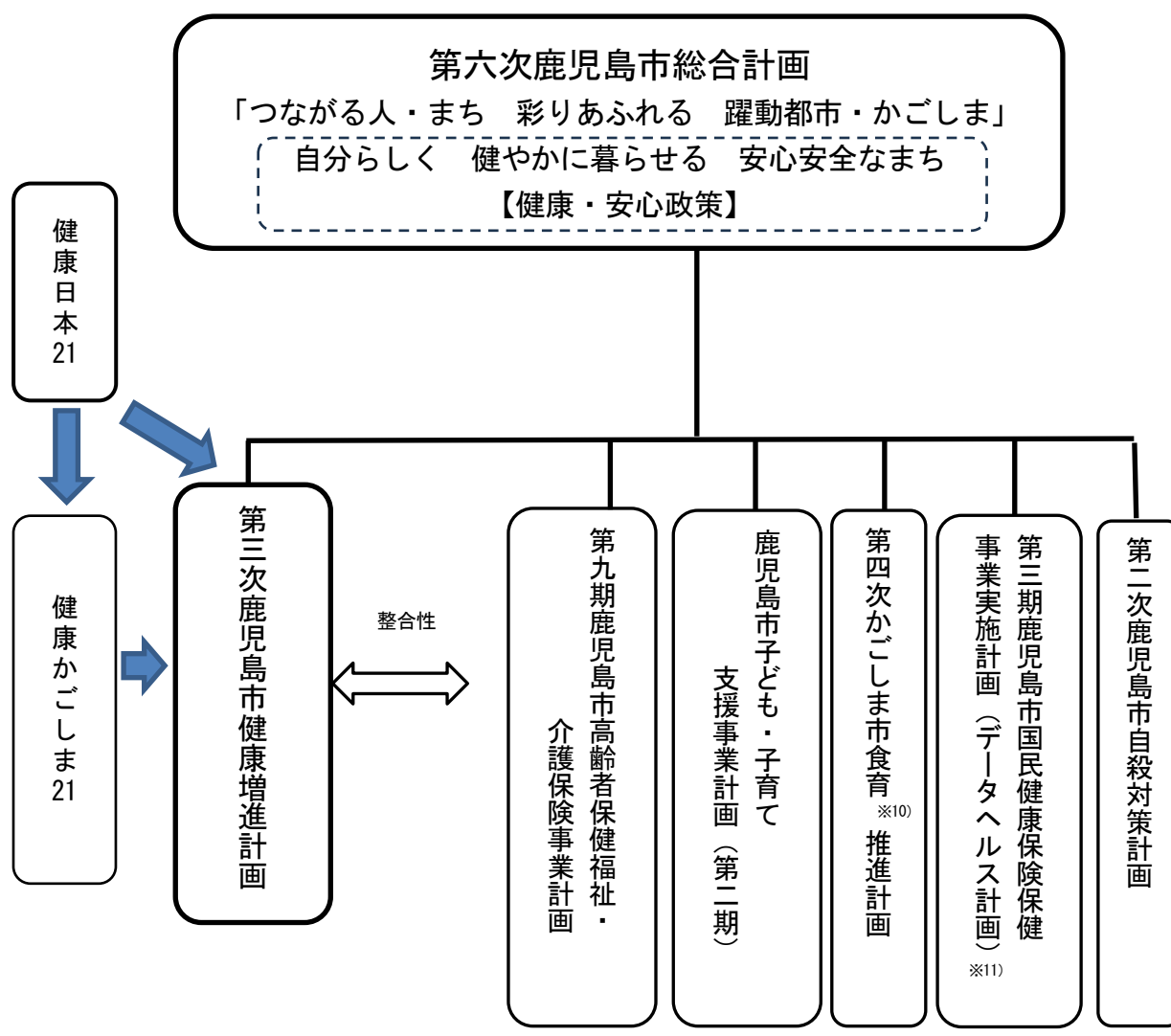
3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画であり、市民の健康の増進の推進に関する施策について定めるものです。

(2) 他計画との関連

本市の行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」の健康分野における個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



※10) 食育：生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※11) 第三期鹿児島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）：

国の成長戦略として厚生労働省が推進する健康事業。超高齢化社会を控え、国民の健康寿命の延伸、日本経済の活力向上を狙いとすもの。医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組みで、平成27年度からすべての健康保険組合に実施が義務付けられている。

(3) SDGsとの関連


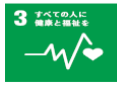


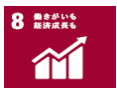



2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17の目標とより具体的な内容を示す169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の健康増進を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<本計画におけるSDGsの取組>

目標 (Goal)	目標達成に向けた取組の方向性
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー^{※12)} 平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する。
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	17 パートナースhip^{※13)} で目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナースhip ^{※14)} を活性化する。

※12) ジェンダー: 社会的、文化的に形成される男女の差異。

※13) パートナースhip: 友好的な協力関係。

※14) グローバル・パートナースhip: 地球規模の協力関係、世界平和、環境問題など、世界的問題の解決のため提携すること。

4 計画期間

計画の期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とし、計画開始後6年（令和11年）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後11年（令和16年）を目途に最終評価を行います。

目標の達成状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行い、効果的な施策を展開していきます。

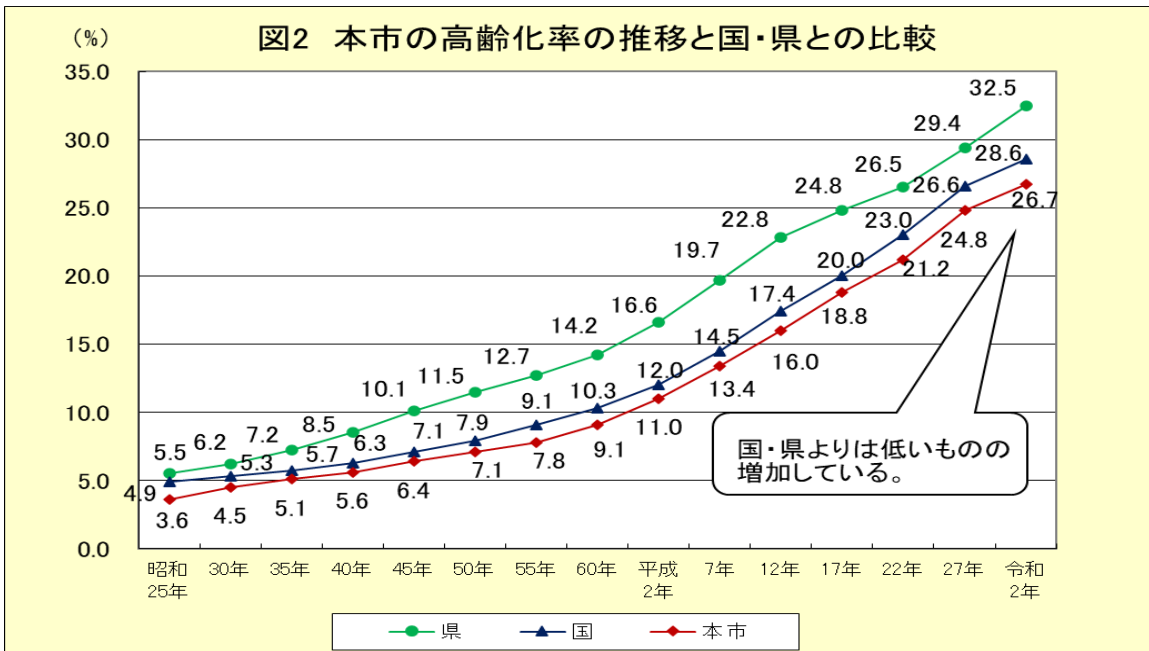
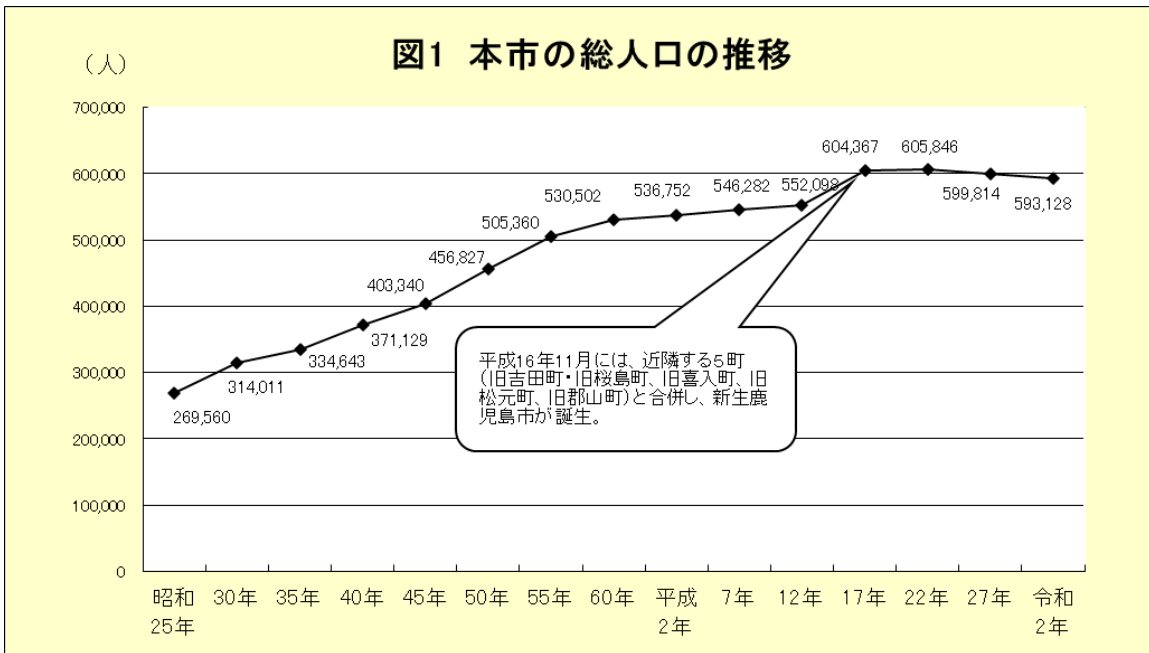


第2章 鹿児島市の健康水準

(1) 総人口と高齢化率の推移 (図1・2)

本市の総人口は平成22年より減少傾向にあり、令和2年度には、593,128人となっています。

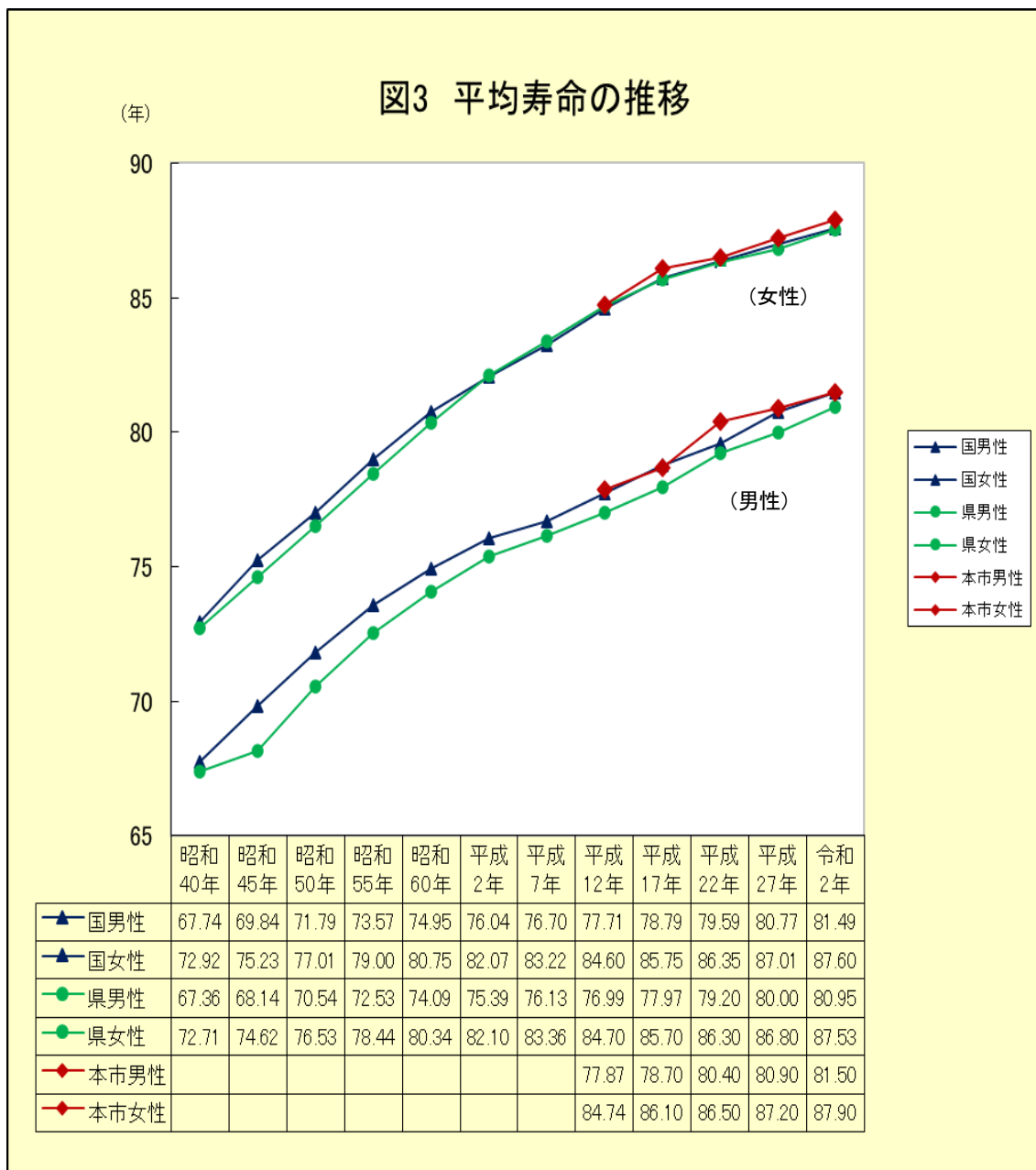
本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、国・県と比べ低いものの、増加傾向にあり、令和2年は26.7%と高齢化は急速に進行しています。



資料：「国勢調査」

(2) 平均寿命 (図3)

平均寿命 (0歳ちょうどの者のその後の生存年数の期待値) は、国・県ともに年々伸びており、本市においては、令和2年は、男性81.5年、女性87.9年です。



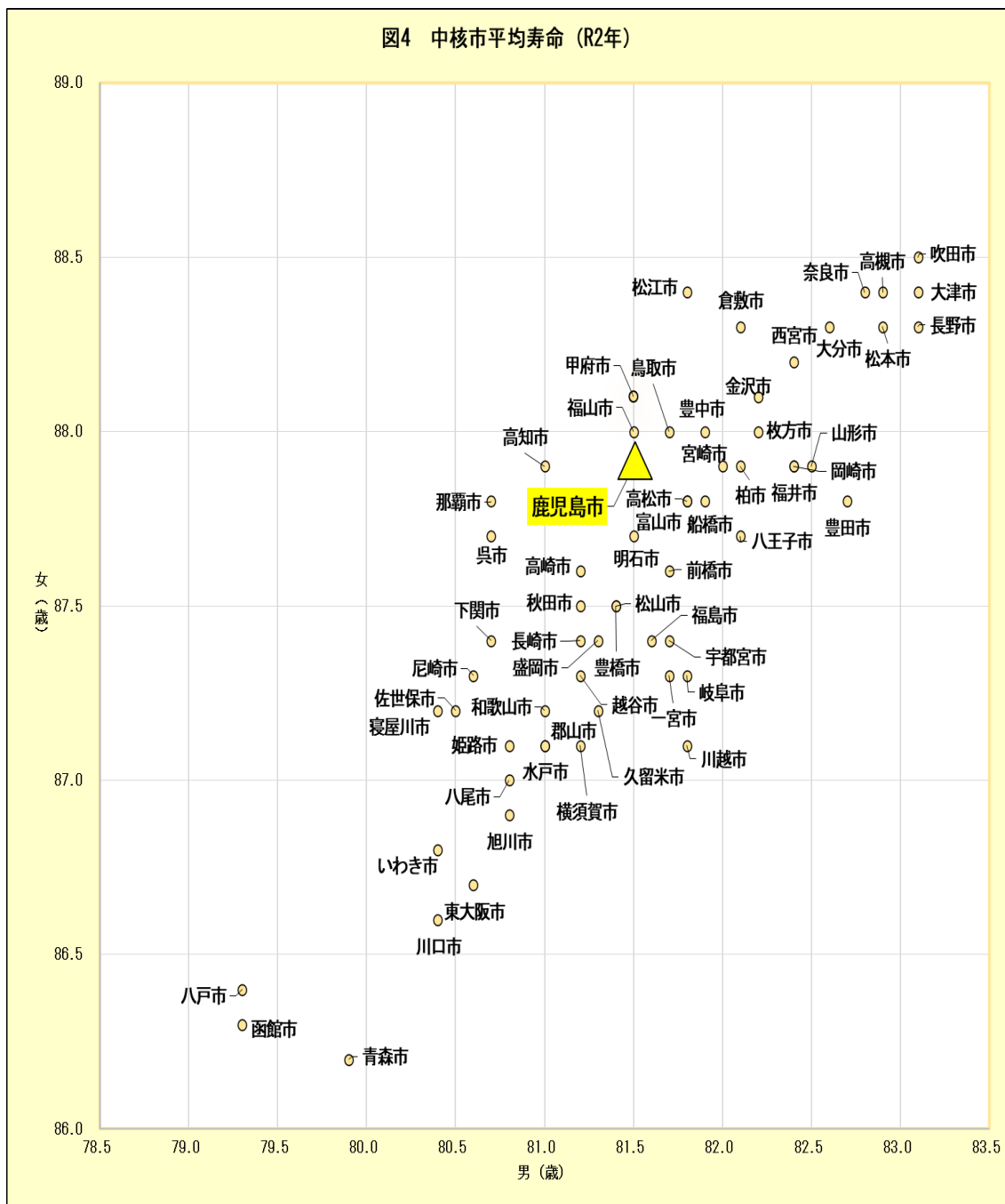
資料 厚生労働省 「人口動態統計」

(注) 昭和40年から平成7年までは、都道府県別生命表 (5年毎の調査) による (H14.12.17公表)

(注) 平成12年は、同年分から公表された市区町村別生命表 (5年毎の調査) による (H15.3.25公表)

(3) 中核市の平均寿命 (図4)

中核市62市の令和2年における平均寿命を比較すると、本市はほぼ中ほどに位置しています。



資料 厚生労働省「市区町村別生命表の概況」
中核市：令和5年5月12日現在（総務省）

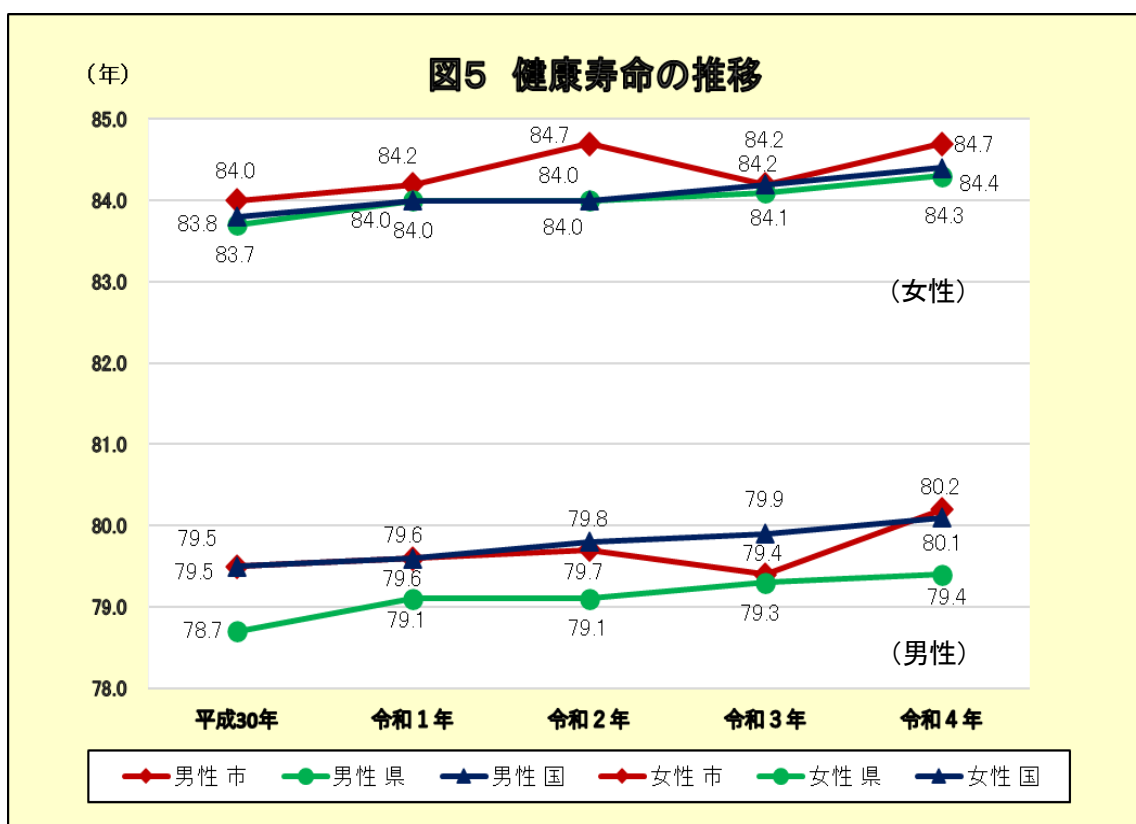
(4) 健康寿命 (表1、図5)

健康寿命は、男性は県より0.8年、国より0.1年長くなっています。女性は県より0.4年、国より0.3年長くなっています。

表1 健康寿命 (令和4年度)

	国	県	市
男性	80.1年	79.4年	80.2年
女性	84.4年	84.3年	84.7年

資料 国保データベースシステム



資料 国保データベースシステム

(注) 健康寿命の算出方法

健康寿命の算出方法は以下の3つ。

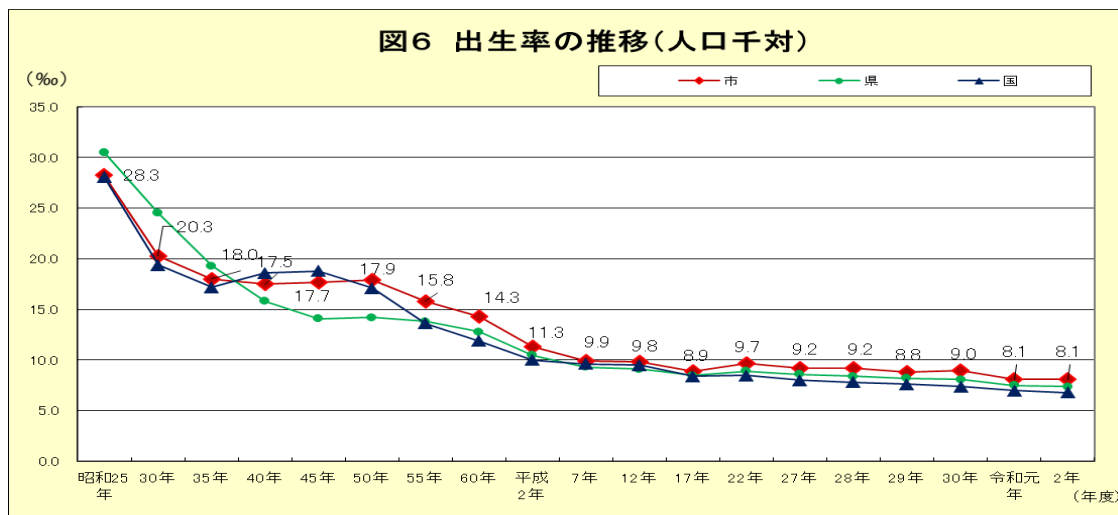
- ①日常生活動作が自立している期間の平均 (国保データベースシステムによる)、
- ②日常生活に制限のない期間の平均 (国民生活基礎調査による)、
- ③自分が健康であると自覚している期間の平均 (国民生活基礎調査による)

②及び③は都道府県・政令指定都市単位までの情報提供であるため、本市では、①にて算出する。詳しい算出方法は、以下のとおり。

「健康寿命の算出方法の指針 (2012年9月) (厚労省科研費補助金の研究) の「日常生活動作が自立している期間の平均」の指標にもとづいて、“介護保険の要介護度 2~5 を不健康 (要介護) な状態、それ以外を健康 (自立) な状態” とし、男女別に算出する。

(5) 出生率の推移 (図6)

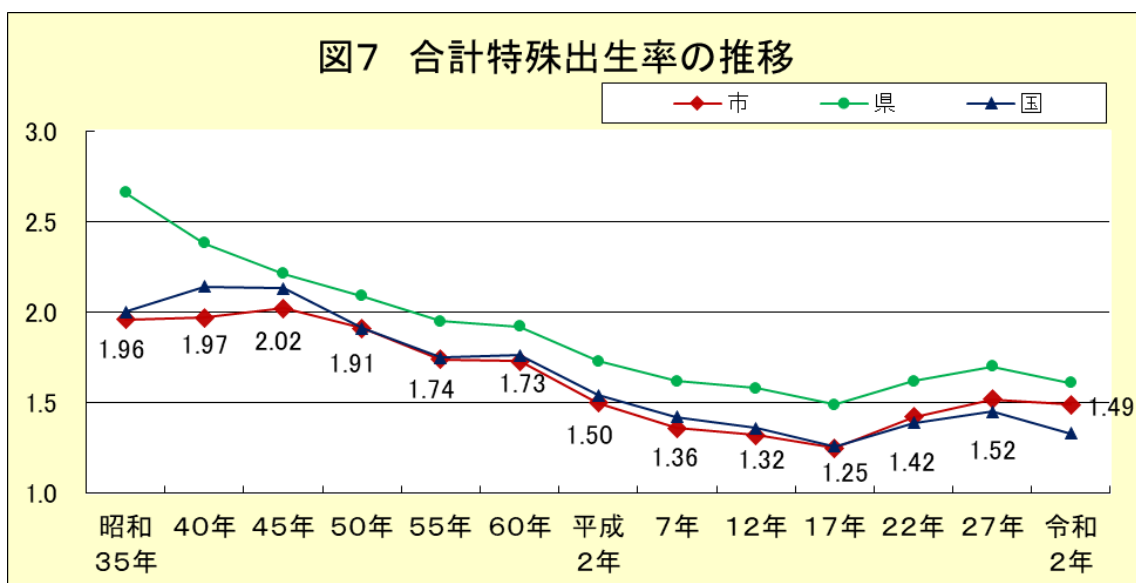
出生率は、国・県より高いものの、平成7年からは横ばいとなっています。



資料 厚生労働省「人口動態統計」

(6) 合計特殊出生率^{※1)}の推移 (図7)

合計特殊出生率は、県よりは低い状況ですが、国の状況と同じく徐々に減少してきており、平成17年には1.25人と最低値となりましたが、その後上昇し、令和2年は1.49人となっています。



資料 厚生労働省「人口動態統計」

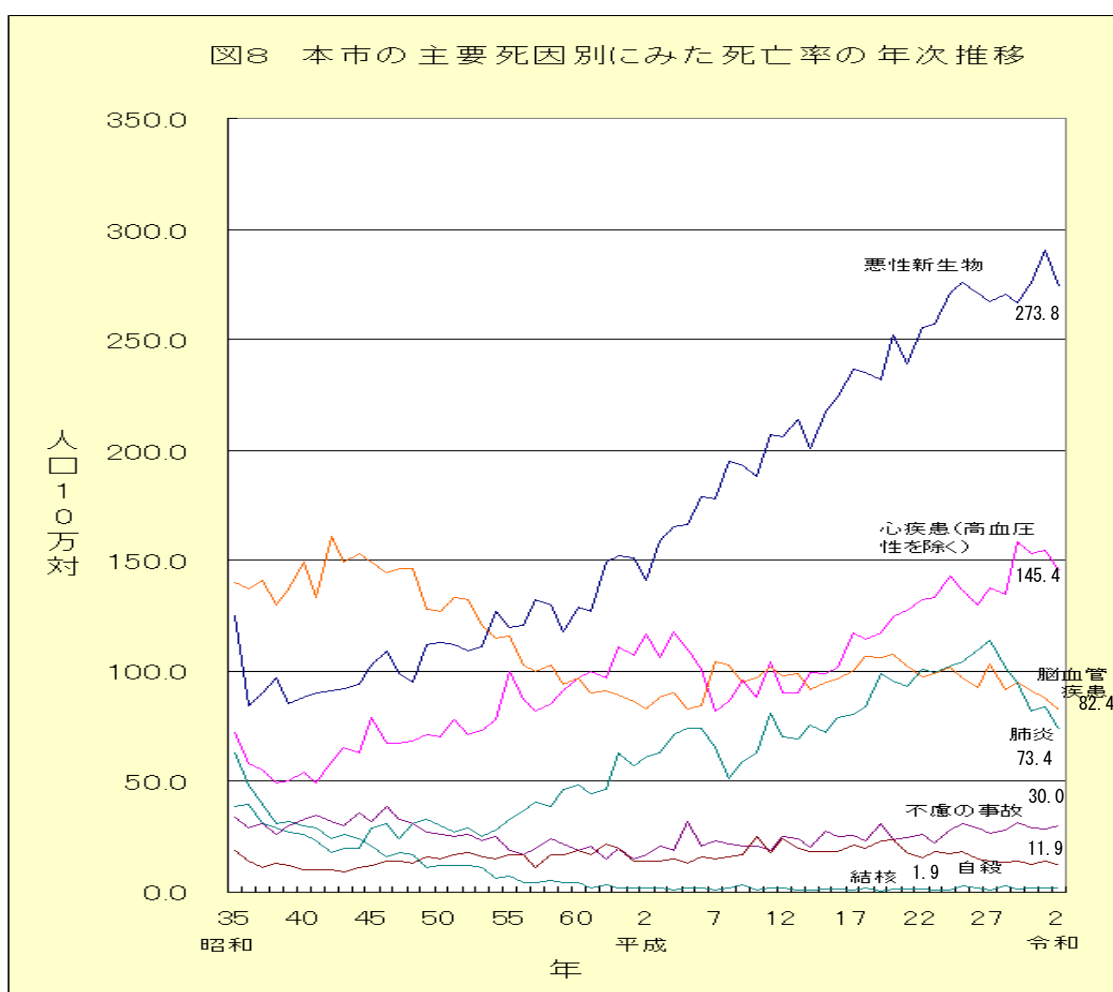
※1) 合計特殊出生率:一人の女性が一生の間に出産する子どもの数。

(7) 主要死因別にみた死亡率の年次推移 (図8～12)

本市の主要死因別死亡の順位は、昭和54年には悪性新生物^{※2)}が脳血管疾患に替わって第1位となりました。

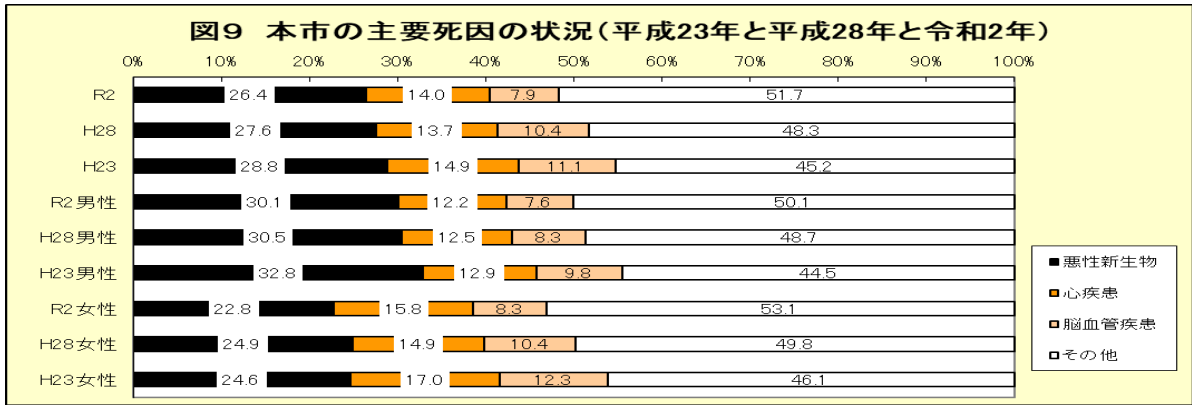
平成23年には2位が心疾患、3位が同率で肺炎と脳血管疾患で、それ以降肺炎が3位の状況が続いていましたが、平成29年より、2位が心疾患、3位が脳血管疾患となっています。

三大生活習慣病^{※3)}(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)の総死亡数に占める割合は、令和2年が48.3%となっており、平成23年の54.8%と比べて、減少しています。

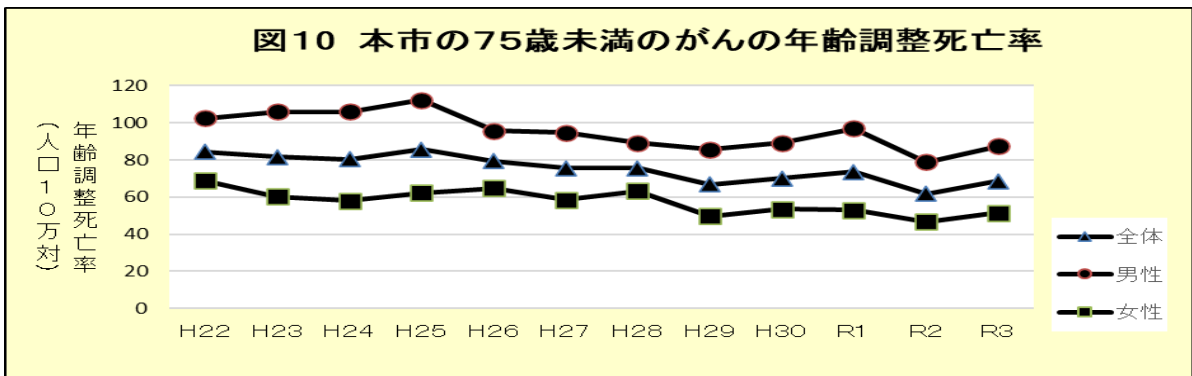


資料 厚生労働省「人口動態統計」

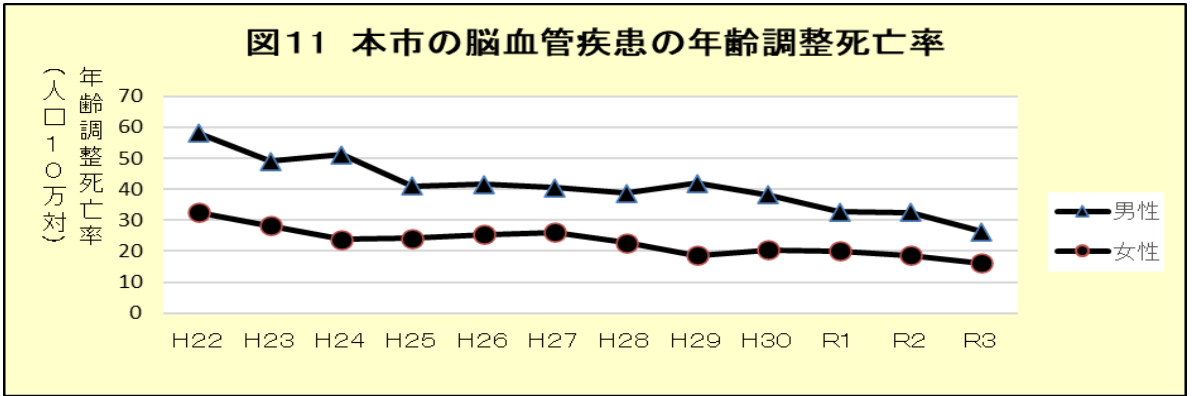
※2) 悪性新生物：悪性腫瘍のこと。細胞が何らかの原因で変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍で、がん（肺がん、乳がん、胃がん等）、肉腫（骨肉腫等）などに分類される。
 ※3) 生活習慣病：生活習慣（過食、運動不足、喫煙、過剰飲酒等）の積み重ねによって引き起こされる病気の総称。主な生活習慣病は、がん、高血圧、高脂血症、糖尿病、心筋梗塞、動脈硬化、脳梗塞、痛風、メタボリックシンドローム、歯周病など。



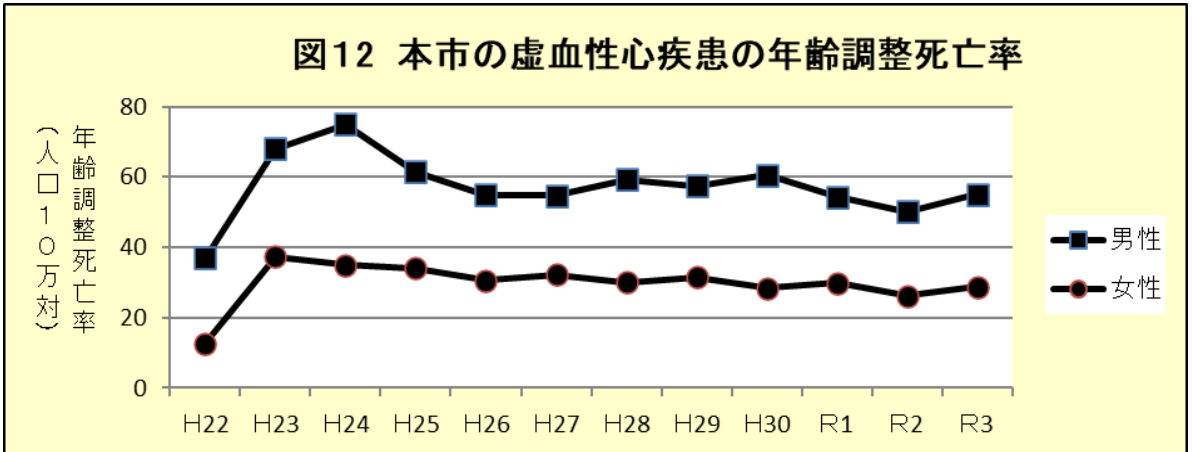
資料 厚生労働省「人口動態統計」



資料 厚生労働省「人口動態統計」

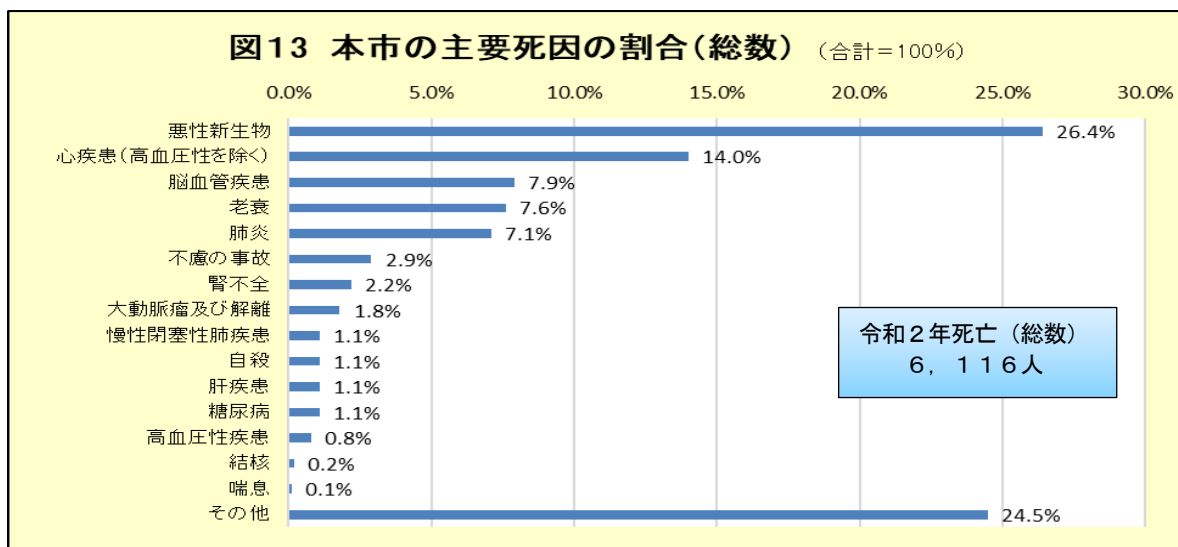


資料 厚生労働省「人口動態統計」

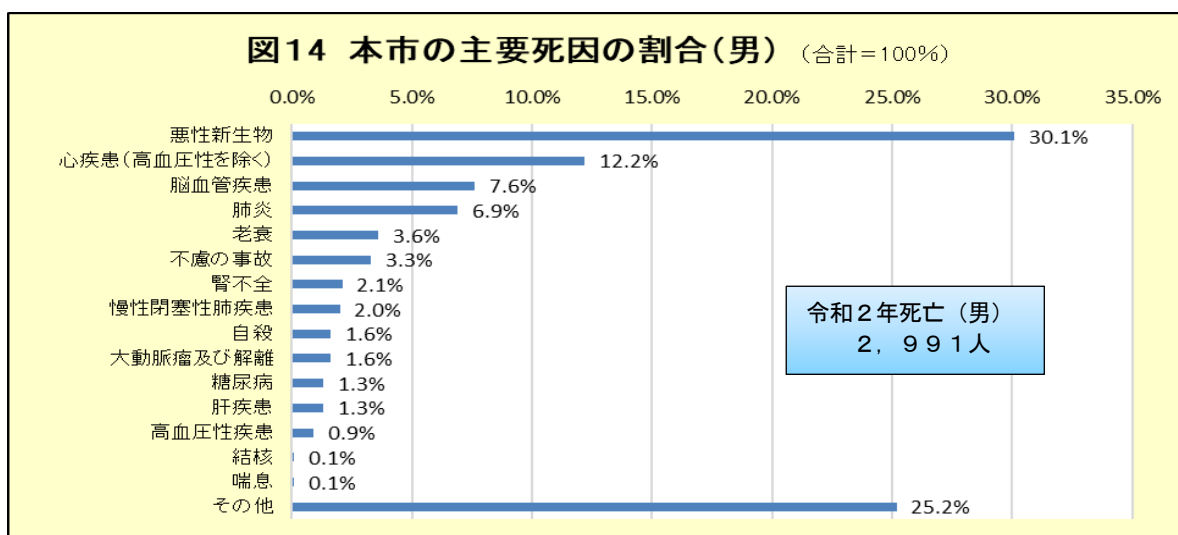


資料 厚生労働省「人口動態統計」

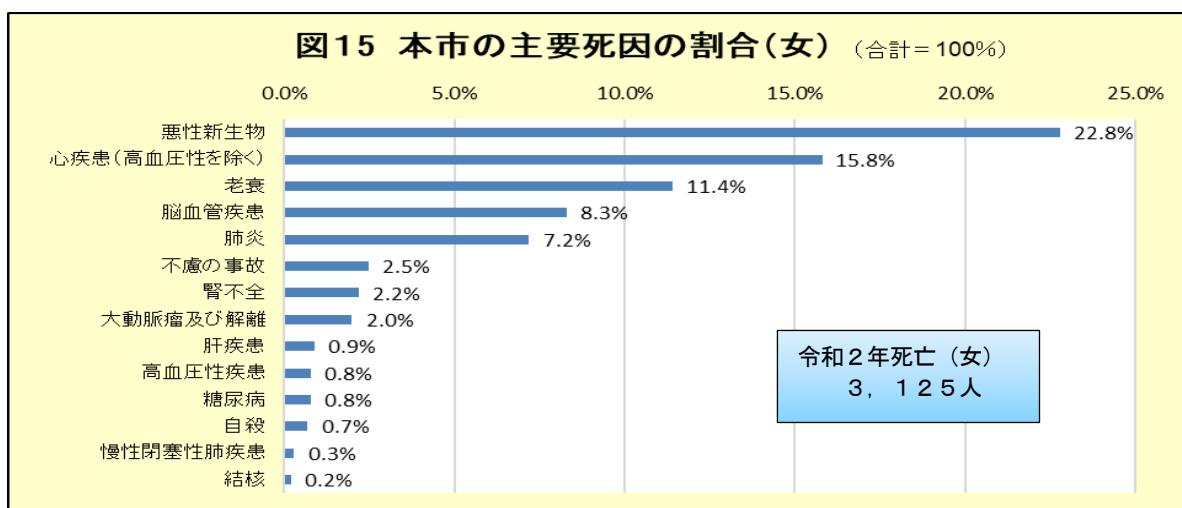
① 令和2年の主要死因の割合（図13～15）



資料 厚生労働省「人口動態統計」

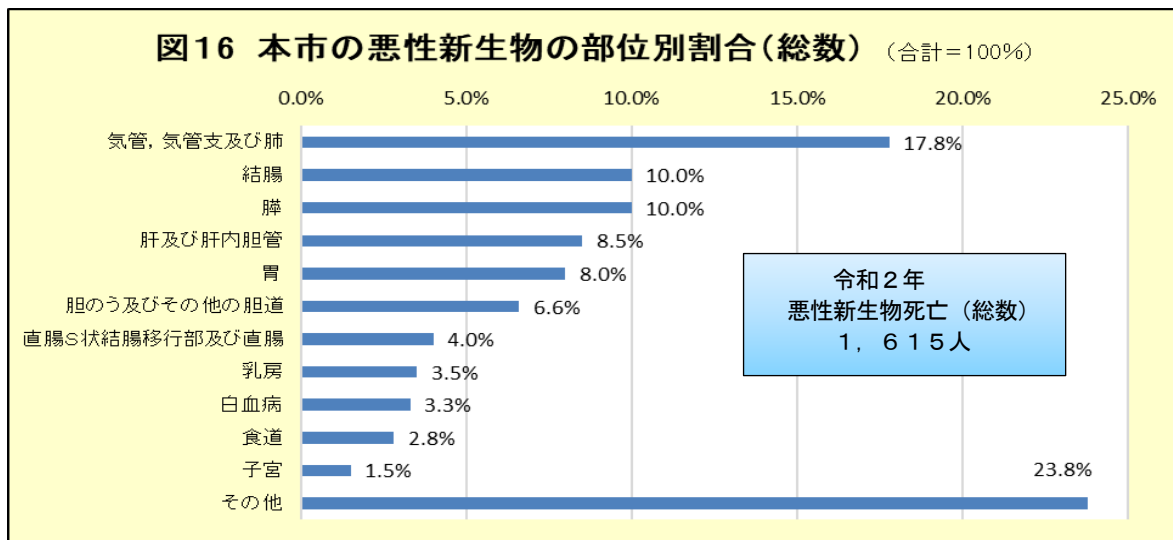


資料 厚生労働省「人口動態統計」

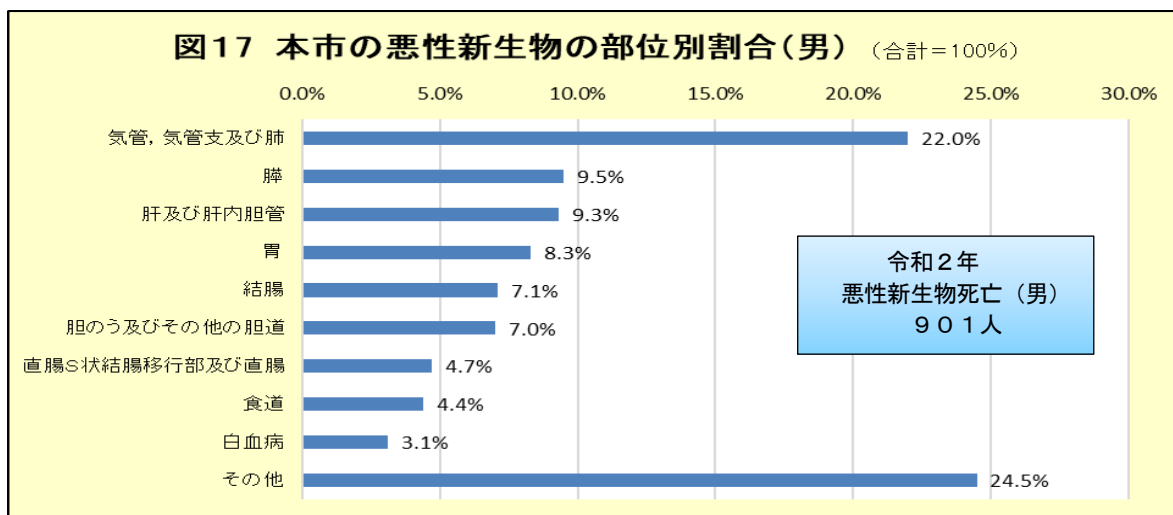


資料 厚生労働省「人口動態統計」

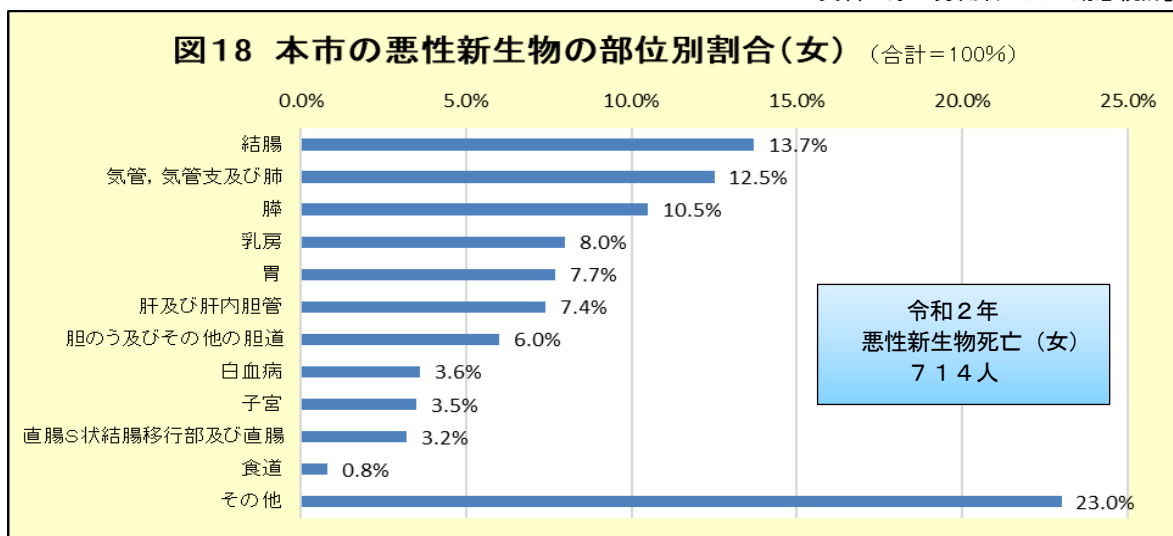
② 令和2年の悪性新生物死亡の部位別状況（図16～18、表2）



資料 厚生労働省「人口動態統計」



資料 厚生労働省「人口動態統計」



資料 厚生労働省「人口動態統計」

表2 本市の悪性新生物死亡の部位別割合（平成23年・平成28年・令和2年の上位3つ）

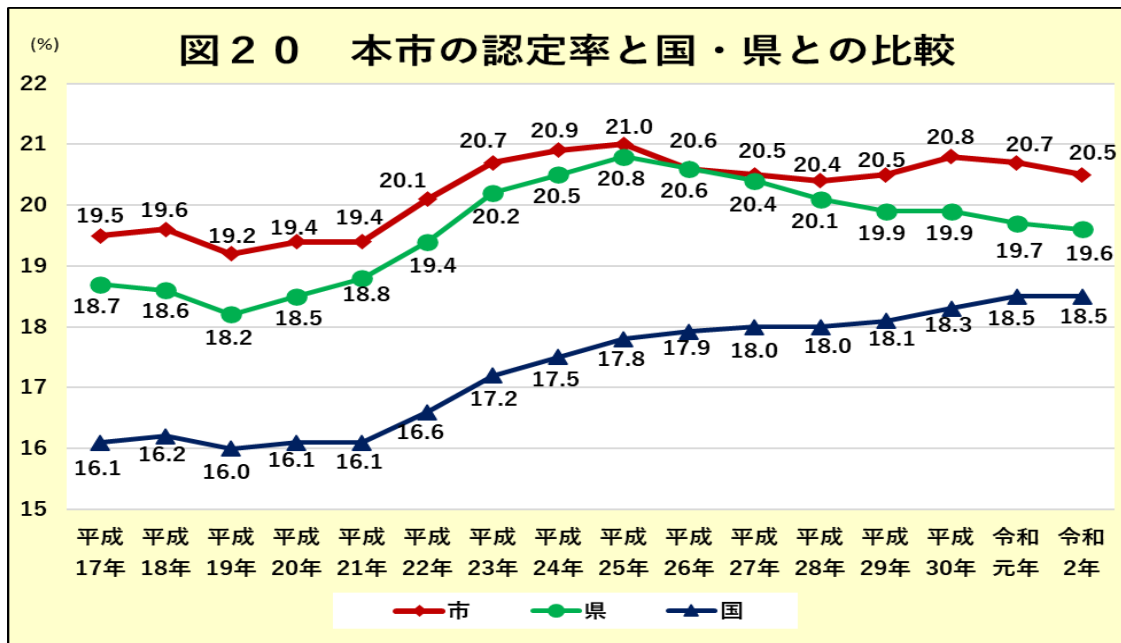
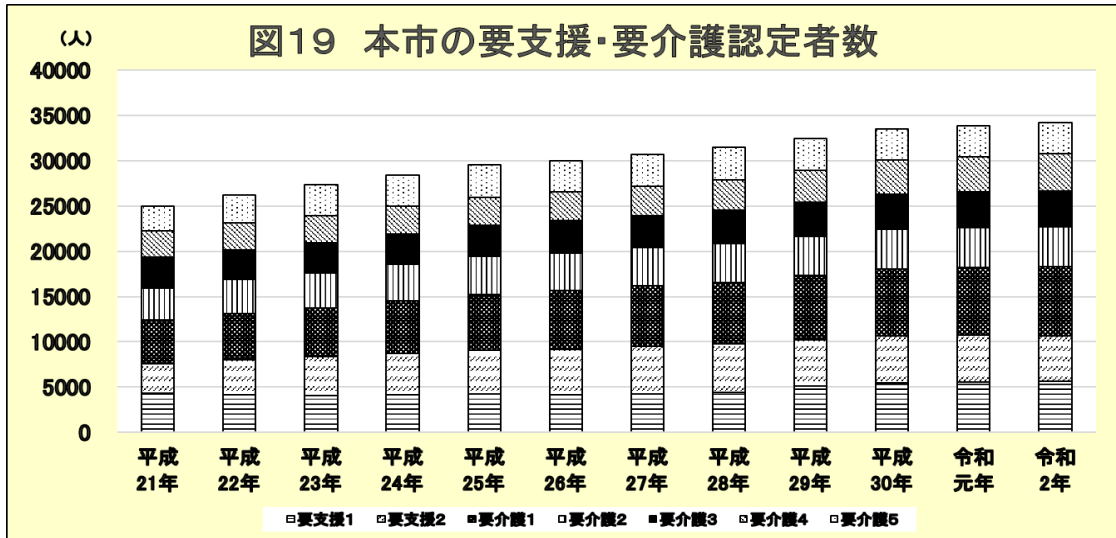
《男性》	
令和2年	第1位:気管、気管支及び肺(22.0%) 第2位:膵(9.5%) 第3位:肝及び肝内胆管(9.3%)
平成28年	第1位:気管、気管支及び肺(22.6%) 第2位:肝及び肝内胆管(10.3%) 第3位:膵(8.5%)
平成23年	第1位:気管、気管支及び肺(22.9%) 第2位:胃(9.9%) 第3位:肝及び肝内胆管(9.3%)
《女性》	
令和2年	第1位:結腸(13.7%) 第2位:気管、気管支及び肺(12.5%) 第3位:膵(10.5%)
平成28年	第1位:気管、気管支及び肺(14.7%) 第2位:結腸(13.1%) 第3位:乳房(8.8%)
平成23年	第1位:気管、気管支及び肺(13.6%) 第2位:結腸(10.4%) 第3位:膵(9.5%)

資料 厚生労働省「人口動態統計」

(8) 要支援・要介護認定者※4) 数の推移 (図19～20)

本市の要支援・要介護認定者の推移をみると、平成21年から増加傾向にあります。平成23年と令和2年を比較すると、増加しています。

また、本市の65歳以上の高齢者に対する要支援・要介護者認定者数は、令和2年は20.5%で、県(19.6%)、国(18.5%)より高い状況にあります。



(注) 各年とも9月末現在

(注) 認定率：要支援・要介護認定者数/第1号被保険者数

資料 第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画

※4) 要支援・要介護認定者：介護サービスを受けようとする者からの申請により、その者が介護を必要としているかどうか、また、どの程度必要であるかを判定する「要介護認定」の結果、介護が必要であると判定され、要支援1・2及び要介護1～5と認定された者。

(9) 65歳未満の死因別状況 (表3・4)

本市の65歳未満の死亡率(人口10万に対する人数)について、令和2年は105.1であり、男性が女性の約2倍と多くなっています。

また、平成21年と比較すると、平成21年は死因の2位が自殺、4位が心疾患でしたが、令和2年は死因の2位が心疾患、4位が自殺と入れ替わっています。

表3 本市の65歳未満の死因別状況 (令和2年)

	(総数)			(男性)			(女性)		
	死因	死亡者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	死因	死亡者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	死因	死亡者数 (人)	死亡率 (人口10万対)
	総数	620	146.9	総数	411	202.5	総数	209	95.4
第1位	悪性新生物	224	53.1	悪性新生物	124	61.1	悪性新生物	100	45.6
第2位	心疾患	54	12.8	心疾患	43	21.2	脳血管疾患	18	8.2
第3位	脳血管疾患	48	11.4	自殺	32	15.8	自殺	15	6.8
第4位	自殺	47	11.1	脳血管疾患	30	14.8	不慮の事故	12	5.5
第5位	不慮の事故	42	10.0	不慮の事故	30	14.8	心疾患	11	5.0

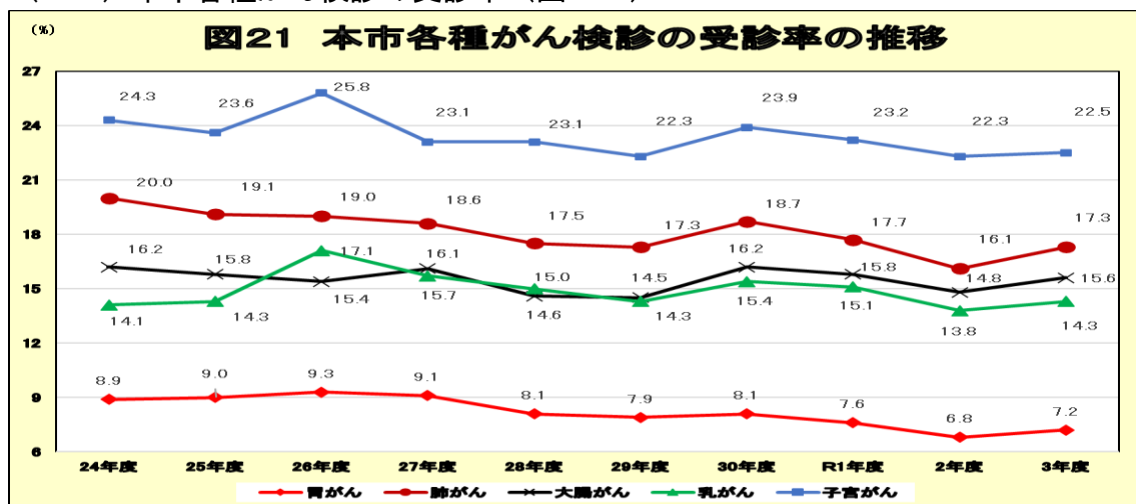
資料 厚生労働省「人口動態統計」

表4 本市の65歳未満の死因別状況 (平成21年)

	(総数)			(男性)			(女性)		
	死因	死亡者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	死因	死亡者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	死因	死亡者数 (人)	死亡率 (人口10万対)
	総数	834	174.1	総数	542	234.6	総数	292	117.7
第1位	悪性新生物	320	66.8	悪性新生物	185	80.1	悪性新生物	135	54.4
第2位	自殺	83	17.3	自殺	65	28.1	脳血管疾患	30	12.1
第3位	脳血管疾患	81	16.9	心疾患	56	24.2	心疾患	23	9.3
第4位	心疾患	79	16.5	脳血管疾患	51	22.1	自殺	18	7.3
第5位	不慮の事故	54	11.3	不慮の事故	39	16.9	不慮の事故	15	6.0

資料 厚生労働省「人口動態統計」

(10) 本市各種がん検診の受診率 (図21)



(11) 特定健康診査^{※5)}・特定保健指導^{※6)}の受診状況(表5・6)

表5 鹿児島市国民健康保険特定健診実施状況

	対象者数(人)	受診者数(人)	未受診者(人)	受診率(%)
平成20年度	89,604	17,682	71,922	19.7
平成25年度	90,283	26,263	64,020	29.1
平成26年度	89,725	27,774	61,951	31.0
平成27年度	88,253	27,638	60,615	31.3
平成28年度	86,035	26,531	59,504	30.8
平成29年度	84,217	22,414	61,803	26.6
平成30年度	82,464	27,812	54,652	33.7
令和1年度	81,179	28,115	53,064	34.6
令和2年度	82,068	27,805	54,263	33.9

表6 鹿児島市国民健康保険特定保健指導実施状況

	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
平成20年度	2,816	264	9.4
平成25年度	2,859	920	32.2
平成26年度	3,069	889	29.0
平成27年度	2,991	1,076	36.0
平成28年度	2,790	1,056	37.8
平成29年度	2,402	923	38.4
平成30年度	3,023	1,258	41.6
令和1年度	2,873	944	32.9
令和2年度	2,955	982	33.2

(参考) 鹿児島市国民健康保険 目標値(第三期鹿児島市特定健康診査等実施計画)

	令和5年度
特定健診の受診率	60%
特定保健指導の実施率	60%

※5) 特定健康診査：糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とするメタボリックシンドロームに着目した健康診査で、各医療保険者に実施が義務付けられている。40歳以上75歳未満の被保険者及びその被扶養者を対象に行われる。

※6) 特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる者に対して行われる保健指導。保健指導に関する専門的知識及び技術を有する医師、保健師、管理栄養士により行われる。

第3章 施策の体系

1 基本理念

こどもから高齢者まですべての市民が、「共に支え合い、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現」を基本理念とします。

2 基本目標

令和6年度からの「かごしま市民すこやかプラン」においては、基本理念を達成するために、健康寿命の延伸を目指し、「市民一人ひとりの健康状態の改善」と「社会環境の質の向上」の2つを基本目標とします。

3 基本方針

2つの基本目標に向けて、次の基本方針に基づき取組を進めていくものとします。

I 市民一人ひとりの健康状態の改善

(1) 生活習慣の改善

生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、生活習慣の改善が重要になってきます。

個人の健康増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣を改善する取組を引き続き推進します。

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

本市の主要な死因であるがんと循環器疾患に加え、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病や、高齢者の増加に伴い有病者の増加が見込まれる、慢性閉塞性肺疾患（COPD^{※1)}）への対策は、健康寿命の延伸を図るうえで引き続き重要です。

これらは、生活習慣を改善することにより、発症を予防することが可能であることから、食生活の改善や運動習慣の定着などによる一次予防の対策を推進するとともに、健康診査やがん検診等により早期発見につながることから、受診率を高める等の重症化予防への対策を推進します。

※1) シーオービーディー：慢性閉塞性肺疾患 chronic obstructive pulmonary disease の略。咳や痰、息切れが主な症状で、「慢性気管支炎」と「慢性肺気腫」のどちらか、または両方によって肺への空気の流れが悪くなる病気。患者の90%以上は喫煙者で、初期には自覚症状がほとんどない場合が多く、ゆっくりと進行し重症化する。呼吸機能の低下が進み、十分な酸素を得られなくなると、酸素吸入療法が必要になる。禁煙などにより予防が可能である。

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）^{※2}、やせ、メンタル面の不調等は生活習慣病が原因になる場合もありますが、そうでない場合も含め、これらを予防することが重要です。

将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦やこどもの健康づくりに取り組むとともに、高齢化に伴う身体機能の低下を遅らせ、高齢者の健康づくりなど、ライフステージごとに取り組めます。

II 社会環境の質の向上

(1) 市民一人ひとりの取組とともに、社会全体で健康を支え守るための環境整備

健康寿命の延伸のためには、個人の行動と健康状態の改善に加えて、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図ることが必要であり、そのためには、就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の取組に加え、住み慣れた地域でのつながりをもつことができる環境やこころの健康を守るための環境を整えることが重要です。

さらに、健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然と健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い人を含む幅広い対象に向けた健康づくり及び生活習慣病予防を推進します。

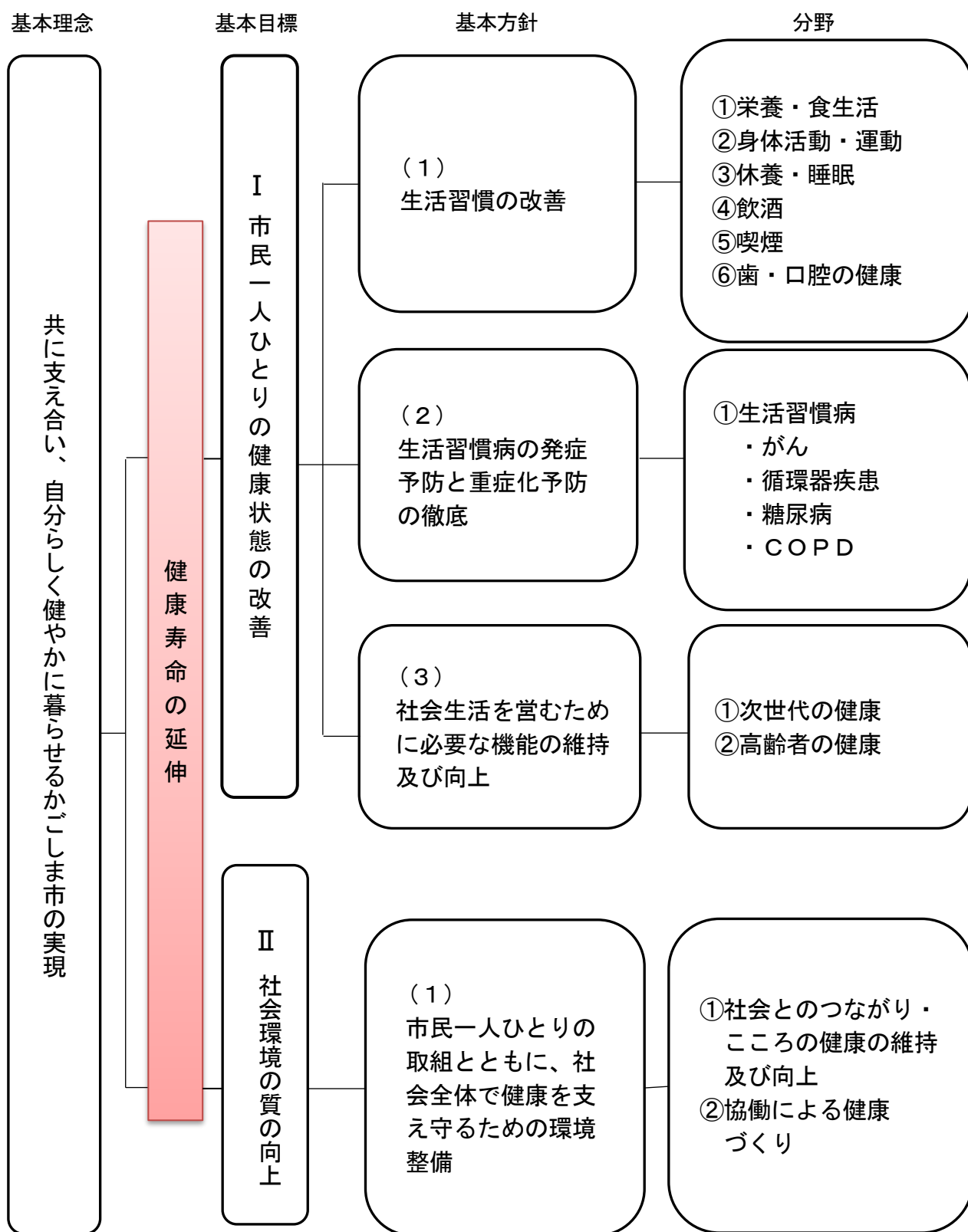
また、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備として、保健・医療・福祉等へのアクセスを確保することに加え、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）^{※3}をはじめとする自らの健康情報を入手し、主体的に健康づくりに取り組めるよう促します。

これまでの市民一人ひとりの取組を継続するとともに、社会全体で個人の健康を支え守る環境づくりに努めます。

※2) ロコモティブシンドローム：運動器の障害により移動機能が低下している状態。

※3) PHR：個人の医療・介護・健康に関するデータのこと。

図表 I : 施策の体系



第4章 施策の展開

1 目標の設定と評価

第三次鹿児島市健康増進計画(すこやかプラン)を効果的に推進するために、市民、関係機関・団体及び行政が目指すべき目標を共有しながら、評価を行い、取組に反映していくことが重要です。このため、基本方針におけるそれぞれの分野において、市民の健康づくりの目標指標となる具体的な目標値を設定し、取り組むこととします。

目標の評価については、実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、計画開始後6年(令和11年)を目途にすべての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後11年(令和16年)を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映させていきます。

また、他の計画において、目標が設定されている場合は、これらとの整合性に留意し、目標項目を設定しています。

2 具体的目標

I 市民一人ひとりの健康状態の改善

(1) 生活習慣の改善

① 栄養・食生活

(分野目標)

1日3食バランスのとれた食事をとって、適正体重を維持します。

現状と課題

適正体重を維持することは、生活習慣病予防においてとても大切です。

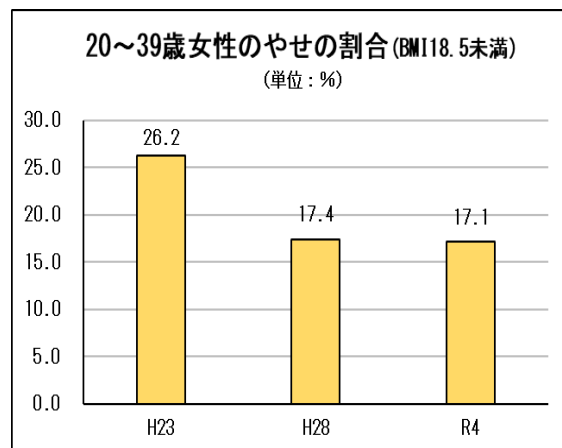
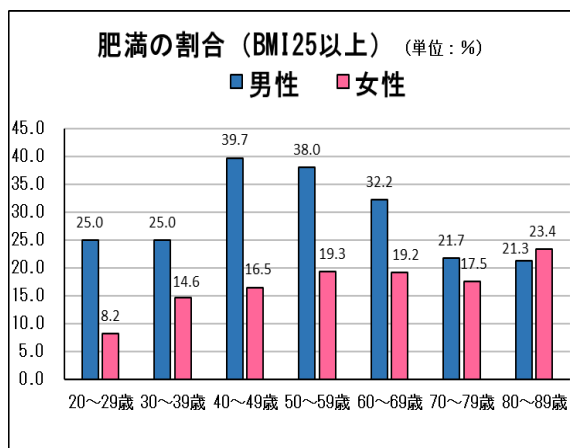
前計画の最終評価では、「肥満者の割合」は、働き盛りの40～50歳代の男性で、約4割を占めていました。また、男女ともに、60歳代以上の女性を除き、増加傾向にありました。

一方で、20～30歳代の女性の「やせの割合」は、減少傾向にあり、改善していました。人生100年時代において、高齢者のフレイル^{※1)}も課題となっていますが、65歳以上の「やせの割合」は、男女ともに変わらない傾向にありました。

また、「1回の食事で、主食、主菜、副菜をすべてとるようにしている人の割合」「減塩に気を付けている人の割合」は策定時より減少していました。

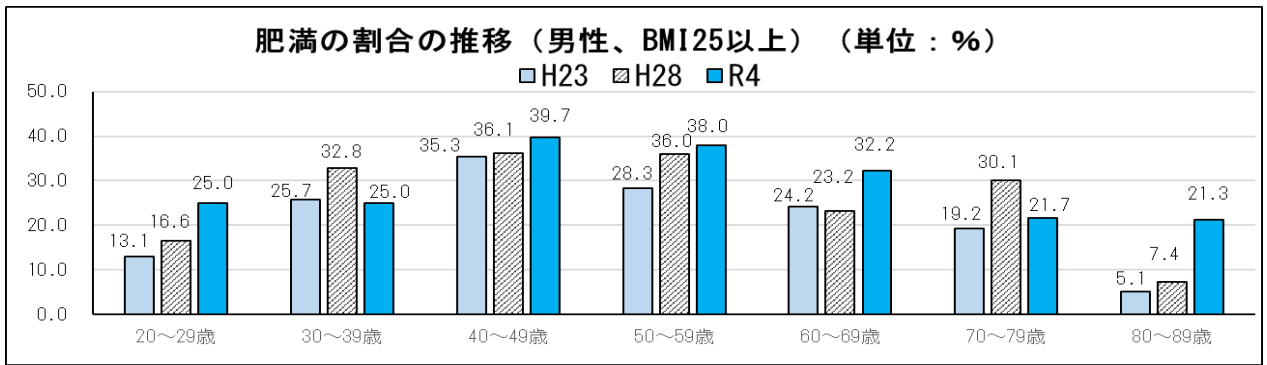
家庭での食事のとり方や食品の購入方法等、社会環境等も変化していますが、私たちが心身ともに健康で生涯にわたって生き生きと暮らしていくために「食」は欠かせないものです。肥満とやせが健康に及ぼす影響等、市民自らが食の重要性を認識し、正しい食習慣を心がけることにより、適正体重を維持することが大切です。

あわせて、個人の食事を支える食環境づくりを行う必要があります。

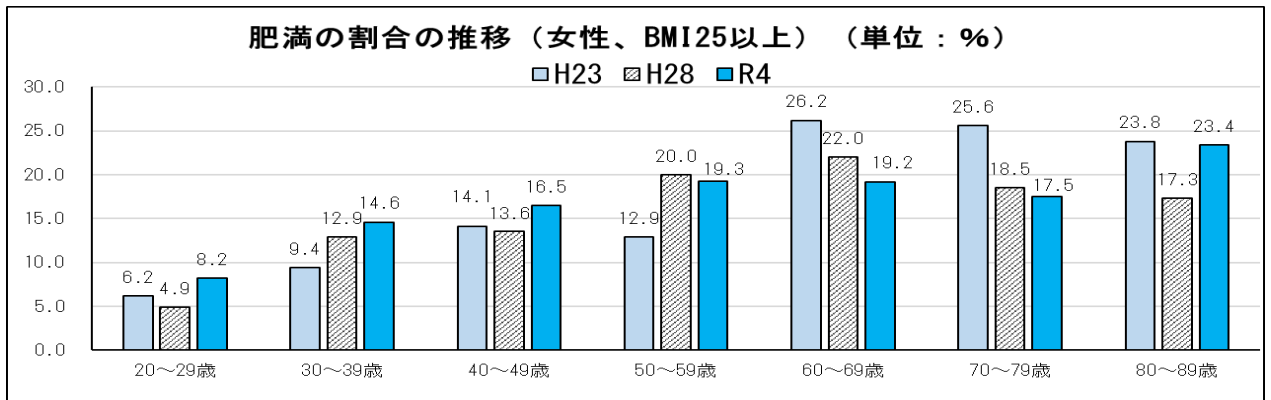


R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

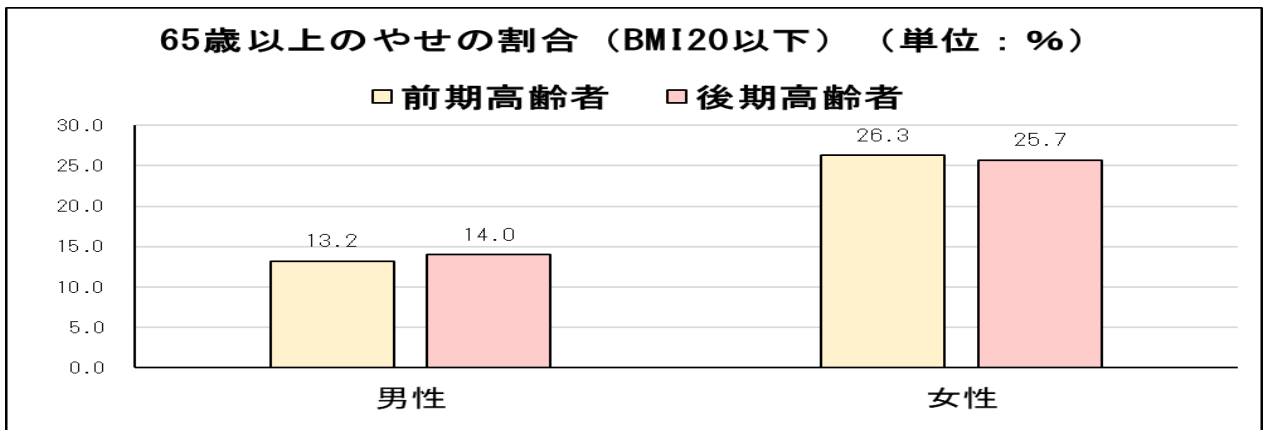
※1) フレイル: 加齢によって、心身が衰えている状態。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

基本的な考え方

肥満は、がん、高血圧、糖尿病等の生活習慣病との関連があります。また、若年（20～30歳代）の女性等に見られるやせは、骨量の減少や低出生体重児^{※2} 出産のリスク等との関連があり、高齢者のやせは、肥満より死亡率が高くなると言われています。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事は、栄養素の過不足ない食事につながり、生活習慣病の発症予防、生活機能の維持・向上のために重要です。

また、循環器死亡抑制のために、野菜や果物の摂取量を増やすことや、減塩の取組を進めること等、食習慣改善に向けた取組が必要です。

※2) 低出生体重児：生まれた時の体重が2,500g未満の新生児。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
適正な体重を維持している人の割合の増加			
20～69 歳男性の肥満者 ^{注1)} の割合の減少	33.6%	32%未満	30%未満
40～69 歳女性の肥満者 ^{注1)} の割合の減少	18.3%	17%未満	15%未満
20～39 歳女性のやせ ^{注2)} の人の割合の減少	17.1%	16%	15%
児童・生徒の肥満傾向児 ^{注3)} の割合の減少			
小学生	11.7%	減少	減少
中学生・高校生	6.2%	減少	減少
低栄養 ^{※3)} 傾向の高齢者(65 歳以上) ^{注4)} の割合の減少			
65 歳以上男性	12.9%	11%未満	10%未満
65 歳以上女性	25.7%	24%未満	22%未満
1 回の食事で、主食・主菜・副菜をすべてとるようにしている人の割合の増加			
中学生・高校生	40.4%	45%	50%
20～59 歳	20.2%	34%	45%
60 歳以上	36.8%	44%	50%
減塩に気をつけている人の割合の増加			
20～59 歳	24.7%	39%	50%
60 歳以上	55.3%	61%	65%
(* 成人 1 人当たりの 1 日平均食塩摂取量)	(10.7g)		(7g)
野菜を毎食食べている人の割合の増加			
20～59 歳	8.8%	15%	20%
60 歳以上	17.8%	24%	30%
(* 成人 1 人当たりの 1 日平均野菜摂取量)	(318.8g)		(350g)
果物を毎日食べている人の割合の増加			
20～59 歳	現状値なし	25%	30%
60 歳以上	現状値なし	35%	40%
(* 成人 1 人当たりの 1 日平均果物摂取量)	(112.2g)		(200g)
健康に配慮した飲食店の増加	244 店	300 店	344 店
朝食を毎日食べる人の割合の増加			
小学生	93.9%	95%	97%
中学生・高校生	85.6%	92%	97%
20～59 歳	68.5%	74%	78%
60 歳以上	89.5%	93%	95%

注 1 肥満者：実測体重と身長とを比較した分類（BMI）にて、BMI が 25 以上の人のこと。

注 2 やせ：実測体重と身長とを比較した分類（BMI）にて、BMI が 18.5 未満の人のこと。

注 3 肥満傾向児：小・中学生は、実測体重と日比式から求められる標準体重とを比較した分類にて、その値が 20%以上の人のこと。高校生は、実測体重と身長とを比較した分類（BMI）にて、BMI が 25 以上の人のこと。

注 4 低栄養傾向の高齢者：実測体重と身長とを比較した分類（BMI）にて、BMI が 20 以下の人のこと。なお、高齢者の低栄養の分類においては、BMI はあくまでも目安であり、体重減少や欠食をすることがあるなど栄養に偏りがある状態の方も含める。

※3) 低栄養：健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態のこと。

市民の取組

- ・肥満とやせが健康に及ぼす影響等を正しく理解しましょう。
- ・自分の適正体重を知り、体重コントロールに努めましょう。
- ・自分に合った食事の量を知り、1日3食、主食・主菜・副菜のそろったバランスのよい食事を取りましょう。
- ・野菜を毎食食べ、1日350gの摂取を目標にしましょう。
- ・果物を毎日食べ、1日200gの摂取を目標にしましょう。
- ・食塩のとり過ぎに気をつけ、1日7g未満を目標にしましょう。
- ・食品を選択するときは、食品表示（栄養成分表示）を確認しましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・望ましい食生活に関する情報や、研修会・講演会等の情報をSNS^{※4)}等も活用して発信しましょう。
- ・食育と連動した栄養・食生活の取組を推進し、実践しましょう。
- ・飲食店は、健康に配慮した食事の提供に努めましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
○食育推進事業	保健政策課
○健康に配慮したメニューやサービスを提供する飲食店の普及啓発	保健政策課
○食育フェスタ開催事業	保健政策課
○生活習慣改善支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○栄養改善対策事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○食生活改善推進事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○すこやか長寿健康支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○シニア世代のヘルスプロモーション ^{※5)} 事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○食による適正体重化事業	保健予防課（保健センター）
○健診受診者保健指導事業	国民健康保険課
○農林水産物PR事業	生産流通課
○地域農業まつり	生産流通課
○鹿児島市農林水産まつり	都市農業センター
○収穫体験事業	都市農業センター
○花園マルシェ実施事業	都市農業センター
○各教科等や学校給食を通じた「食に関する指導」の充実	学校教育課・保健体育課・中央学校給食センター
○給食だよりの活用	保健体育課・保育幼稚園課
○小児生活習慣病予防検診	保健体育課

※4) SNS：Social Networking Service 人と人との社会的な繋がりを維持、促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービスのこと。

※5) ヘルスプロモーション：WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章で提唱し、2005年のバンコク憲章で再提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されているもの。

②身体活動・運動

(分野目標)

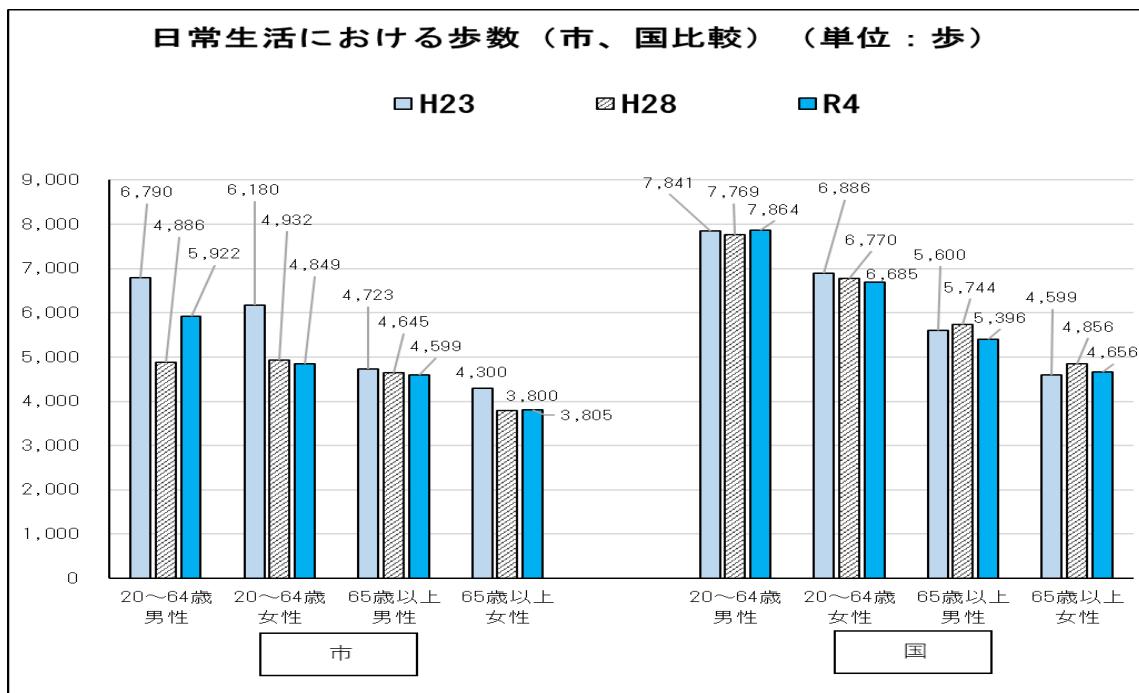
暮らしの中で意識してからだを動かします。

現状と課題

身体活動・運動は、妊婦・産後の女性、慢性疾患や障害のある人を含め、さまざまな人々に対して健康効果が得られるとされています。

前計画の最終評価では、「1日の平均歩数」「運動習慣者の割合」は目標に及ばず、国と比較しても少ない結果でした。

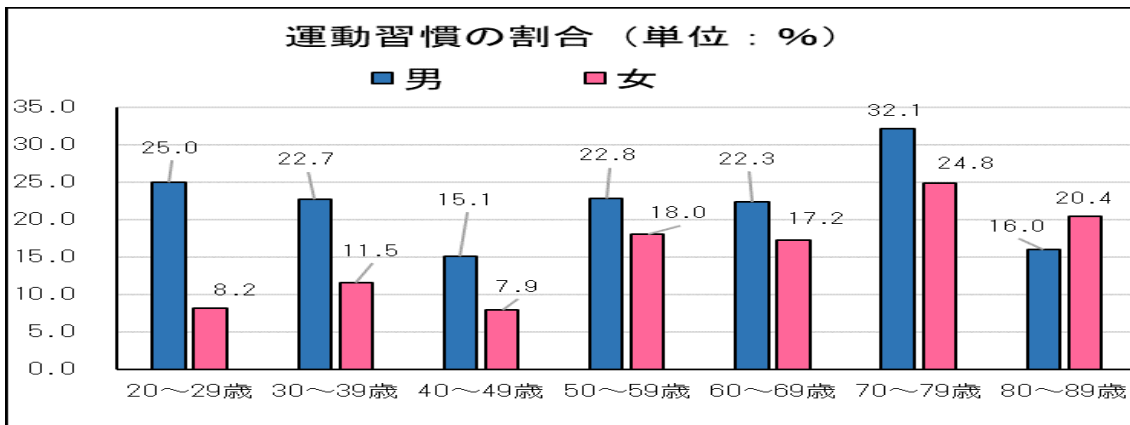
外出や、スポーツをする機会が減少したことにより、「運動習慣者の割合」は減少したと考えられます。機械化・自動化の進展や移動手段の発達等、生活環境の変化が労働・家庭・移動場面における歩行機会の減少をもたらした可能性があります。身体活動量の減少は、肥満や生活習慣病発症の危険因子であるだけでなく、高齢者の自立度低下や虚弱にもつながることから、運動の大切さを理解し、習慣化させることが必要です。



R4 かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

身体活動・運動とは・・・

家事・庭仕事・通勤のための歩行やこどもの外遊び等の日常生活活動、余暇に行う趣味・レジャー活動や運動・スポーツ等、からだを動かすことすべてが含まれます。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

基本的な考え方

「日常生活における歩数」は、日常生活における労働、家事、通勤・通学等の「生活活動」を反映していると考えられ、「歩数の増加」は、健康寿命の延伸や社会生活機能の維持・増進につながります。身体活動量を増やすためには、無理なく日常生活の中で活動量を増やすことから始めていくことが大切です。

歩数は、スマートフォン等で測定・評価がしやすい指標です。身体活動の大切さについて広く普及啓発し、市民が暮らしの中で意識してからだを動かし、日常生活における歩数が増加するように努めます。

また、運動習慣のある人は、ない人に比べて生活習慣病発症や死亡のリスクが低いことが報告されています。こどもの頃から運動をする楽しさを体感し、継続していくことが重要です。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
日常生活における歩数の増加			
20～64 歳男性	5,922 歩	6,500 歩	7,000 歩
20～64 歳女性	4,849 歩	6,000 歩	7,000 歩
65 歳以上男性	4,599 歩	5,500 歩	6,000 歩
65 歳以上女性	3,805 歩	5,000 歩	6,000 歩
運動習慣者 ^{※6)} の割合の増加			
20～64 歳男性	20.5%	25%	30%
20～64 歳女性	9.7%	21%	30%
65 歳以上男性	25.8%	34%	40%
65 歳以上女性	22.1%	32%	40%
体育の授業以外で、週3日以上、1日30分以上の身体活動や、運動をする機会のある児童・生徒の割合の増加			
小学生	57.9%	73%	85%
中学生	59.0%	68%	75%
高校生	47.1%	54%	60%

※6) 運動習慣者：1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人のこと。

市民の取組

- 身体活動の大切さを知り、日常生活の中でからだを動かすようにしましょう。
- 具体的な目標歩数を意識して、歩きましょう。
- 健康づくりに興味・関心を持ち、イベントに参加しましょう。
- 高齢者は積極的に外出するように心がけましょう。
- 身体活動を継続できるアプリケーション^{※7)} 等も活用して、身体を動かすようにしましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- 児童・生徒や保護者に向けて、からだを動かすことの大切さの普及啓発を図り、運動する機会をつくりましょう。
- 運動普及推進員^{※8)} 等のボランティアを活用しながら、運動に取り組める環境づくり（歩こう会の開催等）に努めましょう。
- 通勤、通学を利用した運動を促進しましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
○ウォーキングの普及啓発	保健政策課
○生活習慣改善支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○運動普及推進員支援事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○地域保健活動事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○よかよか元気クラブ ^{※9)} 活動支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○地域リハビリテーション活動支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○健診受診者保健指導事業（再掲）	国民健康保険課
○健康増進施設管理運営事業	健康福祉政策課
○自然遊歩道の利用促進	環境保全課
○シェアサイクル運営事業	環境政策課
○レクリエーション活動等支援事業	障害福祉課
○マリニピア喜入管理運営事業	スポーツ課
○スパランド裸・良・楽管理運営事業	スポーツ課
○新鴨池公園水泳プール整備・運営事業	スポーツ課
○鹿児島マラソン	スポーツ課
○ランニング桜島	スポーツ課
○かごしま健康の森公園管理運営事業	公園緑化課
○鹿児島ふれあいスポーツランド管理運営費	公園緑化課
○自転車走行ネットワーク形成事業	道路建設課

※7) アプリケーション：ある特定の機能や目的のために開発、使用されるソフトウェアのこと。

※8) 運動普及推進員：健康づくりのための運動を普及するボランティアのこと。

※9) よかよか元気クラブ：住民が主体となって概ね週1回活動する集まりで、住み慣れた身近な地域で「鹿児島よかよか体操」を中心とした健康づくりを行う。

③休養・睡眠

(分野目標)

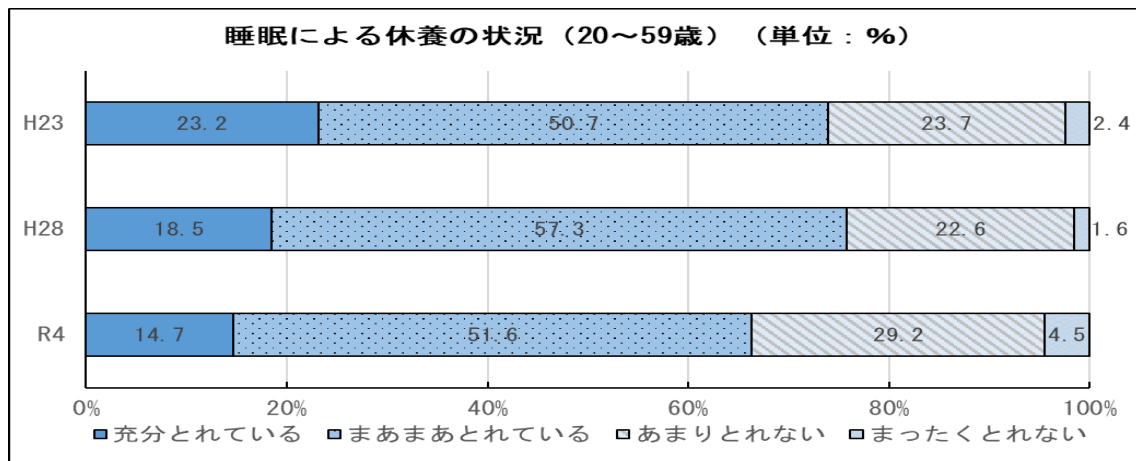
休養や睡眠で、からだところをリフレッシュします。

現状と課題

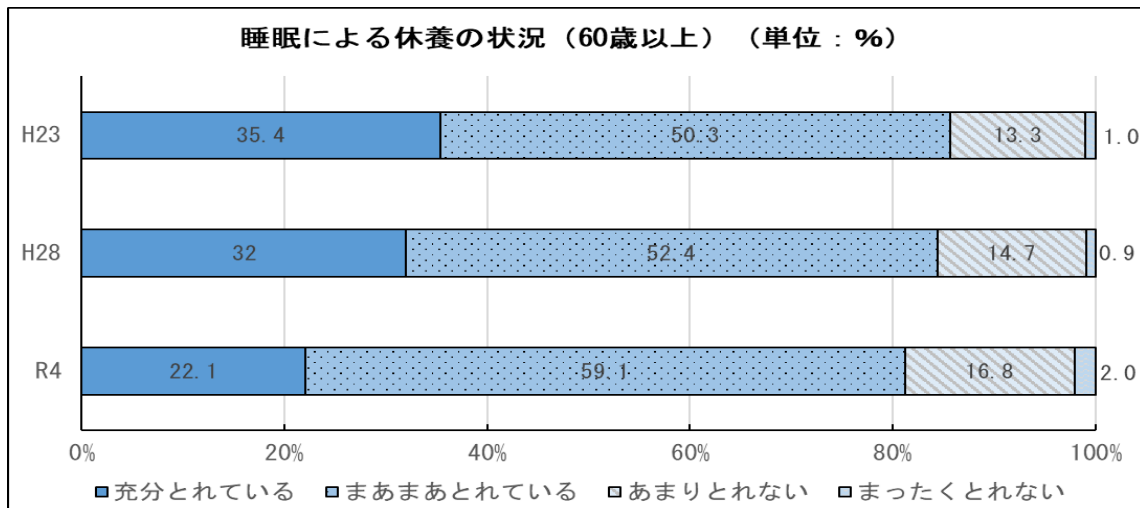
日々の生活において、十分な睡眠や余暇活動は、心身の健康に欠かせないと言われています。睡眠不足を含め様々な睡眠の問題が慢性化すると、肥満、高血圧、糖尿病、心疾患や脳血管障害の発症リスクと症状悪化に関連し、死亡率の上昇にも関与することが明らかとなっています。

前計画の最終評価では、「睡眠による休養がとれている人の割合」は、策定時と比べて減少しており、特に20～59歳が大きく減少していました。

睡眠不足には、若年層、壮年層、高齢者、性差によって異なる原因が関与していると言われてはいますが、いずれの年代層においても、健康増進において睡眠や余暇が日常生活の中に適切に取り入れられた生活習慣の確立が重要です。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

基本的な考え方

心身の疲労を回復させるためには、十分な睡眠をとり、余暇等であらだやこころを養うことが大切です。

良い睡眠には、睡眠の質と量のいずれも重要であることから、睡眠の正しい知識の普及や休養の方法、リラックス法等の情報提供に努めます。

また、企業等に働きかけ、従業員の睡眠時間を確保し、健康維持につながる取組を推進します。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
睡眠による休養がとれている人の割合の増加			
20～59 歳	64.3%	70%	75%
60 歳以上	77.6%	85%	90%
睡眠時間が十分に確保できている人の割合の増加			
20～59 歳（6～9 時間）	現状値なし	50%	60%
60 歳以上（6～8 時間）	現状値なし	50%	60%

市民の取組

- ・睡眠による休養に関する情報の入手に努め、実践しましょう。
- ・規則正しい生活を心がけましょう。
- ・十分な睡眠時間を確保しましょう。
- ・心身のストレスのサインに気づき、休養・気分転換・運動等でリフレッシュしましょう。
- ・積極的に疲労回復に取り組み、余暇時間を楽しみましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・睡眠や休養に関する適切な情報を発信しましょう。
- ・企業等では、長時間労働の削減の取組を進め、労働者が健康で充実した働き方ができる環境を整えましょう。
- ・企業等では、勤務終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設ける勤務間インターバル制度^{※10}を導入し、働く人の生活時間や睡眠時間を確保しましょう。

※10) 勤務間インターバル制度：労働者の健康維持やワークライフバランスの確保を目的として、事業主の「努力義務」として規定されている。この制度では1日の仕事の終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定の休息時間を設けるよう努めなければならない。たとえば9時から18時までの勤務では、勤務終了時間である18時から翌日の9時までの時間が勤務間インターバルである。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健福祉推進事業 ○生活習慣改善支援事業（再掲） ○シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲） ○働く世代の健康づくり事業（再掲） 	<p style="text-align: center;">保健支援課</p> <p>保健予防課（保健センター・保健福祉課）</p> <p>保健予防課（保健センター・保健福祉課）</p> <p style="text-align: center;">保健政策課</p>

④ 飲酒

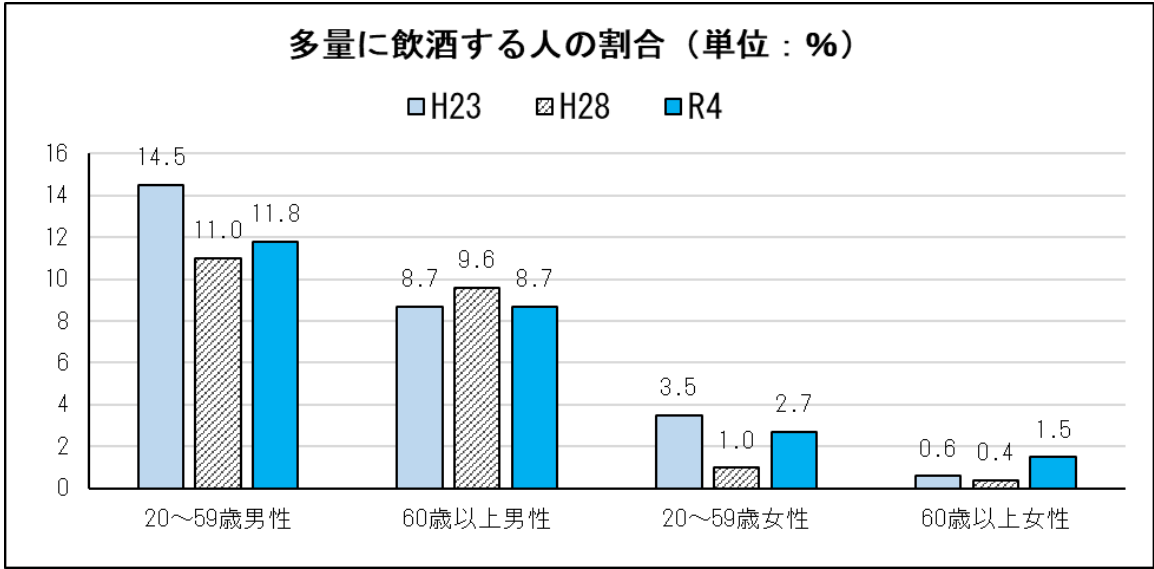
(分野目標)
節度ある、適度な量の飲酒に心がけます。

現状と課題

飲酒は、様々な健康障害との関連が指摘されており、アルコール性肝障害、膵炎等の臓器障害や、高血圧、心血管障害、がん等に深く関連しています。加えて、不安やうつ、自殺、事故といったリスクとも関連するとされています。

前計画の最終評価では、「多量に飲酒する人の割合」は、策定時と比較して20～59歳の男女は減少しているのに対し、60歳以上については、男性は変化なく、女性は増加していました。また、中間評価と比較すると、男性は減少傾向にあるのに対し、女性は増加傾向でした。「飲酒する成人のうち、飲酒しない日を週2日以上設ける人の割合」は、20～59歳男性以外は悪化していました。「適正飲酒量を知っている人の割合」は、どの年代においても目標以下の割合となっており、正しく認識されていないことが課題です。

飲酒による健康影響等について、関係機関、関係団体、事業者等と連携して、引き続き、わかりやすい普及啓発を行っていく必要があります。



R4 かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

基本的な考え方

過剰な飲酒は、アルコール依存症をはじめとしたアルコール関連疾患を引き起こす可能性が高いため、適正飲酒についての正しい知識の普及啓発に取り組みます。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少			
20歳以上男性	9.9%	8.5%	7.0%
20歳以上女性	2.1%	1.5%	1%
適正飲酒量 ^{※11)} を知っている人の割合の増加			
20歳以上男性	37.3%	45%	60%
20歳以上女性	43.4%	50%	60%

市民の取組

- ・ 飲酒が健康に及ぼす影響について学習しましょう。
- ・ 適正な酒量（アルコール量）について知識を深めましょう。
- ・ 飲酒で悩んだら、早めに保健所や専門機関に相談しましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・ 適正飲酒や、過剰飲酒の影響に関する情報を発信しましょう。
- ・ 20歳未満の人や妊婦への酒類提供は控えましょう。
- ・ 飲酒相談窓口を充実させましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
○生活習慣改善支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○元気いきいき検診事業（再掲）	保健予防課
○精神保健福祉推進事業（再掲）	保健支援課
○健診受診者保健指導事業（再掲）	国民健康保険課
○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	保健体育課

※11) 適正飲酒量：1日の適正飲酒量の目安は、純アルコールで20g。なお、個人の体質や体格により異なる。

⑤喫煙

(分野目標)
喫煙が健康に及ぼす影響を理解し、受動喫煙^{※12)} 防止に取り組みます。

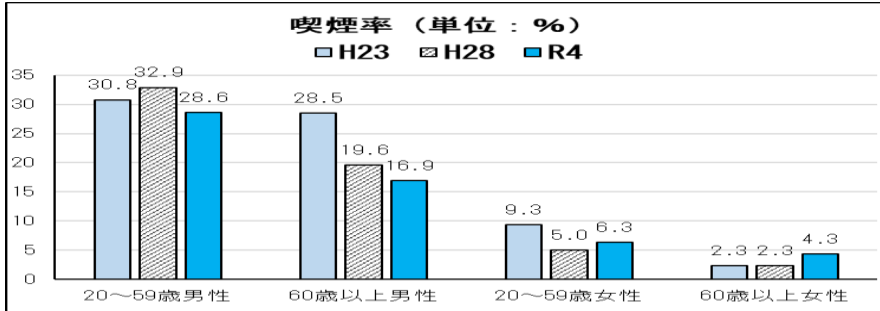
現状と課題

喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患（特にCOPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病、周産期の異常等の危険因子であり、喫煙者本人のみならず、受動喫煙により、周囲の人にも影響を与えます。

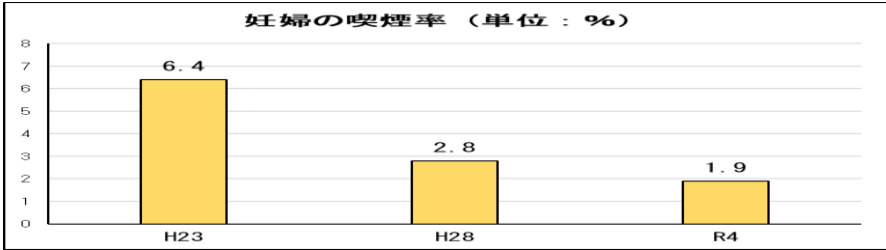
平成30年からのたばこの税率の段階的な引上げ、令和2年度からの改正健康増進法の全面施行により、多数の者が利用する施設等において原則屋内禁煙^{※13)}が義務化されたことから、前計画の最終評価では、「成人の喫煙率」や「妊婦の喫煙率」、「日常生活で受動喫煙の機会を有する人の割合」は、減少していました。

受動喫煙を経験した場所についての調査では、成人・中高生は路上、小学生は家庭が多いという結果が出ていました。

受動喫煙の機会が増えると、将来の健康にも影響があることから、今後、家庭や屋外も含め、社会全体で受動喫煙防止の着実な実行が重要です。また、加熱式たばこ^{※14)}については、その長期の健康影響についてはまだ明らかではないですが、有害成分分析等による健康リスクが報告されています。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

※12) 受動喫煙：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。
 ※13) 禁煙：たばこを吸うことを禁止すること。
 ※14) 加熱式たばこ：たばこ葉や、その加工品を電氣的に加熱し、発生させたニコチンを吸入するたばこ製品。

基本的な考え方

喫煙による健康被害についての知識の普及等に取り組んでいくとともに、地域や職場等と連携した取組を進めていきます。

また、生活習慣病予防のためにも禁煙支援の充実を図るとともに、受動喫煙防止対策の一層の推進に努めます。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
成人喫煙率の減少（喫煙をやめたい人がやめる）	11.9%	10.8%	10%
妊婦の喫煙率の減少	1.9%	0%	0%
日常生活で、受動喫煙の機会を有する人の割合の減少			
小学生	18.9%	減少	0%
中学生・高校生	32.9%	減少	0%
20歳以上	27.6%	減少	0%

市民の取組

- ・ 指定された喫煙場所以外や、妊婦・子ども等非喫煙者のいる場所では喫煙しないようにしましょう。
- ・ 禁煙をしたい人は、専門機関に相談しましょう。
- ・ 妊婦は、自身の妊娠合併症等のリスクを高めるだけでなく、胎児にも悪影響があるため喫煙は控えましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・ 喫煙と健康に関する情報を発信しましょう。
- ・ 禁煙希望者が積極的に禁煙に取り組むことが出来るように支援しましょう。
- ・ 受動喫煙を防止する環境づくりに努めましょう。
- ・ 20歳未満の人や妊婦へのタバコの提供は、控えましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
○生活習慣改善支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○妊婦健康診査事業	母子保健課（保健センター・保健福祉課）
○元気いきいき検診事業（再掲）	保健予防課
○受動喫煙防止対策事業	保健政策課
○健診受診者保健指導事業（再掲）	国民健康保険課
○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	保健体育課

⑥ 歯・口腔の健康

(分野目標)
毎日の歯磨きや定期検診で、歯と口の健康を保ち、
よく噛んでおいしく食べます。

現状と課題

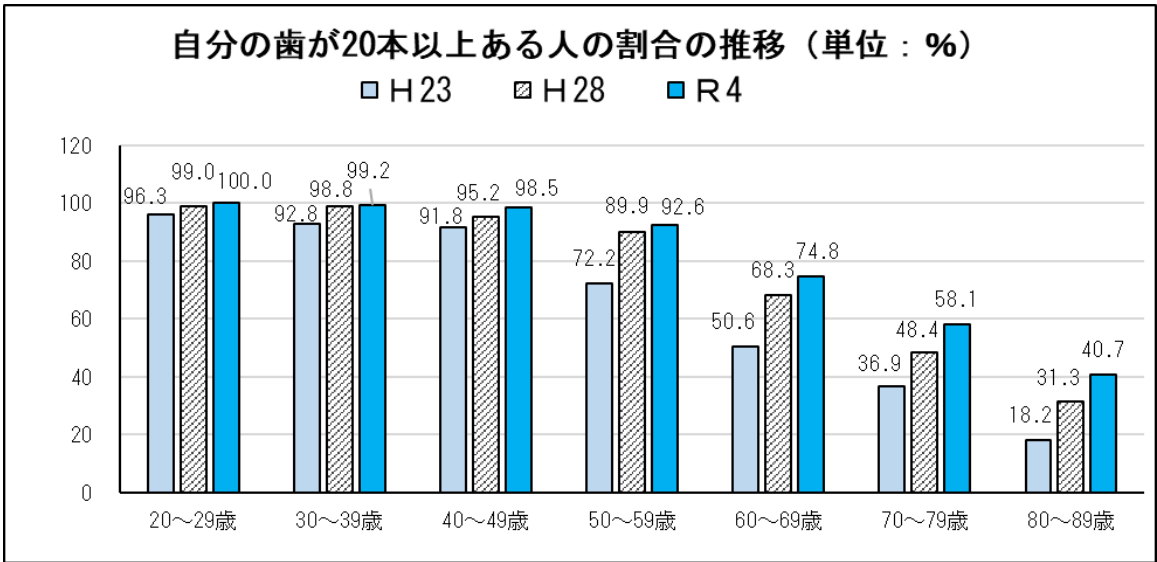
歯と口腔の健康は、全身の健康にも関連し、食事や会話を楽しむ等豊かな生活を営むための基盤となります。

前計画の最終評価では、「乳幼児・学齢期のう蝕^{※15)}のない人の割合」は、策定時より改善していますが、「成人の進行した歯周病^{※16)}を有する人の割合」は増加していました。

生涯にわたる歯・口腔の健康が生活の質に寄与することを踏まえ、歯・口腔の健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められています。

【自分の歯が20本以上ある人の推移（年齢階級別）】

20歯以上ある人の割合は、50歳代以降、高齢になるほど低下しています。80歳で20歯以上ある人は、概ね3人に1人です。



R4 かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

※15) う蝕：むし歯。歯垢の中の細菌が飲食物に含まれる糖分を利用して酸を作り、その酸によって歯が溶かされる病気。

※16) 歯周病：歯に付着した歯垢の中の細菌により、歯肉に出血や腫れなどの炎症が起こり、進行すると歯を支えている骨が溶かされ、歯が抜けてしまう病気。

基本的な考え方

歯や口腔の健康を維持するために、歯磨き等の自己管理とともに、定期的な歯科検診を行うよう啓発に努めます。また、ライフステージごとの特性を踏まえながら、生活習慣や社会環境等を含めた歯科口腔保健対策を推進します。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
80歳で20歯以上有する人の割合の増加	47%	54%	60%
乳幼児・学齢期のう蝕(むし歯)のない人の割合の増加			
3歳児で4本以上のう蝕のない人の割合	96.3%	98%	100%
12歳でう蝕のない人の割合	64.9%	70%	75%
歯周病を有する人の割合の減少			
40歳以上	39.0%	37%	35%
1年に1回は歯科検診を受けている人の割合の増加			
20歳以上	51.5%	75%	95%
よく噛んで食べることができる人の割合の増加			
50歳以上	71.6%	76%	80%

市民の取組

- ・生涯を通じて自分の歯でおいしく食べられるように、歯磨き等の自己管理とともに、定期的な歯科検診と専門的な口腔ケアを受けましょう。
- ・口の機能の発達や維持・向上のために、1口30回、よく噛んで食べるようにしましょう。

関係団体・学校・地域・職場の取組

- ・生涯を通じた歯や口の健康を維持するために、正しい知識の普及啓発に努めましょう。
- ・定期的な歯科検診や治療等、受診しやすい環境整備に努めましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
○歯科保健事業	保健予防課
○元氣いきいき検診事業（再掲）	保健予防課
○乳幼児歯の健康づくり事業	保健予防課
○子ども達の歯と口の健康を守るための歯科健診事業	保健予防課
○すこやか長寿健康支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○生活習慣改善支援事業（再掲）	保健予防課
○一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（再掲）	保健予防課
○学校での歯・口の健康づくりへの取組	保健体育課
○学校定期歯科検診・事後指導の徹底	保健体育課
○家庭や関係機関と連携した歯科保健指導の充実	保健体育課

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

①生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病・COPD）

（分野目標）

- ・よい生活習慣を心がけ、生活習慣病の発症予防に取り組みます。
- ・健康診査やがん検診を受診し、受診後の指導や治療もしっかり受け、重症化予防にも取り組みます。

現状と課題

本市の死亡原因は、がん（悪性新生物）、循環器疾患（心疾患・脳血管疾患）等の生活習慣病が上位を占めています。高齢化に伴い、今後その有病者数の増加が見込まれており、健康寿命の延伸を図る上でも引き続き重要な課題となっています。

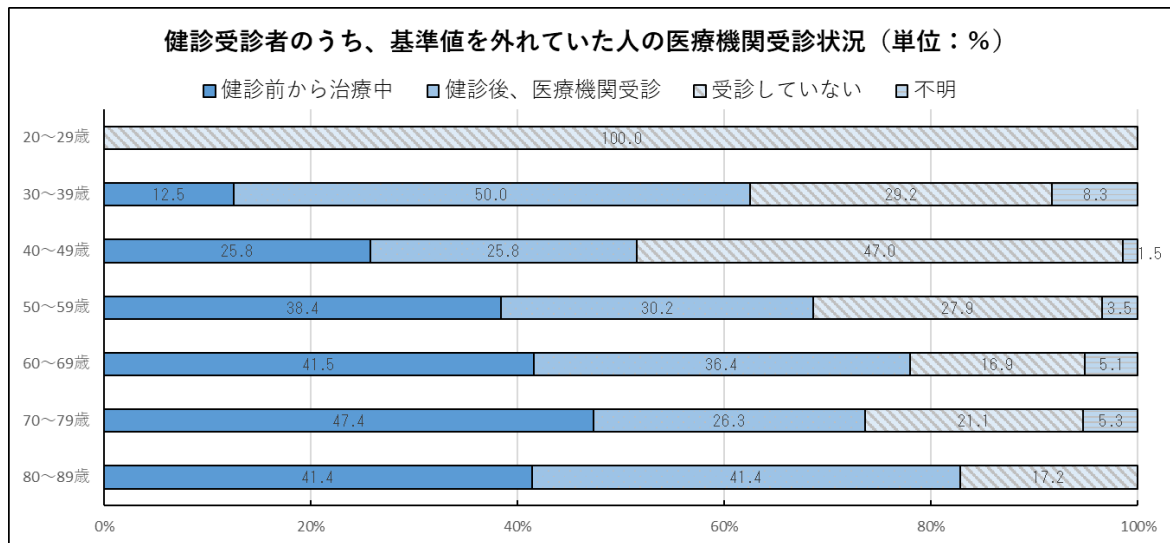
前計画の最終評価では、すべてのがん検診の受診率は目標を達成していますが、「虚血性心疾患の年齢調整死亡率」や「メタボリックシンドローム^{※17)}の該当者・予備群の割合」は悪化していました。さらに、「特定保健診査・特定保健指導の実施率」は、策定時に比べ、改善しているものの目標値に及ばない状況でした。

がん検診については、職域におけるがん検診の実施が増加したことが一因ではないかと考えられます。受診率が向上したため、がんの早期発見、早期治療につながり、がんの年齢調整死亡率は減少しています。

今後も、医療保険者や医療機関等と連携し、健（検）診未受診者対策や保健指導、重症化予防等を実施していくことが必要です。

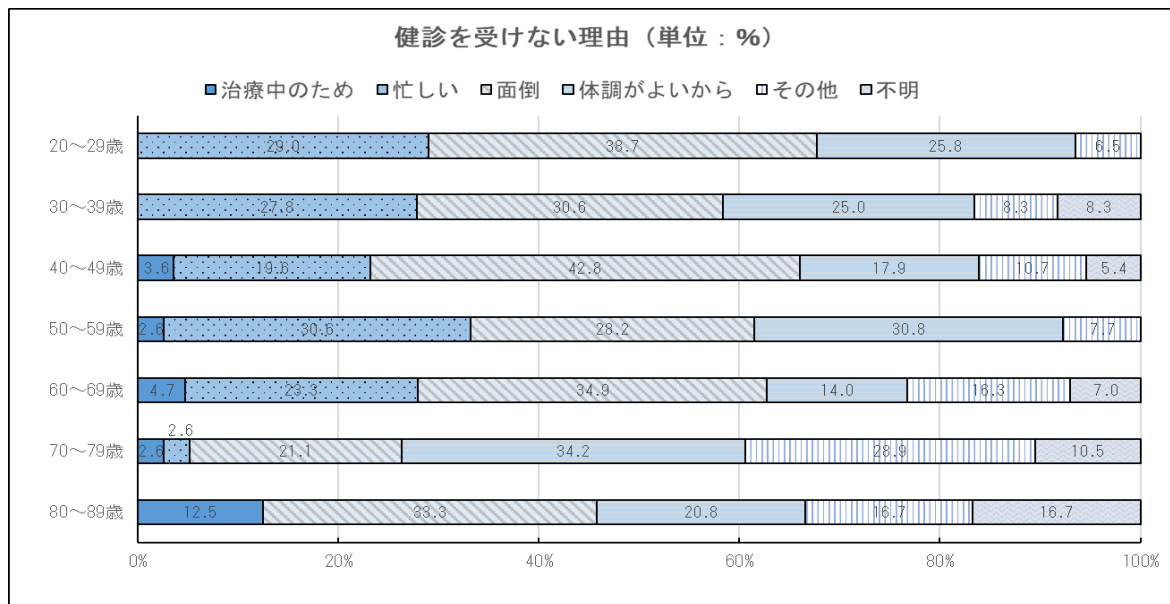
あわせて、生活習慣の改善等により多くの予防が可能なことから、健康知識の普及啓発に努め、健康づくりを推進していくことが重要です。

※17) メタボリックシンドローム:おなかまわりの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常症のうちいずれか2つ以上を合わせもった状態。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

(注) 集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

(注) 集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。

基本的な考え方

がんや、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の生活習慣病について、正しく知るための情報発信を行います。

また、まずは自覚症状がなくても定期的に有効な健（検）診を受けることや自覚症状がある場合にはいち早く医療機関で受診すること、健診後の保健指導を受け、これまでの生活習慣を見直すこと等の重要性について、普及啓発に努めます。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
がん年齢調整死亡率※18)の減少 (人口10万人当たり) (男性) (女性)	126.3人 (168.1人) (88.9人)	減少 — —	減少 — —
がん検診受診率の向上 胃がん(40～69歳) 男性 女性 肺がん(40～69歳) 男性 女性 大腸がん(40～69歳) 男性 女性 子宮頸がん(20～69歳) 女性 乳がん(40～69歳) 女性	60.8% 52.5% 76.9% 64.9% 53.1% 50.0% 52.9% 58.4%	63% 56% 78% 67% 56% 55% 56% 59%	65% 60% 80% 70% 60% 60% 60% 60%
脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率の減少 (人口10万人当たり) 脳血管疾患 男性 女性 心疾患 男性 女性	87.5人 51.3人 164.9人 102.7人	減少 減少 減少 減少	減少 減少 減少 減少
高血圧の改善 高血圧有病率の減少 (140/90mmHg以上の人の割合)	24.7%	22%	20%
脂質(LDLコレステロール)高値の人の減少 160mg/dl以上の人の割合 (40歳以上、内服加療中の者も含む)	12.6%	10.4%	9.5%
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合の減少	31.8%	23.8%	20.9%
特定健康診査の実施率の向上	35.6%	60%	増加
特定保健指導の実施率の向上	26.6%	60%	増加
年間新規透析患者数の減少 (年間新規透析患者数の減少 人口10万人あたり)	167人 (27.8人)	減少 (減少)	155人 (26.9人)
血糖コントロール不良者の割合の減少 HbA1c8.0%以上の人の割合	1.8%	減少	1%
COPDの死亡率の減少(人口10万人あたり)	(R2年) 11.9人	11人	10人

※18) 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間で死亡率を比較するために、一定の基準人口を当てはめて調整したもの。

市民の取組

- ・職場や市の健康診査、人間ドック等の各種健診や健康相談を活用して、高血圧や糖尿病、がん等を早期に発見し、生活習慣の改善や治療をしましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・生活習慣病や健康づくりに関する正しい情報発信に努めましょう。
- ・各世代で健診受診を促し、必要に応じて保健指導を行う等、生涯を通じて生活習慣病予防に取り組めるよう普及啓発を行いましょ。
- ・健（検）診受診後の二次（精密）検診を、必要な方が受診できる環境づくりや、継続治療を要する人への理解と配慮に努めましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
○元氣いきいき検診事業	保健予防課
○胸部エックス線撮影健康診断事業	保健予防課・感染症対策課
○生活習慣改善支援事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○すこやか長寿健康支援事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○個別保健指導事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○特定健康診査事業	国民健康保険課
○健診受診者保健指導事業（再掲）	国民健康保険課
○後期高齢者長寿健診事業（再掲）	長寿支援課
○糖尿病性腎症重症化予防プログラム推進事業	国民健康保険課
○慢性腎臓病予防ネットワーク事業	保健政策課
○受動喫煙防止対策事業	保健政策課

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

①次世代の健康

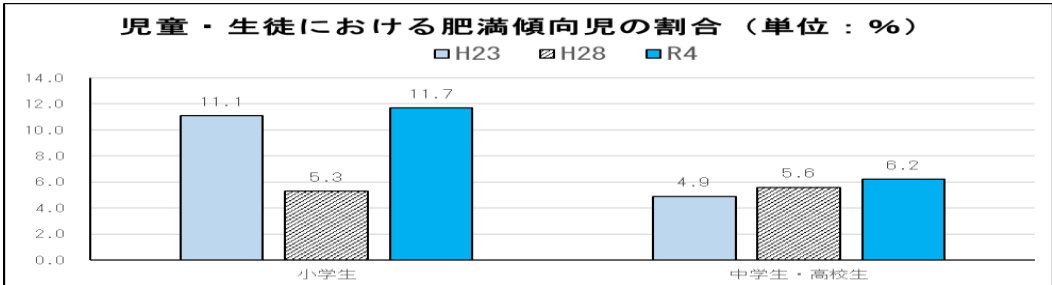
(分野目標)
こどもの頃から、すこやかな生活習慣を身につけます。

現状と課題

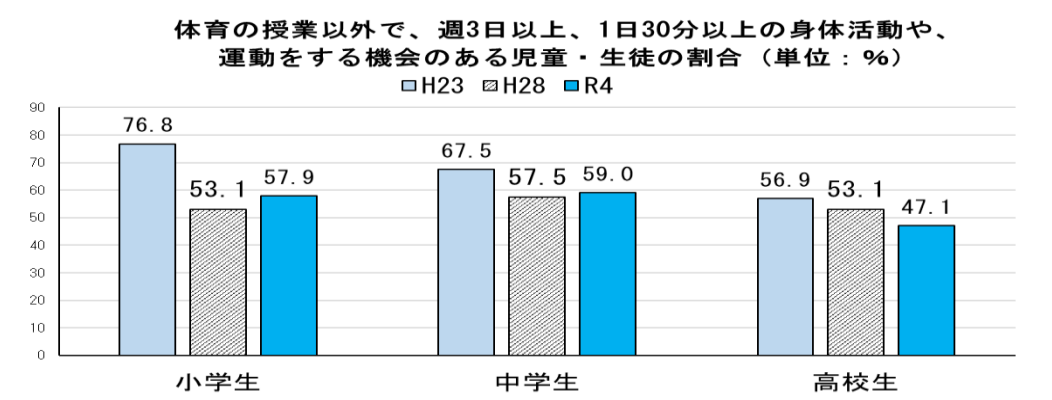
次世代の健康については、子育て支援施設の各種講座や保健センター等の健診等で、妊婦やこどもの健康づくりについて啓発するとともに、保育園や幼稚園、学校の教育の中でも食育や健康づくりに取り組んでいます。

前計画の最終評価では、「1回の食事で、主食・主菜・副菜をすべてとるようにしている人の割合」は、策定時より増加していましたが、「体育の授業以外で、週3日以上、1日30分以上の身体活動や、運動をする機会のある児童、生徒の割合」は、策定時より減少していました。

幼少期からの生活習慣や健康状態は成長してからの健康状態に影響を与えることから、すこやかな生活習慣について普及啓発を図ることが必要です。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

基本的な考え方

こどもの頃からの食習慣や運動習慣は成人期の生活習慣に影響を与えます。

また、胎児期及び出生後早期の環境（特に栄養状態）がその後の健康状態や疾病に影響するといわれています。

生涯にわたって健康な生活習慣を継続できるよう、すこやかな生活習慣を身につけ、生活習慣病予防の基礎づくりを推進します。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
児童・生徒における肥満傾向児の割合の減少【再掲】 小学生 中学生・高校生	11.7% 6.2%	減少 減少	減少 減少
朝食を毎日食べる人の割合の増加【再掲】 小学生 中学生・高校生	93.9% 85.6%	95% 92%	97% 97%
1回の食事で、主食・主菜・副菜をすべてとるようにしている人の割合の増加【再掲】 中学生・高校生	40.4%	45%	50%
体育の授業以外で、週3日以上、1日30分以上の身体活動や、運動をする機会のある児童・生徒の割合の増加【再掲】 小学生 中学生 高校生	57.9% 59.0% 47.1%	73% 68% 54%	85% 75% 60%
適正な体重を維持している人の割合の増加【再掲】 20～39歳女性のやせの人の割合の減少	17.1%	16%	15%
妊婦の喫煙率の減少【再掲】	1.9%	0%	0%

市民の取組

- ・ 1日3食、家族で楽しく、おいしく、バランス良く食べるよう心がけましょう。
- ・ 運動の楽しさを知り、自分に合った運動習慣を身につけましょう。
- ・ 将来の健康に及ぼす影響について正しく理解し、望ましい食習慣や運動習慣、生活リズムを身につけましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・ こどもの頃からの食事と運動の重要性について、情報発信を行い、基本的な生活習慣の定着を促しましょう。
- ・ 企業やスポーツ団体からイベントやスポーツ教室等の情報を提供しましょう。
- ・ 家庭や学校、地域での食育の取組を推進しましょう。

鹿児島市の主な事業

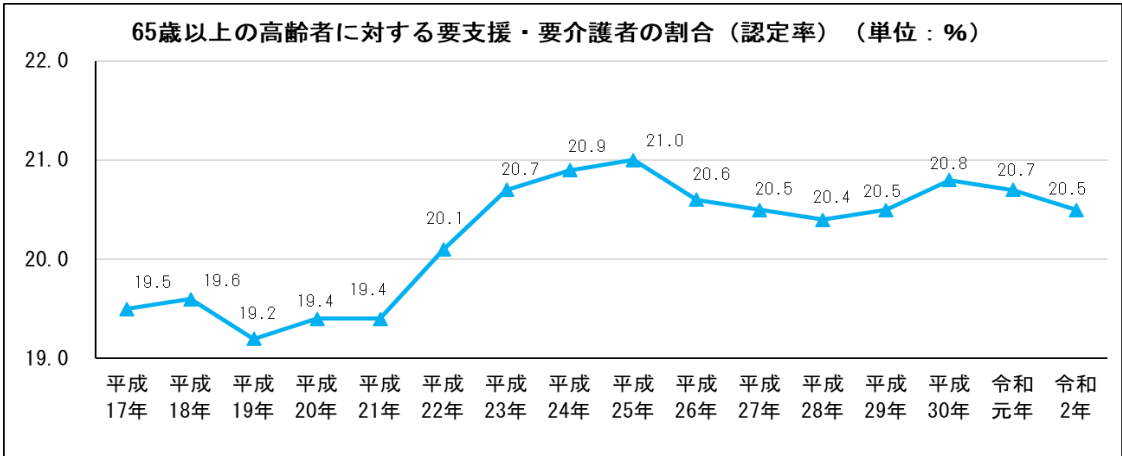
主な事業	担当課
○妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）	母子保健課（保健センター・保健福祉課）
○乳幼児健康診査事業	母子保健課（保健センター・保健福祉課）
○母と子の健康教室事業（育児教室）	母子保健課（保健センター・保健福祉課）
○育児支援事業（育児相談）	母子保健課（保健センター・保健福祉課）
○新生児・妊産婦訪問指導事業	母子保健課（保健センター・保健福祉課）
○食生活改善推進事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○栄養改善対策事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○食による適正体重化事業（再掲）	保健予防課（保健センター）
○学校体育、健康教育・食育の充実	保健体育課
○小児生活習慣病予防検診（再掲）	保健体育課
○すこやか子育て交流館管理運営等事業	こども政策課

②高齢者の健康

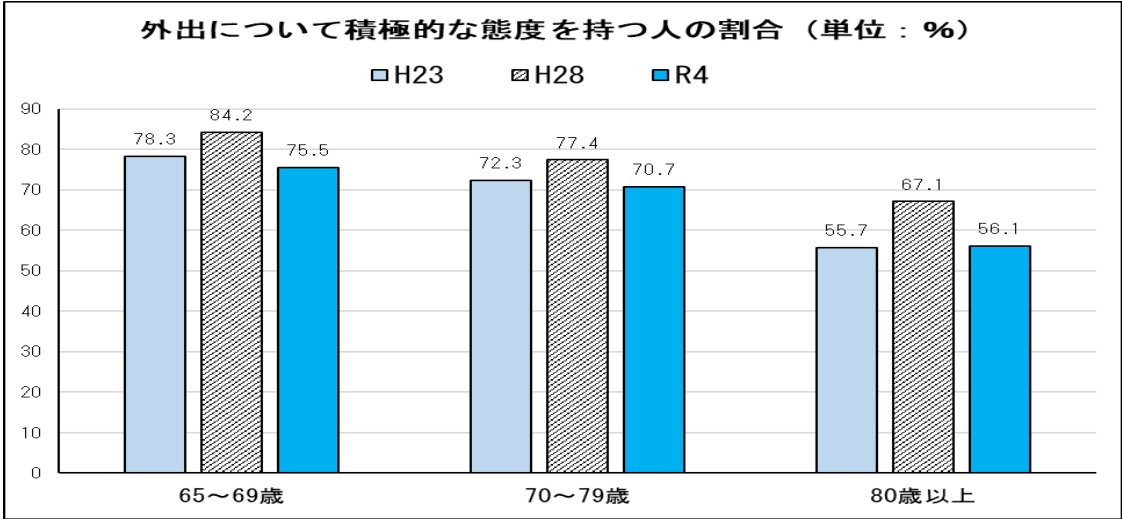
(分野目標)
社会との交流をもち、生涯現役を目指します。

現状と課題

本市でも、高齢化が進行し、要支援・要介護認定者数は年々増加しています。高齢期のやせは、肥満よりも死亡率が高いため、健康を維持するためには、低栄養傾向の高齢者の増加を抑制することが重要です。前計画の最終評価では、「外出について積極的な態度を持つ人の割合」は減少していました。高齢者は社会的孤立に陥りやすく、段階的に社会とのつながりが弱くなる傾向があります。社会参加の機会を増やすためには、活動量を維持し、運動機能の維持・向上を図ることが重要です。



各年とも9月末現在 認定率：要支援・要介護認定者数／第1号被保険者



R4 かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査結果

基本的な考え方

適正体重の維持を含めて生活習慣を見直し、介護予防に取り組みます。

高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送れる（生涯現役）ように、社会参加を促進します。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
低栄養傾向の高齢者の割合の減少【再掲】			
65歳以上男性	12.9%	11%未満	10%未満
65歳以上女性	25.7%	24%未満	22%未満
社会活動を行っている高齢者の割合の増加			
65歳以上男性	74.5%	80%	85%
65歳以上女性	72.1%	77%	82%
日常生活における歩数の増加【再掲】			
65歳以上男性	4,599歩	5,500歩	6,000歩
65歳以上女性	3,805歩	5,000歩	6,000歩
運動習慣者（※）の割合の増加【再掲】			
65歳以上男性	25.8%	34%	40%
65歳以上女性	22.1%	32%	40%
※運動習慣者：1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人			
80歳で20歯以上有する人の割合の増加【再掲】	47%	54%	60%

市民の取組

- ・地域活動に参加する等社会との交流をもち、生涯現役を目指しましょう。
- ・自分の適正体重を知り、やせと肥満が健康に及ぼす影響を理解し、健康づくりに努めましょう。
- ・適度な運動を行い、運動機能の維持・向上に努めましょう。
- ・お口の健康（口腔ケア）に気を配り、栄養バランスのとれた食事を取りましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・高齢者が社会参加や交流できる場をつくりましょう。
- ・やせと肥満が健康に及ぼす正しい知識等を普及しましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
○お達者クラブ※19) 運営支援事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○よかよか元気クラブ活動支援事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○地域リハビリテーション活動支援事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○シニア世代のヘルスプロモーション事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○すこやか長寿健康支援事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（再掲）	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○特定健康診査事業（再掲）	国民健康保険課
○健診受診者保健指導事業（再掲）	国民健康保険課
○後期高齢者長寿健診事業	長寿支援課
○元気高齢者活動支援事業	長寿支援課
○高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施事業	長寿あんしん課
○いきいきグリーンカレッジ	都市農業センター
○生涯学習プラザ事業	生涯学習課
○公民館講座等開催事業	生涯学習課

※19) お達者クラブ：高齢者の介護予防を目的に、健康づくり推進員の運営により地域の公民館等に月に2回集まり、体操や健康講座等を行う。



Ⅱ 社会環境の質の向上

(1) 市民一人ひとりの取組とともに、社会全体で健康を支え守るための環境整備

① 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

(分野目標)

社会とのつながりを持ち、心身ともにすこやかな生活を送ります。

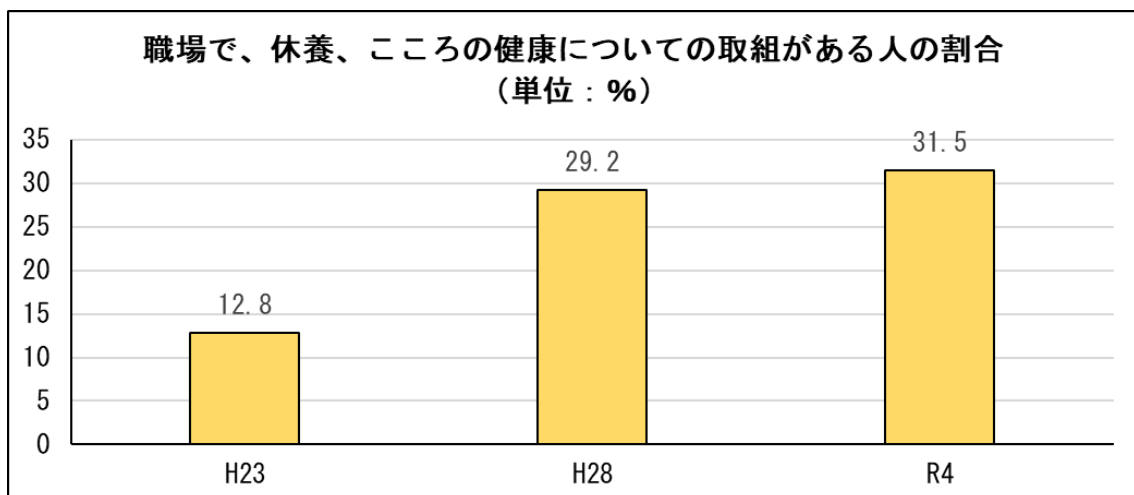
現状と課題

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上については、各地区を拠点とする様々な活動への支援やこころの健康に関する講演会等の実施、悩みを相談できる窓口の周知等、広報啓発に取り組んできました。

前計画の最終評価では、「職場で休養・こころの健康に関する取組がある人の割合」は増加していますが、目標には及びませんでした。

地域や職域で、こころの健康に関する正しい理解の促進や取組の推進を行うことが重要です。

社会的なつながりを持つことは、精神的健康、身体的健康、生活習慣等によい影響を与えるとされますが、核家族化等の影響や、地域とのつながりが希薄化している背景も考えられることから、意識して人と交流する機会や社会活動に参加することが必要です。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

基本的な考え方

個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図るためには、社会参加しやすい居場所づくりや、地域や家族とつながりが持てる環境づくりに加え、こころの健康を守るための環境を整えることが重要です。地域や職場、家庭、趣味の仲間と集う場等で、社会とのつながりがもてる取組を推進します。

また、こころの健康に関する正しい知識を普及し、お互いに不安・悩み・ストレス等を気軽に相談できる環境づくりを推進します。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
職場で、休養・こころの健康に関する取組がある人の割合の増加	31.5%	41%	50%
こころの健康に関する知識・理解・取組がある人の割合の増加 (参考) 不安・悩み・ストレスの解消に取り組んでいる人の割合	(参考) 91.5%	93%	95%
地域の人々とのつながりがもてていると思う人の割合の増加 20歳以上	現状値 なし	40%	45%
社会活動を行っている高齢者の割合の増加【再掲】 65歳以上男性 65歳以上女性	74.5% 72.1%	80% 77%	85% 82%

市民の取組

- ・メンタルヘルス^{※20} やうつ病等について正しく理解しましょう。
- ・声をかけあい、悩んでいる人に寄り添い、見守る姿勢を身につけましょう。
- ・自分にあったストレス解消法を見つけ、ストレスの解消に取り組み、早めに相談しましょう。
- ・人とつながる活動、趣味の活動等に参加しましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・企業、学校等の相談体制を充実しましょう。
- ・互いに声をかけあえる環境をつくりましょう。
- ・メンタルヘルスやうつ病等の正しい知識や、相談機関についてSNS等も活用して発信しましょう。
- ・交流やふれあいの場をつくりましょう。
- ・職場等でストレスチェック^{※21} を実施し、メンタルヘルス対策に取り組みましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ○自殺対策事業 ○精神保健福祉推進事業（再掲） ○男女共同参画センター相談事業 ○女性のつながりサポート事業 ○生活習慣改善支援事業（再掲） ○シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲） ○お達者クラブ運営支援事業（再掲） ○よかよか元気クラブ活動支援事業（再掲） ○地域ふれあい交流助成事業 ○高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業 ○元気高齢者活動支援事業 ○教育相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 保健支援課 保健支援課 男女共同参画推進課 男女共同参画推進課 保健予防課（保健センター・保健福祉課） 保健予防課（保健センター・保健福祉課） 保健予防課（保健センター・保健福祉課） 保健予防課（保健センター・保健福祉課） 長寿支援課 長寿支援課 長寿支援課 青少年課

※20) メンタルヘルス：こころの健康状態のこと。

※21) ストレスチェック：定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して、自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげ、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止するもの。

②協働による健康づくり

(分野目標)

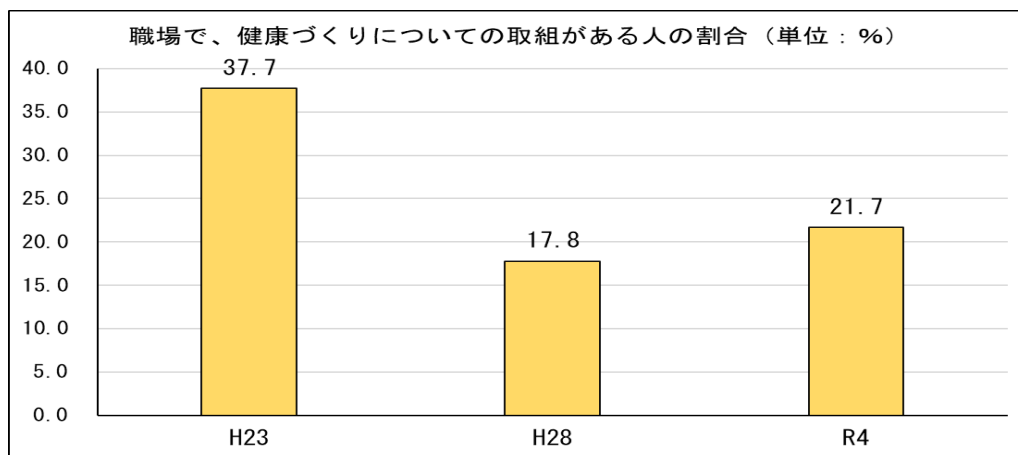
地域や職場等、社会全体で個人の健康づくりを後押しします。

現状と課題

協働による健康づくりについては、市民と一体となって健康づくりに取り組む団体等の取組について、広報紙やホームページ等で広く周知をしてきました。

前計画の最終評価では、「職場で健康づくりについての取組がある人の割合」は、策定時より減少していました。

個人の健康は、本人の健康づくりへの意識だけではなく、家庭や学校、地域、職場等の社会環境にも影響されるため、本人が無理なく自然に健康づくりに取り組めるような環境整備を行うことが課題です。さらに、様々な主体が自主的に健康づくりを行うように促進し、個人が健康に関する情報を入手・活用できる基盤の構築を行うことが必要です。



R4 かがしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

基本的な考え方

地域や職場等で健康づくりへの意識を高め、社会全体が相互に支え合いながら個人の健康づくりを後押しします。

また、市民一人ひとりが健康づくりに取り組みやすいように環境を整備します。

目標指標

目標項目	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R16)
市民と一体となって健康づくりに取り組む団体数の増加	403 団体	690 団体	865 団体
職場で、健康づくりについての取組がある人の割合の増加	21.7%	37%	50%
健康づくりへの支援や医療体制が充実していると感じる人の割合の増加	46.3%	64%	69%

市民の取組

- ・健康や医療サービスに関係したボランティア活動等に積極的に参加しましょう。
- ・健診やがん検診へは、みんなで誘い合って出かけましょう。
- ・健康づくり施設（官民間問わず）を、積極的に利用しましょう。
- ・健康アプリ^{※22}を活用して、健康づくりに取り組みましょう。

関係団体・学校・地域・企業等の取組

- ・職場の健康づくりに関する情報を発信しましょう。
- ・地域住民が身近な支援や相談を受けられる拠点づくりに努めましょう。
- ・市民の健康意識向上や行動変容を促す情報を積極的に発信しましょう。
- ・健康経営^{※23}に取り組む事業所を増やし、個人の健康づくりを後押ししましょう。
- ・個人が健康づくりに取り組みやすい環境を整えましょう。

鹿児島市の主な事業

主な事業	担当課
○鹿児島市健康づくり推進市民会議の運営	保健政策課
○市民健康まつりの開催	保健政策課
○働く世代の健康づくり事業	保健政策課
○食育推進事業	保健政策課
○地域保健活動事業	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
○中小企業勤労者総合福祉推進事業	雇用推進課
○労政広報紙発行事業	雇用推進課

※22) 健康アプリ：自分の健康状態を管理するアプリのこと。

※23) 健康経営：従業員等の健康保持、増進の取組が、将来的に企業の収益性を高める投資であるとの考えの下、従業員等の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に取り組むこと。

1 第5章 計画の数値目標

栄養・食生活

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法		
①	適正な体重を維持している人の割合の増加	20～59歳男性の肥満者の割合の減少	33.6%	32%未満	30%未満	市民意識アンケート調査	
		40～59歳女性の肥満者の割合の減少	18.3%	17%未満	15%未満		
		20～39歳女性のやせの人の割合の減少	17.1%	16%	15%		
		児童・生徒における肥満傾向児の割合の減少	小学生	11.7%	減少		減少
			中・高校生	6.2%	減少		減少
		低栄養傾向の高齢者(65歳以上)の割合の減少	65歳以上男性	12.9%	11%未満		10%未満
65歳以上女性	25.7%		24%未満	22%未満			
②	1回の食事で、主食・主菜・副菜をすべてとるようにしている人の割合の増加	中学生・高校生	40.4%	45%	50%	市民意識アンケート調査	
		20～59歳	20.2%	34%	45%		
		60歳以上	36.8%	44%	50%		
③	減塩に気をつけている人の割合の増加	20～59歳	24.7%	39%	50%	市民意識アンケート調査	
		60歳以上	55.3%	61%	65%		
		(* 成人1人当たりの1日平均食塩摂取量)	(10.7g)	—	(7g)	国民健康・栄養調査	
④	野菜を毎食食べている人の割合の増加	20～59歳	8.8%	15%	20%	市民意識アンケート調査	
		60歳以上	17.8%	24%	30%		
		(* 成人1人当たりの1日平均野菜摂取量)	(318.8g)	—	(350g)	国民健康・栄養調査	
⑤	果物を毎日食べている人の割合の増加	20～59歳	現状値なし	25%	30%	市民意識アンケート調査	
		60歳以上	現状値なし	35%	40%		
		(* 成人1人当たりの1日平均果物摂取量)	(112.2g)	—	(200g)	国民健康・栄養調査	
⑥	健康に配慮した飲食店の増加	244店	300店	344店	市内の登録店数		
⑦	朝食を毎日食べる人の割合の増加	小学生	93.9%	95%	97%	市民意識アンケート調査	
		中学生・高校生	85.6%	92%	97%		
		20～59歳	68.5%	74%	78%		
		60歳以上	89.5%	93%	95%		

※24) 「市民意識アンケート調査」とは、P105にある「かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査」のこと。

身体活動・運動

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法	
①	日常生活における歩数の増加	20～64歳男性	5,922歩	6,500歩	7,000歩	市民意識 アンケート 調査
		20～64歳女性	4,849歩	6,000歩	7,000歩	
		65歳以上男性	4,599歩	5,500歩	6,000歩	
		65歳以上女性	3,805歩	5,000歩	6,000歩	
②	運動習慣者の割合の増加	20～64歳男性	20.5%	25%	30%	市民意識 アンケート 調査
		20～64歳女性	9.7%	21%	30%	
		65歳以上男性	25.8%	34%	40%	
		65歳以上女性	22.1%	32%	40%	
③	体育の授業以外で、週3日以上、1日30分以上の身体活動や、運動をする機会のある児童・生徒の割合の増加	小学生	57.9%	73%	85%	市民意識 アンケート 調査
		中学生	59.0%	68%	75%	
		高校生	47.1%	54%	60%	

休養・睡眠

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法	
①	睡眠による休養がとれている人の割合の増加	20～59歳	64.3%	70%	75%	市民意識 アンケート 調査
		60歳以上	77.6%	85%	90%	
②	睡眠時間が十分に確保できている人の割合の増加	20～59歳（6～9時間）	現状値 なし	50%	60%	市民意識 アンケート 調査
		60歳以上（6～8時間）	現状値 なし	50%	60%	

飲酒

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法	
①	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少	20歳以上男性	9.9%	8.5%	7%	市民意識 アンケート 調査
		20歳以上女性	2.1%	1.5%	1%	
②	適正酒量を知っている人の割合の増加	20歳以上男性	37.3%	45%	60%	市民意識 アンケート 調査
		20歳以上女性	43.4%	50%	60%	

喫煙

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法	
①	成人喫煙率の減少（喫煙をやめたい人がやめる）	11.9%	10.8%	10%	市民意識 アンケート 調査	
②	妊婦の喫煙率の減少	1.9%	0%	0%	妊婦健康 相談時の 集計	
③	日常生活で、受動喫煙の 機会を有する人の割合の 減少	小学生	18.9%	減少	0%	市民意識 アンケート 調査
		中学生・高校生	32.9%	減少	0%	
		20歳以上	27.6%	減少	0%	

歯・口腔の健康

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法	
①	80歳で20歯以上有する人の割合の増加	47.0%	54%	60%	市民意識 アンケート 調査	
②	乳幼児・学齢期のう蝕（むし歯） のない人の割合の増加	3歳児で4本以上う蝕の ない人の割合	96.3%	98%	100%	3歳児健診
		12歳でう蝕のない人の 割合	64.9%	70%	75%	鹿児島市学校 保健統計
③	歯周病を有する人の割合の減少	40歳以上	39.0%	37%	35%	歯周病検診結 果
④	1年に1回は歯科検診を受けている 人の割合の増加	20歳以上	51.5%	75%	95%	市民意識 アンケート 調査
⑤	よく噛んで食べることができる人 の割合の増加	50歳以上	71.6%	76%	80%	市民意識 アンケート 調査

生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病・COPD）

目標項目			現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法	
①	がん年齢調整死亡率の減少 (人口10万人当たり)	全体	126.3人	減少	減少	人口動態統計	
		男性	(168.1人)	—	—		
		女性	(88.9人)	—	—		
②	がん検診受診率の向上	胃がん（40～69歳）	男性	60.8%	63%	65%	市民意識 アンケート 調査
			女性	52.5%	56%	60%	
		肺がん（40～69歳）	男性	76.9%	78%	80%	
			女性	64.9%	67%	70%	
		大腸がん（40～69歳）	男性	53.1%	56%	60%	
			女性	50.0%	55%	60%	
子宮頸がん (20～69歳)	女性	52.9%	56%	60%			
乳がん（40～69歳）	女性	58.4%	59%	60%			
③	脳血管疾患・心疾患の 年齢調整死亡率の減少 (人口10万人当たり)	脳血管疾患	男性	87.5人	減少	減少	人口動態統計
			女性	51.3人	減少	減少	
		心疾患	男性	164.9人	減少	減少	
			女性	102.7人	減少	減少	
④	高血圧の改善 高血圧有病率（140/90mmHg以上の人の割合）の減少		24.7%	22%	20%	特定健康診査 結果分析 (鹿児島市国保)	
⑤	脂質（LDLコレステロール）高値の人の割合の減少 160mg/dl以上の人の割合 (40歳以上、内服加療中の者も含む)		12.6%	10.4%	9.5%		
⑥	メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の割合の減少		31.8%	23.8%	20.9%		
⑦	特定健康診査の実施率の向上		35.6%	60%	増加		
⑧	特定保健指導の実施率の向上		26.6%	60%	増加		
⑨	年間新規透析患者数の減少 (年間新規透析患者数の減少、人口10万人当たり)		167人 (27.8人)	減少 (減少)	155人 (26.9人)	新規じん臓機能障害 1級手帳所持者数	
⑩	血糖コントロール不良者の割合の減少 HbA1c8.0%以上の人の割合		1.8%	減少	1%	特定健康診査 結果分析 (鹿児島市国保)	
⑪	COPDの死亡率の割合の減少（人口10万人当たり）		11.9人	11人	10人	人口動態統計	

次世代の健康

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法	
①	児童・生徒における肥満傾向児の割合の減少【再掲】	小学生	11.7%	減少	減少	市民意識アンケート調査
		中学生・高校生	6.2%	減少	減少	
②	朝食を毎日食べる人の割合の増加【再掲】	小学生	93.9%	95%	97%	市民意識アンケート調査
		中学生・高校生	85.6%	92%	97%	
③	1回の食事で、主食・主菜・副菜をすべてとるようにしている人の割合の増加【再掲】	中学生・高校生	40.4%	45%	50%	市民意識アンケート調査
④	体育の授業以外で、週3日以上、1日30分以上の身体活動や、運動をする機会のある児童・生徒の割合の増加【再掲】	小学生	57.9%	73%	85%	市民意識アンケート調査
		中学生	59.0%	68%	75%	
		高校生	47.1%	54%	60%	
⑤	適正な体重を維持している人の割合の増加【再掲】	20～39歳女性のやせの人の割合の減少	17.1%	16%	15%	市民意識アンケート調査
⑥	妊婦の喫煙率の減少【再掲】		1.9%	0%	0%	妊婦健康相談時の集計

高齢者の健康

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法	
①	低栄養傾向の高齢者の割合の減少【再掲】	65歳以上男性	12.9%	11%未満	10%未満	市民意識アンケート調査
		65歳以上女性	25.7%	24%未満	22%未満	
②	社会活動を行っている高齢者の割合の増加	65歳以上男性	74.5%	80%	85%	高齢者等実態調査
		65歳以上女性	72.1%	77%	82%	
③	日常生活における歩数の増加【再掲】	65歳以上男性	4,599歩	5,500歩	6,000歩	市民意識アンケート調査
		65歳以上女性	3,805歩	5,000歩	6,000歩	
④	運動習慣者の割合の増加【再掲】	65歳以上男性	25.8%	34%	40%	市民意識アンケート調査
		65歳以上女性	22.1%	32%	40%	
⑤	80歳で20歯以上有する人の割合の増加【再掲】		47.0%	54%	60%	市民意識アンケート調査

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法
①	職場で、休養・こころの健康に関する取組がある人の割合の増加	31.5%	40%	50%	市民意識アンケート調査
②	こころの健康に関する知識・理解・取組がある人の割合の増加	(参考) 不安・悩み・ストレスの解消に取り組んでいる人の割合 91.5%	93%	95%	市民意識アンケート調査
③	地域の人々とのつながりがもてていると思う人の割合の増加	20歳以上 現状値なし	40%	45%	市民意識アンケート調査
④	社会活動を行っている高齢者の割合の増加【再掲】	65歳以上男性	74.5%	80%	高齢者等実態調査
		65歳以上女性	72.1%	77%	

協働による健康づくり

目標項目		現状 (R3)	中間 目標 (R11)	最終 目標 (R16)	算出方法
①	市民と一体となって健康づくりに取り組む団体数の増加	403団体	690団体	865団体	健康づくり推進市民会議、食育推進ネットワーク、健康づくりパートナーへの登録数
②	職場で健康づくりについての取組がある人の割合の増加	21.7%	37%	50%	市民意識アンケート調査
③	健康づくりへの支援や医療体制が充実していると感じる人の割合の増加	46.3%	64%	69%	市民意識アンケート調査

第6章 計画の推進体制

市民の健康づくりを推進するために、市民、関係機関・団体及び行政が連携して取り組んでいきます。

【鹿児島市健康づくり推進市民会議】

市民の健康づくりに寄与することを目的とする機関及び団体で構成する組織で、市民がすこやかに心豊かに生活できる社会を目指し、市民や行政と一体となった健康づくり運動を推進します。

【鹿児島市健康増進計画推進検討委員会】

市民や、市民への健康づくりの普及に関係する団体、学校での健康づくりの普及に関係する団体、市民の健康づくりを支援する団体の代表者等で構成する組織で、健康水準や市民ニーズの分析、評価を行いながら、本市の健康づくり計画の推進について検討します。

【鹿児島市健康づくり推進会議】

市役所内の関係部署で構成する組織で、市民の健康づくりに関する事業が総合的かつ計画的に推進されるよう進行管理の把握や情報交換などを行います。

(資料編)

- ・ 健康づくりを支援する機関・団体の主な取組
- ・ 本市の主な事業一覧
- ・ 計画の推進体制図
- ・ 鹿児島市健康増進計画推進検討委員会設置要綱
- ・ 鹿児島市健康増進計画推進検討委員名簿
- ・ 鹿児島市健康づくり推進会議設置要綱
- ・ 鹿児島市健康づくり推進市民会議規約
- ・ 鹿児島市健康づくり推進市民会議会員一覧
- ・ かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査
- ・ 策定経過

健康づくりを支援する機関・団体の主な取組

I 市民一人ひとりの健康状態の改善

(1) 生活習慣の改善

① 栄養・食生活

鹿児島市私立幼稚園協会

- ・ バランスのとれた献立表の作成工夫の取組

鹿児島地区栄養教諭等協議会

- ・ 食に関する指導の充実
- ・ 食育だより等の配布

大学・短大等

- ・ 学生によるバランスのとれた献立や郷土の食材を利用した給食の提供

鹿児島市食品衛生協会

- ・ 食品衛生責任者講習会での「健康に配慮した飲食店」の周知

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・ 「ふれあい会食での食についての関心を高める活動」

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・ 産業スタッフへの食に関する研修の実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・ 健診受診者等への健康相談・健康講話
- ・ 広報誌による健康づくりに関する情報提供

鹿児島市医師会

- ・ 糖尿病講演会を開催し、糖尿病の正しい知識の普及と予防

鹿児島市歯科医師会

- ・ 歯と口の健康相談での「栄養相談コーナー」の設置

鹿児島市鍼灸マッサージ師会

- ・ 研修会での会員にむけての啓発

鹿児島県栄養士会

- ・ 電話による栄養相談
- ・ クッキング講座のホームページ掲載

鹿児島県看護協会

- ・ 「まちの保健室」での健康チェック、健康相談

鹿児島県助産師会

- ・ 子育て応援セミナーや講座、電話等での相談

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・ メンズキッチン・健康料理教室の開催

鹿児島県健康管理士会

- ・ 食育フェスタに参加し、栄養・食生活の適正化の周知

鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・機関誌や広報テレビ番組で食に関する情報提供

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・従業員の食習慣の改善の取組を宣言した事業所への支援
- ・健診会場での栄養相談の実施

NPO・企業等

- ・健康チェックや栄養相談の実施
- ・料理教室の開催
- ・350g以上の野菜摂取の推進
- ・減塩への取り組み
- ・レシピや食品に関する記事の掲載
- ・食育、健康教室の開催
- ・健康講話講師の派遣

②身体活動・運動

鹿児島市私立幼稚園協会

- ・外遊びの奨励、親子での遊びの紹介と実践の取組

鹿児島市小学校体育連盟

- ・小学生の水泳・陸上記録会、表現運動発表会の開催
- ・職員のスポーツ大会の開催

鹿児島県高等学校長協会

- ・運動部活動の推進

大学・短大等

- ・かごしま市民すこやかプラン啓発ポスターの掲示

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・市高連グランドゴルフ大会の開催
- ・各地区協におけるスポーツ大会の開催

鹿児島市女性団体連合会

- ・らくらく体操やよかよか体操の実施

鹿児島市公園公社

- ・肩こり、腰痛、転倒等のプリント配付

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・産業スタッフへの運動指導の研修の実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・健診受診者等への健康相談・健康講話

鹿児島市医師会

- ・「市民健康まつり」を開催し、身体活動・運動の重要性についての啓発やアドバイスの実施

鹿児島市歯科医師会

- ・健口体操の普及

鹿児島市薬剤師会

- ・ イベント時に「薬の相談」の実施

鹿児島市鍼灸マッサージ師会

- ・ イベント時に運動の重要性の啓発・アドバイスの実施

鹿児島県栄養士会

- ・ 運動のイベントへの参加協力
- ・ 運動と食事のバランスについての啓発活動

鹿児島県看護協会

- ・ 「まちの保健室」での健康チェック、健康相談

鹿児島県助産師会

- ・ 骨盤エクササイズや親子体操、親子ヨガ、親子フィットネス等の実施

鹿児島県歯科衛生士会

- ・ イベントや講座等での健口体操の勧め

鹿児島県健康生きがいづくりアドバイザー協議会

- ・ ストレッチ、笑いヨガ、脳トレ等を主体とした「脳活性化教室」の開催

鹿児島市運動普及推進員協議会

- ・ お達者クラブや健康教室等での運動の普及推進
- ・ ウォーキング大会の開催

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・ イベントへの参加や支援

鹿児島市スポーツ振興協会

- ・ ウォーキングイベントや走り方教室、ランニング教室、ダイエット教室、体験会の開催
- ・ 市民体カテストの実施

鹿児島市健康交流促進財団

- ・ 運動施設でのスポーツ大会、教室、講座の開催

鹿児島県健康づくり運動指導者協議会

- ・ メタボリックシンドローム予防の研修会の開催や実技指導

鹿児島らくらく体操クラブ

- ・ 中高年齢者の会員を対象にストレッチ体操、脳トレ、太極拳、健康講話等の実施

鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・ 機関誌や広報テレビ番組でのウォーキングや体操に関する情報提供

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・ 職員間の運動に関する取組を宣言した事業所への支援
- ・ ラジオ体操の推奨と実技指導
- ・ 運動に関する個別相談

株式会社ニチガスクリエート

- ・ 公共施設（指定管理施設）における運動実践の場の提供
- ・ 健康づくりの運動に関する情報発信

連合鹿児島地域協議会

- ・ 「動ける自分作り!!健康対策」講演と体操の実施

NPO・企業等

- ・ 運動改善等に関する保健指導の実施
- ・ 階段利用の推奨
- ・ 各種教室や講座、イベントの開催

③休養・睡眠

鹿児島市私立幼稚園協会

- ・ 早寝早起きの習慣化や十分な睡眠時間を確保する取組

鹿児島県高等学校長協会

- ・ 超過勤務の実態把握・指導
- ・ 部活動休養日の設定

大学・短大等

- ・ 年次有給休暇の時間単位付与制度の導入

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・ 1日研修旅行（スポーツ・温泉及び食事）の実施

鹿児島市公園公社

- ・ 年次有給休暇の取得・消化について

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・ 産業スタッフへの睡眠の研修の実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・ 健診受診者等への健康相談・健康講話

鹿児島県看護協会

- ・ 「まちの保健室」での健康チェック、健康相談

鹿児島県助産師会

- ・ 子育て支援セミナーや講座、電話等での相談

鹿児島県健康管理士会

- ・ 疲労と運動に関する講演会の実施

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・ 研修や食事会の実施

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・ 「休養・睡眠」に関する保健指導

NPO・企業等

- ・ メンタルヘルス対策事業の推進
- ・ ノー残業デーの徹底・年間休日の増加の取組

④飲酒

大学・短大等

- ・ポスター等の掲示

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・健康講座の実施

鹿児島市公園公社

- ・アルコールチェックの厳格化

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・職場における適正飲酒保健指導
- ・産業保健スタッフに対する研修の実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・健診受診者等への健康相談・健康講話
- ・県アルコール健康障害対策推進協議会への出席

鹿児島精神保健福祉センター

- ・来所・電話相談
- ・アルコール・薬物依存症家族教室、依存症回復支援研修会の開催

鹿児島市薬剤師会

- ・学校薬剤師の協力によるアルコール等の指導・講演会の開催
- ・離島学校環境衛生検査の実施

鹿児島県栄養士会

- ・アルコールによる健康影響の啓発

鹿児島県看護協会

- ・「まちの保健室」での健康チェック、健康相談

鹿児島県助産師会

- ・講座、電話等での相談

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・事業所へ健康講話の開催・情報提供・助言

NPO・企業等

- ・ポスターの掲示
- ・アルコールの害についての啓発

⑤喫煙

鹿児島市私立幼稚園協会

- ・受動喫煙防止の啓発

大学・短大等

- ・ポスター等の掲示

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・健康講座の実施

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・ 職場における受動喫煙対策
- ・ 産業保健スタッフに対する研修の実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・ 健診受診者等への健康相談・健康講話

鹿児島精神保健福祉センター

- ・ 来所・電話相談

鹿児島市医師会

- ・ 「世界禁煙デー」や「禁煙週間」のポスターを用いた啓発活動への協力

鹿児島市薬剤師会

- ・ 学校薬剤師の協力によるたばこ等の指導・講演会の開催
- ・ 離島学校環境衛生検査の実施
- ・ 妊婦健康相談時の禁煙指導事業従事者の研修会へ講師の派遣

鹿児島市鍼灸マッサージ師会

- ・ 禁煙ポスターの掲示

鹿児島県栄養士会

- ・ たばこによる健康影響の啓発

鹿児島県看護協会

- ・ 「まちの保健室」での健康チェック、健康相談

鹿児島県助産師会

- ・ 講座、電話等での相談

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・ たばこに関するパンフレットの配付

鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・ 受動喫煙や禁煙の普及・啓発

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・ 事業所へ健康講話の開催・情報提供・助言

NPO・企業等

- ・ ポスターの掲示
- ・ たばこの害についての啓発

⑥歯・口腔の健康

鹿児島市私立幼稚園協会

- ・ 歯磨きの習慣化や噛んで食べることの大切さの周知の取組

鹿児島県高等学校長協会

- ・ う歯治療の勧告
- ・ 歯科衛生講話の実施

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・ 口腔体操の実施や8020（はちまるにいまる）運動の広報

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・産業スタッフへの歯周病、口腔機能低下症の研修の実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・口腔ケア講座の開催

鹿児島市医師会

- ・市民向け講座等の広報活動への協力

鹿児島市歯科医師会

- ・「歯と口の健康週間」で児童生徒の図画・ポスター・標語作品展の開催
- ・市民のための歯科健康講座で8020（はちまるにいまる）達成者表彰の実施

鹿児島市薬剤師会

- ・歯科健康講座のチラシを会員に配付

鹿児島県栄養士会

- ・歯と口の健康習慣行事の中で「かむこと」の重要性を指導

鹿児島県看護協会

- ・「まちの保健室」での健康チェック、健康相談

鹿児島県助産師会

- ・子育て支援セミナーや講座、電話等での相談

鹿児島県健康管理士会

- ・口腔の健康についての勉強会の開催

鹿児島県歯科衛生士会

- ・お口の健康フェアの開催
- ・「歯と口の健康週間」行事の実施

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・8020（はちまるにいまる）運動の研修会の開催
- ・お達者クラブにてお口の体操等指導

鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・機関誌や広報テレビ番組での歯科に関する情報提供

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・事業所等へ歯科保健講話の実施や情報提供

NPO・企業等

- ・オーラルフレイル予防研修会の参加
- ・口腔機能向上の取組推進

(2) 生活習慣病の発病予防と重症化予防の徹底

①生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病・COPD）

鹿児島市市立幼稚園協会

- ・ 定期健康診断の結果の把握と個別指導の徹底

鹿児島県高等学校長協会

- ・ 健康診断、人間ドックの受診勧奨と治療の勧め
- ・ 産業医による健康講話

大学・短大等

- ・ 定期健康診断、特定保健指導の実施

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・ 健康講座の実施

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・ 産業保健スタッフに対する研修の実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・ 人間ドック、特定健診、各種がん検診、特定保健指導の実施
- ・ がん検診未受診者や要精密者への受診勧奨
- ・ 情報誌やテレビでの情報提供

鹿児島県健康づくり運動指導者協議会

- ・ 身体活動プラス10の推進及び実践

鹿児島市医師会

- ・ 各種健診の受診率向上

鹿児島市薬剤師会

- ・ 市民向け講座への講師派遣や自然薬草観察会の実施

鹿児島市鍼灸マッサージ師会

- ・ 定期健康診断の受診推奨

鹿児島県栄養士会

- ・ CKD ネットワークへの協力
- ・ 講師派遣
- ・ 糖尿病重症化予防事業の推進

鹿児島県看護協会

- ・ まちの保健室での健康相談・健康チェック・お薬相談の実施

鹿児島県助産師会

- ・ 電話等での相談

鹿児島県歯科衛生士会

- ・ 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業の推進

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・ 減塩、低栄養、フレイル予防の啓発

鹿児島県健康づくり運動指導者協議会

- ・ 糖尿病重症化への取り組み
- ・ 身体活動プラス10の推進及び実践

鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・がん相談支援センターやがん検診、特定健診の広報
- ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）やCKD（慢性腎臓病）、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病等の広報

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・糖尿病重症化予防プログラムにおけるかかりつけ医と連携した保健指導（教室）の実施

鹿児島医療生活協同組合

- ・特定健診やがん検診、組合員向けの健診について機関紙等で受診勧奨
- ・自宅でできる「大腸がん自己チェックセット」の普及
- ・「保健学校」を開催し、健康チェックの仕方等の学習

NPO・企業等

- ・特定健診やがん検診、人間ドック等の受診勧奨
- ・再検査対象者や要治療者への受診勧奨
- ・特定保健指導等の個別支援
- ・研修会や勉強会の開催
- ・自宅でできる便潜血チェックの普及
- ・研修会用DVD貸出
- ・便育教室の開催

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

①次世代の健康

鹿児島市私立幼稚園協会

- ・「朝食や野菜をしっかりとる・外で元気よく遊ぶ・早寝早起き」の普及

鹿児島県高等学校長協会

- ・性教育講演会の開催
- ・救急法実習の実施

大学・短大等

- ・すこやか子育て支援講座の開催

鹿児島県民総合保健センター

- ・がん教育用リーフレット（児童・生徒用）の活用推進

鹿児島精神保健福祉センター

- ・電話・来所相談
- ・思春期相談や研修会の実施

鹿児島市医師会

- ・小児生活習慣病予防検診の実施・親と子のはつらつ健康教室の開催

鹿児島市歯科医師会

- ・歯と口の健康相談、健康指導
- ・児童生徒図画・ポスター・標語作品展の実施
- ・講座等への講師派遣

鹿児島市薬剤師会

- ・学校薬剤師による講話及び保健学習・指導の実施

鹿児島県栄養士会

- ・「食育」に関する講座の開催

鹿児島県看護協会

- ・性に関する指導の実施

鹿児島県助産師会

- ・子育て支援セミナーや講座、電話等での相談
- ・いのちの出前講座（性教育）の実施

鹿児島市健康交流促進財団

- ・施設での講座や教室の実施

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・親子郷土料理教室の開催

鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・健康増進作文・標語・川柳コンクールの開催

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・健康づくり関連記事の掲載
- ・出張授業の実施

NPO・企業等

- ・健康に関する目標を立て取り組む活動の推進
- ・運動教室の運営と周知を図る
- ・児童向け出前授業の開催

②高齢者の健康

鹿児島市私立幼稚園協会

- ・高齢者との触れ合いの場の設定

大学・短大等

- ・シルバー世代のための健康・教養講座の開催

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・ウォーキング・グランドゴルフ・ペタンク・その他ニュースポーツの普及・啓発
- ・すこやか長寿まつりのスポーツ大会への参加
- ・高齢者作品展への出品
- ・市老連スポーツ大会・元気高齢者の集い・福祉演芸大会の開催
- ・単老会長交流研修会の開催

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・産業スタッフ等への認知症等の研修の実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・長寿健診や「MCI（スクリーニング検査）」、「頭の健康チェック」、「頭の健康診断」、健康講話の実施

鹿児島市歯科医師会

- ・ 歯科健康講座、8020達成者表彰

鹿児島市薬剤師会

- ・ 「薬の健康教室」講座の開催

鹿児島県栄養士会

- ・ ロコモティブシンドローム及びフレイル予防啓発事業の推進
- ・ 介護食調理教室へ講師派遣の実施

鹿児島県看護協会

- ・ まちの保健室での健康相談・健康チェック・お薬相談、介護相談の実施

鹿児島県歯科衛生士会

- ・ 健康教室の実施

鹿児島県助産師会

- ・ 孫育て講座、電話等での相談

鹿児島県健康管理士会

- ・ フレイル予防対策の検討

鹿児島市健康交流促進財団

- ・ 高齢者元気塾の開催

鹿児島市スポーツ推進委員協議会

- ・ 高齢者スポーツ指導者研修会での実技と講話

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・ 食生活改善の対話や料理教室の開催

鹿児島市運動普及推進員協議会

- ・ お達者クラブ、よかよか元気クラブ、健康教室等でのらくらく体操、よかよか体操等、高齢者向けの運動の普及及び実施

鹿児島市健康づくり推進員協議会

- ・ お達者クラブやらくらく体操、よかよか体操の普及啓発

鹿児島県健康づくり運動指導者協議会

- ・ ロコモティブシンドローム及びフレイル予防運動の研修会の開催や実技指導

鹿児島県健康生きがいづくりアドバイザー協議会

- ・ ストレッチ、笑いヨガ、脳トレ等を主体とした「脳活性化教室」の開催

鹿児島らくらく体操クラブ

- ・ らくらく体操教室の開催

鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・ 機関誌や広報テレビでの「ロコモ」「フレイル」「認知症」等の啓発

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・ 個別面談での相談対応や健康講話の実施

NPO・企業等

- ・高齢者向け運動教室の運営
- ・認知症予防のインストラクター養成講座・交流会の開催
- ・猫背・外反母趾・肩・腰・腰痛予防と改善・骨盤ストレッチに関する講座の開催
- ・地域お達者クラブ等への講師派遣

II 社会環境の質の向上

(1) 市民一人ひとりの取組とともに、社会全体で健康を支え守るための環境整備

①社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

鹿児島市私立幼稚園協会

- ・「助け合い・ゆずり合い・親子の対話」の推進

鹿児島県高等学校長協会

- ・ストレスチェックや教育相談の実施
- ・芸術鑑賞会

大学・短大等

- ・学生相談室の設置や相談員の配置
- ・カウンセリングやコンディショニングチェックの実施

鹿児島市高齢者クラブ連合会

- ・元気高齢者の集い・福祉演芸大会の開催
- ・一人暮らし高齢者の見守り活動の実施

鹿児島市公園公社

- ・ストレスチェックの実施

鹿児島県民総合保健センター

- ・ストレスチェックの実施と実施後、心の健康についての講話
- ・広報誌でメンタルヘルスに関する情報提供

鹿児島県精神保健福祉センター

- ・自殺予防情報センターとしての活動の実施
- ・自助組織や家族会等への支援の実施
- ・自殺対策キャンペーン等の実施

鹿児島産業保健総合支援センター

- ・産業スタッフ等へのメンタルヘルス・カウンセリング等の研修の実施
- ・メンタルヘルス対策支援の相談対応
- ・事業場に対する個別訪問による支援

鹿児島県健康福祉会

- ・放課後等デイサービス事業所と連携した療育プログラムの検討

鹿児島市医師会

- ・救急医療市民講座の開催
- ・「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止啓発リーフレット」の配布

鹿児島市薬剤師会

- ・生活とこころの無料相談会にて「薬の相談」の実施
- ・無料自殺相談窓口カードの配布

鹿児島県栄養士会

- ・共食のすすめをホームページに掲載

鹿児島県看護協会

- ・まちの保健室での健康相談・健康チェック・お薬相談、介護相談の実施

鹿児島県助産師会

- ・子育て支援セミナーや講座、電話等での相談
- ・ペリネイタル・ロス相談室での相談

鹿児島県臨床心理士会

- ・ゲートキーパー養成講座の講師派遣
- ・自殺予防対策委員会やDV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策委員会、いじめ問題等調査委員会への参加

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・健康宣言事業所を対象としたメンタルヘルスの勉強会の開催と情報提供
- ・コラボヘルス事業における健康講話ならびに相談・情報提供

南日本新聞社

- ・産業医、常勤保健師による健康相談・保健指導を実施
- ・新入社員向けに産業医によるメンタルヘルス研修を実施

鹿児島吟道会

- ・鹿児島吟道大会や壮心吟道大会への参加

NPO・企業等

- ・産業医面談の実施
- ・ハラスメント防止研修開催とアンケートの実施
- ・地域でのカフェ・サロンの開催
- ・地域で生活している精神障害者等が安心して過ごせる場の設置
- ・各種イベントや大会の開催
- ・親子参加型出前授業の開催

②協働による健康づくり

鹿児島県民総合保健センター

- ・CKD予防ネットワークや健康づくりパートナーへの登録
- ・鹿児島市地域職域連携推進専門部会への参加

鹿児島市医師会

- ・「市民健康まつり」を開催し、健康の重要性および定期検診などの必要性について市民の関心を喚起し、認識を深める（市・市医師会をはじめとする主催10団体）

鹿児島市歯科医師会

- ・歯と口の健康週間行事を関係団体と連携して実施

鹿児島市薬剤師会

- ・地域包括支援センターと在宅訪問薬局との連携
- ・他団体のイベントへの参加協力

鹿児島市鍼灸マッサージ師会

- ・研修会を通じて、会員の資質向上に努める

鹿児島市レクリエーション協会

- ・レクリエーション祭り

鹿児島県栄養士会

- ・県・市・医師会などと協働した各種セミナー・会議などの実施・参加

鹿児島県助産師会

- ・子育て支援セミナーの開催
- ・県の電話相談・市教育委員会、学校等からの性教育出前講座

鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会

- ・健康づくり推進員、運動普及推進員との意見交換会

鹿児島市運動普及推進員協議会

- ・ウォーキング大会の開催
- ・健康づくりイベントで体力測定等実施

鹿児島市健康づくり推進員協議会

- ・お達者クラブ活動の実施
- ・会員の研修会・連絡会の開催

鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・健康まつりへの健康機器の貸し出し
- ・スポーツイベントでの特定健診受診促進キャンペーン

全国健康保険協会鹿児島支部

- ・協働事業イベントの実施
- ・CKD予防ネットワークにおける受診勧奨事業の協働実施

手をつなぐ育成会

- ・文化祭等の参加で地域の方々との交流

南日本リビング新聞社

- ・リビング新聞で健康づくりに関する記事特集の掲載

NPO・企業等

- ・各種団体の健康イベントの紹介
- ・自主的な健康チェックの推奨
- ・各種団体イベントへの参加協力

本市の主な事業一覧

I 市民一人ひとりの健康状態の改善

(1) 生活習慣の改善

① 栄養・食生活

事業名	事業概要	担当課
食育推進事業	かごしま市食育推進計画に基づく食育を推進するため、食に関する情報を発信するとともに、食育推進ネットワークの連携強化や関係団体、生産者、ボランティア等の食育実践活動に対して、支援や助言を行う。	保健政策課
健康に配慮したメニューやサービスを提供する飲食店の普及啓発	健康に配慮した商品や食に関する適切な情報を提供する飲食店を増やし、市民の健康づくりを支援する。	保健政策課
食育フェスタ開催事業	食に関する学習や体験活動を通じて食育の推進を図るため、市内大学等と連携し「食育フェスタ」を開催する。	保健政策課
生活習慣改善支援事業（再掲）	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
栄養改善対策事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図るとともに、喫食者の栄養管理を行う給食施設等への指導及び食品表示を行う食品関連事業者へ指導等を行うことにより、市民の健康及び体力の保持・増進を図る。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
食生活改善推進事業	食生活改善推進員を養成、育成するとともに、市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を一体化した複合型教室を実施する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
すこやか長寿健康支援事業（再掲）	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）

事業名	事業概要	担当課
シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
食による適正体重化事業	妊娠中の栄養指導や健康管理の支援を強化し、若年世代に適正体重に関する正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課 （保健センター）
健診受診者保健指導事業	生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、特定健診受診者中、健康課題のある者に対し保健指導を実施する。	国民健康保険課
農林水産物PR事業	市内産の農林水産物等を市内外の各種イベント等を通して広くPRを行うことにより、生産振興並び消費拡大を図る。	生産流通課
地域農業まつり	市内各地域において、「まつり」を開催することで、本市農林水産物の消費拡大と地域農業への理解を深める。	生産流通課
鹿児島市農林水産まつり	市民とふれあいの場を設け本市農林水産業への理解を深めてもらうとともに、本市農林水産物の消費拡大を図る。	都市農業センター
収穫体験事業	収穫の喜びを体験してもらい、市民の農業に対する理解と農業の果たす役割や必要性を認識してもらうために、茶摘み、ウメ、ブルーベリー、ジャガイモ、キンカン等の収穫体験等を行う。	都市農業センター
花園マルシェ実施事業	「四季の花園」の鑑賞期間に合わせて、市内産の野菜・花き、6次産業化商品等をPR販売し、市内産農産物の消費拡大を図る。	都市農業センター
各教科等や学校給食を通じた食に関する指導の充実	各教科等の授業や給食の時間において、食生活・栄養に関する教育を実施する。	学校教育課・保健体育課・中央学校給食センター
給食だよりの活用	「給食だよりの活用」や「保健だよりの活用」等による広報（学校ごとに実施）を実施する。	保健体育課・保育幼稚園課
小児生活習慣病予防検診	小児期からの生活習慣病を予防するために、市立小学校全児童のうち、肥満度35%以上の児童の希望者を対象に、学校医や主治医等で小児生活習慣病予防検診を行う。	保健体育課

② 身体活動・運動

事業名	事業概要	担当課
ウォーキングの普及啓発	ウォーキングの普及・啓発や市ホームページによるウォーキングイベントを紹介する。	保健政策課
生活習慣改善支援事業（再掲）	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
運動普及推進員支援事業	運動を日常生活に取り入れ、継続することにより、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進することの普及・啓発を行うとともに、運動普及推進員協議会を育成・支援することにより、健康づくりを推進する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
地域保健活動事業（再掲）	地域全体の健康のレベルアップを図るため、地域組織や関係機関と連携を図りながら、地域保健活動を推進する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
よかよか元気クラブ活動支援事業（再掲）	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
地域リハビリテーション活動支援事業（再掲）	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団及び個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
健診受診者保健指導事業（再掲）	生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、特定健診受診者中、健康課題のある者に対し保健指導を実施する。	国民健康保険課
健康増進施設管理運営事業	2つの健康増進施設において、健康づくりにおける各種講座、イベントを実施する。	健康福祉政策課
自然遊歩道の利用促進	自然遊歩道を市民に豊かな自然とのふれあいの場として有効に利用してもらうため、自然遊歩道協力員の配置・運営や自然遊歩道維持管理業務（遊歩道整備等、案内板等設置等）、自然遊歩道イラストマップの配布を実施する。	環境保全課

事業名	事業概要	担当課
シェアサイクル運営事業	自家用車等から環境に優しい自転車プラス公共交通による移動への転換を図るため、スマートフォンアプリを利用して貸出等の手続きができるシェアサイクル「かごりん」を運営し、自転車の利用を促進する。	環境政策課
レクリエーション活動等支援事業	身体障害者・知的障害者を対象としたスポーツ大会や一日レクリエーション等を開催することで、地域における障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の増進を図る。	障害福祉課
マリンピア喜入管理運営事業	温泉等を活用した市民の心身の保養及び健康の増進並びにスポーツ及びレクリエーションの普及を図ることを目的とする。	スポーツ課
スパランド裸・良・楽管理運営事業	市民の健康の増進及び交流の促進を図ることを目的とする。	スポーツ課
新鴨池公園水泳プール整備・運営事業	市民の誰もがいつでも楽しく利用ができ、また各種大会が開催可能な屋内・屋外プール施設として整備・運営及び維持管理業務を行う。	スポーツ課
鹿児島マラソン	史跡や景観など本市の魅力を体感できる「鹿児島マラソン」を開催し、冬季の滞在型観光の推進を図る。また、姉妹都市盟約50周年を迎えるパース市との交流の一環として、新たにマラソンを通じた交流を行う。	スポーツ課
ランニング桜島	鹿児島のシンボル桜島を舞台に「ランニング桜島大会」を開催し、スポーツイベントの推進と観光振興を図る。	スポーツ課
かごしま健康の森公園管理運営事業	市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみながら交流を図れるよう、かごしま健康の森公園の適切な管理運営を行う。	公園緑化課
鹿児島ふれあいスポーツランド管理運営費	市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみながら交流を図れるよう、鹿児島ふれあいスポーツランドの適切な管理運営を行う。	公園緑化課
自転車走行ネットワーク形成事業	自転車で安全・快適に通行できるまちづくりを推進するため、自転車専用通行帯などの自転車走行空間の整備を行う。	道路建設課

③ 休養・睡眠

事業名	事業概要	担当課
精神保健福祉推進事業	精神保健に関する相談、訪問指導及び普及・啓発等を行い、市民のメンタルヘルスの保持・増進を図る。	保健支援課
生活習慣改善支援事業（再掲）	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
働く世代の健康づくり事業（再掲）	企業との協働により、働く世代の生活習慣の改善やメンタルヘルス対策など、健康づくり事業に取り組む。	保健政策課

④ 飲酒

事業名	事業概要	担当課
生活習慣改善支援事業（再掲）	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
元氣いきいき検診事業（再掲）	生活習慣病（がん・脳卒中・心臓病等）の予防・早期発見を目的とした各種検（健）診を実施する。	保健予防課
精神保健福祉推進事業（再掲）	アルコール依存症に関する相談、訪問指導及び普及・啓発等を行い、適切な治療につなげる。	保健支援課
健診受診者保健指導事業（再掲）	生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、特定健診受診者中、健康課題のある者に対し保健指導を実施する。	国民健康保険課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	児童生徒の発達の段階に即して、教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導する。また、薬物に関する専門的な知識を有する学校薬剤師、警察職員等による薬物乱用防止教室を実施する。	保健体育課

⑤ 喫煙

事業名	事業概要	担当課
生活習慣改善支援事業（再掲）	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
妊婦健康診査事業	母子健康手帳交付時に、妊婦やその家族に対して、禁煙や分煙に関する情報提供を行い、個別相談を実施する。	母子保健課 （保健センター・保健福祉課）
元氣いきいき検診事業（再掲）	生活習慣病（がん・脳卒中・心臓病等）の予防・早期発見を目的とした各種検（健）診を実施する。	保健予防課
受動喫煙防止対策事業	市民の健康を守るため、施設の区分に応じた受動喫煙防止対策についての助言・指導等及び受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じない環境整備の促進を図る。	保健政策課
健診受診者保健指導事業（再掲）	生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、特定健診受診者中、健康課題のある者に対し保健指導を実施する。	国民健康保険課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	児童生徒の発達の段階に即して、教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導する。また、薬物に関する専門的な知識を有する学校薬剤師、警察職員等による薬物乱用防止教室を実施する。	保健体育課

⑥ 歯・口腔の健康

事業名	事業概要	担当課
歯科保健事業	歯科保健に関する正しい知識を普及するため、健康教育や保健指導を実施する。	保健予防課 (保健センター・保健福祉課)
元気いきいき検診事業(再掲)	歯周病の予防・早期発見を目的とした歯周病検診を実施する。	保健予防課
乳幼児歯の健康づくり事業	1歳児に歯科健康診査、2歳児、2歳6か月児、翌年度に小学校入学を控えた幼児に歯科健康診査及びフッ素塗布を実施する。	保健予防課
子ども達の歯と口の健康を守るための歯科健診事業	小学一年生を対象とする歯科健康診査及びフッ素塗布を実施する。	保健予防課
すこやか長寿健康支援事業(再掲)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援を行う。	保健予防課 (保健センター・保健福祉課)
シニア世代のヘルスプロモーション事業(再掲)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課 (保健センター・保健福祉課)
生活習慣改善支援事業(再掲)	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談を行う。	保健予防課 (保健センター・保健福祉課)
一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業(再掲)	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を一体化した複合型教室を実施する。	保健予防課 (保健センター・保健福祉課)
学校での歯・口の健康づくりへの取組	給食後の「歯みがきの時間」の設定や歯ブラシ・コップ等を準備した指導を実施する。	保健体育課
学校定期歯科検診・事後指導の徹底	定期健康診断における歯科検診の実施及び治療促進の指導や健康相談やPTA等を活用した治療促進、学級活動や学校行事等を活用した歯科保健指導を実施する。	保健体育課
家庭や関係機関と連携した歯科保健指導の充実	6月の「歯と口の健康週間」、11月の「いい歯ニコリかごしま週間」等を活用し、家庭における歯みがきチェックや学校歯科医による歯科保健指導、学校保健委員会を通じた家庭との連携、全国小学生歯みがき大会への参加など、各学校の実態に即した取組を実施する。	保健体育課

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

① 生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病・COPD）

事業名	事業概要	担当課
元気いきいき検診事業	生活習慣病（がん・脳卒中・心臓病等）の予防・早期発見を目的とした各種検（健）診を実施する。	保健予防課
胸部エックス線撮影健康診断事業	結核の早期発見、早期治療により結核の予防対策推進、結核感染防止を図るため、定期の健康診断等を行う。	保健予防課・感染症対策課
生活習慣改善支援事業	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談を行う。	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
すこやか長寿健康支援事業（再掲）	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援を行う。	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
個別保健指導事業	生活習慣病予防、介護予防等の観点から保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が家庭訪問等を実施する。	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課（保健センター・保健福祉課）
特定健康診査事業	生活習慣病の予防と医療費の適正化を図るため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査を実施する。	国民健康保険課
健診受診者保健指導事業（再掲）	生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、特定健診受診者中、健康課題のある者に対し保健指導を実施する。	国民健康保険課
後期高齢者長寿健診事業（再掲）	糖尿病などの生活習慣病の早期発見のために長寿健診を実施する。	長寿支援課
糖尿病性腎症重症化予防プログラム推進事業	糖尿病の合併症の一つであり、さらに、人工透析導入の原因疾患の第1位である糖尿病性腎症の重症化予防を充実化させ、被保険者の健康増進および人工透析新規患者の減少、さらに医療費の増加の抑制を図る。	国民健康保険課

事業名	事業概要	担当課
慢性腎臓病予防ネットワーク事業	糖尿病や高血圧などにより発症する慢性腎臓病（CKD）の重症化を予防するために医療ネットワークを構築し、患者の状況に応じた適切な医療体制の整備に取り組むことで、人工透析の新規患者の減少及び医療費の抑制を図る。	保健政策課
受動喫煙防止対策事業	市民の健康を守るため、施設の区分に応じた受動喫煙防止対策についての助言・指導等及び受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じない環境整備の促進を図る。	保健政策課

（３）社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

① 次世代の健康

事業名	事業概要	担当課
妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、公費負担による妊婦健康診査を実施する。母子健康手帳交付時に妊婦に対して健康相談を実施する。	母子保健課 （保健センター・保健福祉課）
乳幼児健康診査事業	心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期に発見し、適切な措置を講ずるため、健康診査や栄養・歯科・育児指導を実施する。	母子保健課 （保健センター・保健福祉課）
母と子の健康教室事業（育児教室）	初めて育児をする母親とその家族を対象に、育児に関する知識を学ぶ教室を実施する。	母子保健課 （保健センター・保健福祉課）
育児支援事業（育児相談）	保健センターや公民館等で、育児に関する相談や歯科・栄養相談を実施する。	母子保健課 （保健センター・保健福祉課）
新生児・妊産婦訪問指導事業	新生児、未熟児、妊産婦に対して個別に家庭訪問し、健康管理や育児に関する情報提供・助言を実施する。	母子保健課 （保健センター・保健福祉課）
食生活改善推進事業（再掲）	食生活改善推進員を養成、育成するとともに、市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
栄養改善対策事業（再掲）	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図るとともに、喫食者の栄養管理を行う給食施設等への指導及び食品表示を行う食品関連事業者へ指導等を行うことにより、市民の健康及び体力の保持・増進を図る。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）

事業名	事業概要	担当課
食による適正体重化事業（再掲）	妊娠中の栄養指導や健康管理の支援を強化し、若年世代に適正体重に関する正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課 （保健センター）
学校体育、健康教育・食育の充実	生涯にわたって運動に親しむとともに、健康的なライフスタイルを確立するための取組を支援する。	保健体育課
小児生活習慣病予防検診（再掲）	小児期からの生活習慣病を予防するために、市立小学校全児童のうち、肥満度35%以上の児童の希望者を対象に、学校医や主治医等で小児生活習慣病予防検診を行う。	保健体育課
すこやか子育て交流館管理運営等事業	すこやか子育て交流館において、保育士や栄養士が子育てに関する相談に応じるほか、ことばやこころの発達等について、言語聴覚士や臨床心理士等による専門相談を実施することにより、子育てに関する不安等の解消に繋げる。	こども政策課

② 高齢者の健康

事業名	事業概要	担当課
お達者クラブ運営支援事業	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防等の介護予防活動を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
よかよか元気クラブ活動支援事業	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団及び個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
シニア世代のヘルスプロモーション事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
すこやか長寿健康支援事業	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（再掲）	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を一体化した複合型教室を実施する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）

事業名	事業概要	担当課
特定健康診査事業 (再掲)	生活習慣病の予防と医療費の適正化を図るため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査を実施する。	国民健康保険課
健診受診者保健指導事業（再掲）	生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、特定健診受診者中、健康課題のある者に対し保健指導を実施する。	国民健康保険課
後期高齢者長寿健診事業	糖尿病などの生活習慣病の早期発見のために長寿健診を実施する。	長寿支援課
元気高齢者活動支援事業	高齢者の能力を活かし、積極的な社会参加と生きがいを支援するため、専門的な知識や技術を習得した高齢者を元気高齢者として登録し、高齢者クラブや町内会などの団体に紹介する。	長寿支援課
高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施事業	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握及び支援対象者の抽出を行うとともに、事業全体の企画・調整などを行う。	長寿あんしん課
いきいきグリーンカレッジ	概ね55歳以上の世代の生きがいを支えるため、四季折々の花き、花木、果樹、野菜の基本的な栽培管理方法について、年間を通じて総合的に学習できる場を設ける。	都市農業センター
生涯学習プラザ事業	生涯学習プラザにおいて、高齢者が自主的に学習できるようにするとともに、地域での様々な活動への参加をサポートするため高齢者を対象にした情報化社会対応講座や社会参画講座などを開催する。	生涯学習課
公民館講座等開催事業	公民館において、高齢者が自主的に学習できるようにするとともに、地域での様々な活動への参加をサポートするため高齢者を対象にした情報化社会対応講座や社会参画講座などを開催する。	生涯学習課

II 社会環境の質の向上

(1) 市民一人ひとりの取組とともに、社会全体で健康を支え守るための環境整備

① 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

事業名	事業概要	担当課
自殺対策事業	自殺に関する相談や自殺予防に関する講座、啓発活動を実施するとともに、関係機関とも連携を図りながら、本市の自殺対策を推進する。	保健支援課
精神保健福祉推進事業（再掲）	精神保健に関する相談、訪問指導及び普及・啓発等を行い、市民のメンタルヘルスの保持・増進を図るとともに、精神障害者の社会復帰を促進する。	保健支援課
男女共同参画センター相談事業	主に女性が抱える様々な悩みについて、男女共同参画の視点を持って相談に対応し、相談者自身が自己解決に向けて力をつけていけるように支援する。	男女共同参画推進課
女性のつながりサポート事業	様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、居場所づくりや相談の実施、生理用品の提供など、女性に寄り添ったきめ細かな支援を行う。	男女共同参画推進課
生活習慣改善支援事業（再掲）	生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団健康教育や個別の健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
シニア世代のヘルスプロモーション事業（再掲）	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育、健康相談を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
お達者クラブ運営支援事業（再掲）	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防等の介護予防活動を行う。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
よかよか元気クラブ活動支援事業（再掲）	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）
地域ふれあい交流助成事業	高齢者の生きがいづくりを促進し、幼稚園・保育園児、小学校児童及び中学校生徒の高齢社会への理解を促すため、地域におけるふれあい交流を深める事業を実施する団体（高齢者クラブ、あいご会、町内会等）に対して事業に要する費用の助成を行う。	長寿支援課

事業名	事業概要	担当課
高齢者福祉センター管理運営・施設整備事業	高齢者の各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上等に寄与するため、高齢者福祉センターなど9か所の管理運営や施設整備を行う。	長寿支援課
元気高齢者活動支援事業	高齢者の能力を活かし、積極的な社会参加と生きがいを支援するため、専門的な知識や技術を習得した高齢者を元気高齢者として登録し、高齢者クラブや町内会などの団体に紹介する。	長寿支援課
教育相談の充実	いじめや不登校など様々な教育上の悩みを持つ児童生徒、保護者、教職員に対して、教育相談室相談員、スクールカウンセラーが面接や電話による教育相談等を実施し、青少年の心身の健全な発達を支援する。	青少年課

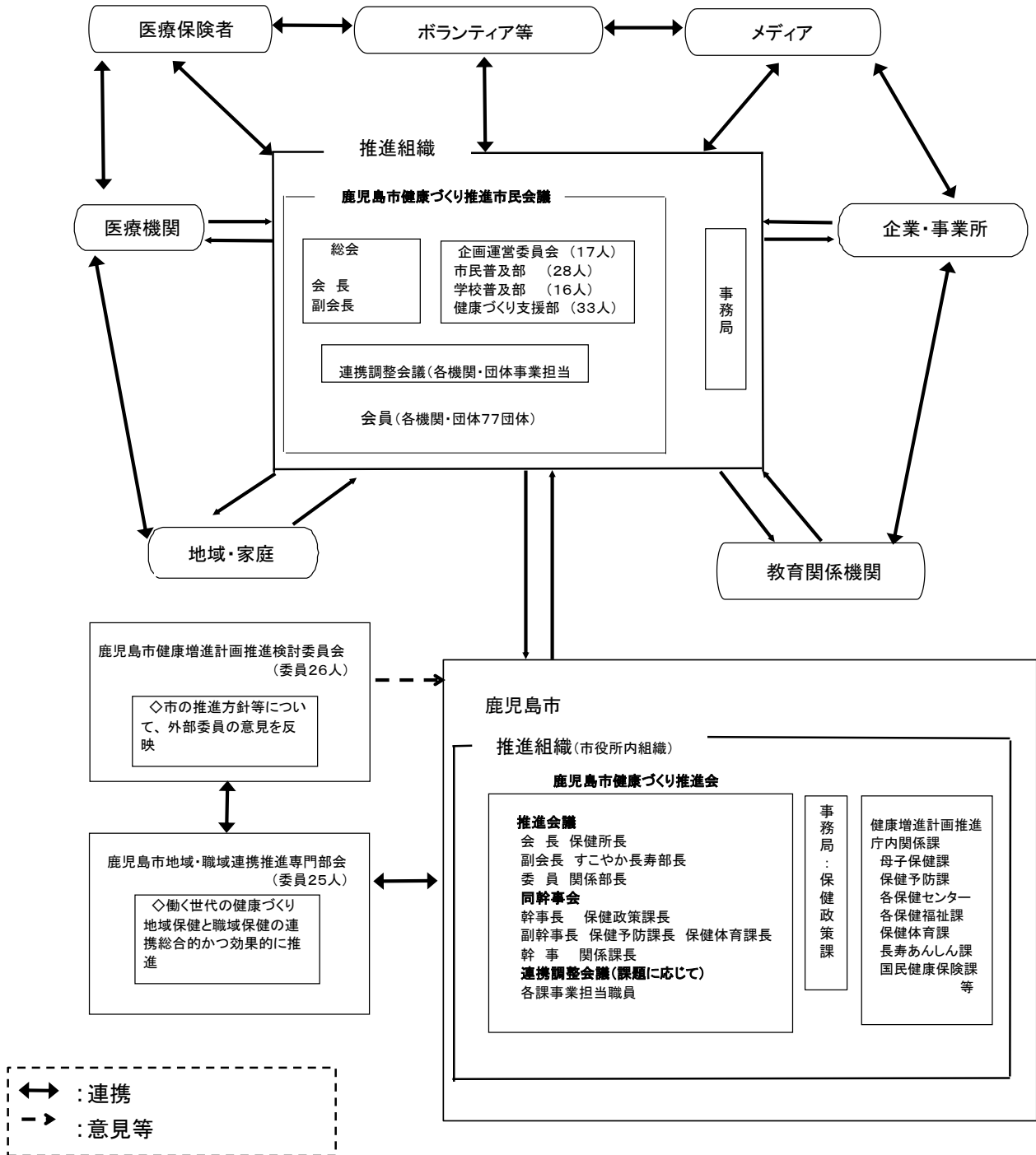
② 協働による健康づくり

事業名	事業概要	担当課
鹿児島市健康づくり推進市民会議の運営	市民の健康づくりに寄与することを目的とする機関及び団体で構成され、こどもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現を目指し、市民や行政と一体となった健康づくり運動を推進する。	保健政策課
市民健康まつりの開催	市民健康まつりを開催（共催）し、健康の重要性及び定期健診などの必要性について、市民の関心を喚起するとともに、市民の認識を深める。	保健政策課
働く世代の健康づくり事業	企業との協働により、働く世代の生活習慣の改善やメンタルヘルス対策など、健康づくり事業に取り組む。	保健政策課
食育推進事業（再掲）	かごしま市食育推進計画に基づく食育を推進するため、食に関する情報を発信するとともに、食育推進ネットワークの連携強化や関係団体、生産者、ボランティア等の食育実践活動に対して、支援や助言を行う。	保健政策課
地域保健活動事業	地域全体の健康のレベルアップを図るため、地域組織や関係機関と連携を図りながら、地域保健活動を推進する。	保健予防課 （保健センター・保健福祉課）

事業名	事業概要	担当課
中小企業勤労者総合福祉推進事業	中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、総合的な福利厚生事業を推進する（公財）中小企業勤労者福祉サービスセンターの活動に対し助成する。	雇用推進課
労政広報紙発行事業	労政広報紙「中小企業のひろば」（年2回発行）に健康づくり等に関する記事を掲載する。	雇用推進課

計画の推進体制図

(令和6年3月末現在)



鹿児島市健康増進計画推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法に基づく本市の市町村健康増進計画（以下「計画」という。）の推進方針の検討及び次期計画の策定に当たり、計画を協働して推進する団体等の意見を反映させるため、鹿児島市健康増進計画推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の推進に関すること
- (2) 次期計画の策定に関すること
- (3) その他計画の推進及び次期計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民への健康づくりの普及に関係する団体の代表者 7人以内
- (2) 学校での健康づくりの普及に関係する団体の代表者 7人以内
- (3) 市民の健康づくりを支援する団体の代表者 7人以内
- (4) 市内に居住する者で公募に応じたもの 4人以内
- (5) 行政の代表者 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

4 オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

(部会の設置)

第7条 委員会の所掌事項に関する具体的な事項について検討させるため、委員会に地域・職域連携推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会に部会長を置き、部会長は委員の中から委員長が指名する。

3 部会長以外の部会員は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 職域関係団体の代表者 7人以内
- (2) 保健医療専門団体の代表者 6人以内
- (3) 協力団体の代表者 3人以内
- (4) 保険者の代表者 3人以内
- (5) 行政の代表者 5人以内

4 部会長の職務に及び部会員の任期については、前3条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉局保健部保健政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

鹿児島市健康増進計画推進検討委員会委員名簿

(令和5年度)

役職	氏名	職名等
委員長	平田 哲也	鹿児島市歯科医師会会長
副委員長	児玉 敬三	鹿児島県栄養士会理事
委員	肥後 辰彦	鹿児島市食品衛生協会会長
	今村 純子	鹿児島市女性団体連合会理事
	吉永 直人	鹿児島市高齢者クラブ連合会事務局長
	山下 春洋	鹿児島商工会議所専務理事
	伊地知 弘幸	鹿児島青年会議所理事長
	赤崎 公一	南日本新聞社経営企画局人事部長
	井上 博孝	鹿児島市私立幼稚園協会政策委員長
	池田 浩	鹿児島市小学校長会副会長
	前田 伸行	鹿児島市中学校長会
	山口 良人	鹿児島県高等学校長協会
	田淵 千春	鹿児島市PTA連合会副会長
	堀内 正久	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授
	西蔭 美和	鹿児島市医師会理事
	長野 慎治	鹿児島市薬剤師会常務理事
	林 恵子	鹿児島県看護協会常任理事
	草野 健	鹿児島産業保健総合支援センター所長
	大坪 信一	鹿児島県保険者協議会会長
	西野 健二	鹿児島労働基準監督署署長
	木田 美恵子	公募委員
	田中 健一郎	公募委員
	吉國 和代	公募委員
	園田 愛美	公募委員
	柳田 ひろみ	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長
土屋 幹雄	鹿児島市健康福祉局保健部長	

鹿児島市健康づくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法に基づく本市の市町村健康増進計画（以下「計画」という。）を推進し、次期計画を策定するため、鹿児島市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の推進と進行管理に関すること。
- (2) 次期計画の策定に係る事項の調査検討に関すること。
- (3) その他計画の推進及び次期計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉局保健部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉局健康福祉推進部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、推進会議を総理し、推進会議の会議（次条において「会議」という。）の議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する推進会議の所掌事項に関する具体的な事項について調査検討させるため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康福祉局保健部保健政策課長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、健康福祉局保健部保健予防課長及び教育委員会事務局教育部保健体育課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長及び副幹事長の職務等については、前2条の規定を準用する。
- 7 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 9 幹事長は、調査検討した結果を推進会議の会長に報告する。

(連携調整会議)

第7条 第2条に規定する推進会議の所掌事項に関する各課の連携に係る事項を協議させるため、幹事会に関係課の担当職員で組織する連携調整会議を置く。

- 2 連携調整会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 連携調整会議は、必要に応じて担当職員以外の関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 連携調整会議を進行するための司会を1人置く。
- 5 連携調整会議は、会議の結果を幹事長に報告する。

(庶務)

第8条 推進会議、幹事会及び連携調整会議の庶務は、健康福祉局保健部保健政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則
この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

付 則
この要綱は、平成15年6月10日から施行する。

付 則
この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

付 則
この要綱は、平成18年6月29日から施行する。

付 則
この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

付 則
この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

付 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務局総務部長
企画財政局企画部長
企画財政局財政部長
危機管理局次長
市民局市民文化部長
市民局人権政策部長
環境局環境部長
健康福祉局すこやか長寿部長
健康福祉局福祉支援部長
こども未来局次長
産業局産業振興部長
産業局農林水産部長
産業局中央卸売市場長
観光交流局次長
建設局建設管理部長
建設局道路部長
消防局次長

市立病院事務局次長
交通局次長
水道局総務部長
船舶局次長
教育委員会事務局教育部長

別表第2（第6条関係）

総務局総務部人事課長
企画財政局企画部政策推進課長
企画財政局財政部管財課長
危機管理局安心安全課長
市民局市民文化部市民協働課長
市民局市民文化部国民健康保険課長
市民局人権政策部男女共同参画推進課長
環境局環境部環境政策課長
環境局環境部環境保全課長
健康福祉局健康福祉推進部健康福祉政策課長
健康福祉局健康福祉推進部地域福祉課長
健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課長
健康福祉局すこやか長寿部長寿あんしん課長
健康福祉局すこやか長寿部介護保険課長
健康福祉局福祉支援部障害福祉課長
健康福祉局保健部生活衛生課長
健康福祉局保健部保健支援課長
健康福祉局保健部北部保健センター所長
健康福祉局保健部東部保健センター所長
健康福祉局保健部西部保健センター所長
健康福祉局保健部中央保健センター所長
健康福祉局保健部南部保健センター所長
こども未来局こども政策課長
こども未来局保育幼稚園課長
こども未来局母子保健課長
こども未来局こども福祉課長
産業局産業振興部雇用推進課長
産業局農林水産部農政総務課長
産業局農林水産部生産流通課長
産業局農林水産部都市農業センター所長
産業局中央卸売市場青果市場長
産業局中央卸売市場魚類市場長
観光交流局スポーツ課長
建設局建設管理部公園緑化課長
建設局道路部道路建設課長
消防局救急課長
市立病院事務局総務課長
交通局総務課長
水道局総務部総務課長
船舶局総務課長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
教育委員会事務局教育部生涯学習課長
教育委員会事務局教育部青少年課長
教育委員会事務局教育部中央学校給食センター所長

鹿児島市健康づくり推進市民会議規約

(設置)

第1条 鹿児島市健康増進計画（以下「計画」という。）に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、すこやかに心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民、関係機関、団体及び市が一体となった健康づくり運動を推進するため、鹿児島市健康づくり推進市民会議（以下「市民会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の普及啓発に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(会員)

第3条 市民会議の会員は、参加を希望する市民の健康づくりに寄与することを目的とする機関及び団体（以下「団体等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 鹿児島市民の健康づくりに関する活動を2年以上行っていること。
- (2) 特定の宗教又は政党を支持する活動を目的としないこと。
- (3) 鹿児島市内で活動をしている団体等であること。

2 市民会議への参加及び脱退は、第7条に規定する企画運営委員会で決定するものとする。

(役員)

第4条 市民会議に、会長、副会長及び監事を置く。

2 会長は、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長は、第7条に規定する企画運営委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

5 監事は、会員から会長が委嘱し、市民会議の財務を監査する。

(部の設置)

第5条 市民会議に次に掲げる部を置き、会員は会長が指定する部に所属するものとする。

- (1) 市民普及部
- (2) 学校普及部
- (3) 健康づくり支援部

(総会)

第6条 市民会議の総会（以下「総会」という。）は、会員をもって構成し、第2条に掲げる事項のほか、市民会議規約の改廃に関することを協議及び決定する。

2 総会は、1年に1回以上開催するものとする。

3 総会は、会長が招集する。

4 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

5 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

6 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(企画運営委員会の組織)

第7条 市民会議に、運営方針等について協議するため企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会の委員は、18人以内とし、総会において各部から6人以内を会員から選任する。

3 企画運営委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(企画運営委員会の会議)

第8条 企画運営委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、企画運営委員会の会議の議長となり、議事を総理する。

3 企画運営委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

4 企画運営委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 企画運営委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(企画運営委員会の部会)

第9条 企画運営委員会に、具体的な運営方針等を協議するため、部会を置く。

2 設置する部会の種類及び委員数は、次のとおりとする。

- (1) 市民普及部会 6人以内
- (2) 学校普及部会 6人以内
- (3) 健康づくり支援部会 6人以内

3 企画運営委員会の委員は、自らが所属する部と同一の分野の部会委員となるものとする。

4 部会に部会長及び副部会長をおき、各部会に所属する委員の互選によってこれを定める。

(部会の会議)

第10条 部会の会議は、企画運営委員会の委員長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があったときはその職務を代理する。

4 部会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

5 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 部会は、協議の結果を企画運営委員会の委員長に報告しなければならない。

7 部会は、必要に応じて関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(連携調整会議)

第11条 部会は、計画の普及啓発と推進に関し、各機関及び団体の連携にかかる事項を協議するため、連携調整会議を必要により開催する。

2 連携調整会議は、部会長が招集する。

3 連携調整会議の開催にあたり、部会長は協議事項に関係のある会員の参加を求めることができる。

4 連携調整会議に、会を進行するための座長を置く。

5 連携調整会議の座長は、参加者の互選によってこれを定める。

6 連携調整会議は、必要に応じて関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。

7 連携調整会議は、協議の結果を部会長に報告しなければならない。

(任期)

第12条 会長、副会長及び監事、企画運営委員会の委員、企画運営委員会の部会長及び副部会長並びに連携調整会議の座長(以下「座長」という。)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 欠員を生じた場合、補欠選任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長等は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行なわなければならない。

(会計年度)

第13条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(庶務)

第14条 市民会議、企画運営委員会、部会及び連携調整会議の庶務は、鹿児島市保健所保健政策課において行う。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が企画運営委員会に諮って別に定めるものとする。

付 則

この規約は、平成14年7月5日から施行し、平成14年5月25日から適用する。

付 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年7月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

鹿児島市健康づくり推進市民会議会員一覧

令和6年3月末現在（合計77団体）

市民普及部 28団体	
鹿児島市食品衛生協会	鹿児島市女性団体連合会
鹿児島市高齢者クラブ連合会	社会福祉法人鹿児島市身体障害者福祉協会
鹿児島市レクリエーション協会	鹿児島商工会議所
連合鹿児島地域協議会	
鹿児島市野菜振興連絡協議会	鹿児島県調理師連合会
鹿児島県経済農業協同組合連合会	南日本新聞社
鹿児島テレビ放送	南日本リビング新聞社
鹿児島青年会議所	全空連・小林会聖武館
鹿児島市手をつなぐ育成会	鹿児島ヤクルト販売株式会社
七味小路通り会	鹿児島市坂元台校区健康大学
鹿児島市健康交流促進財団	特定非営利活動法人NPOかごしまネットワーク会議
	NPO法人鹿児島県ノルディック・ウォーク連盟
鹿児島医療生活協同組合	公益財団法人鹿児島市公園公社
鹿児島吟道会	株式会社 鹿児島放送
鹿児島シティエフエム株式会社	
学校普及部 16団体	
鹿児島市私立幼稚園協会	鹿児島市小学校長会
鹿児島市中学校長会	鹿児島県高等学校長協会
鹿児島市PTA連合会	鹿児島地区栄養教諭等協議会
鹿児島市小中学校養護教諭部会	鹿児島市小学校体育連盟
鹿児島市スポーツ推進委員協議会	鹿児島市スポーツ少年団指導者協議会
鹿児島大学医学部	鹿児島大学歯学部
鹿児島国際大学	鹿児島純心女子短期大学
鹿児島女子短期大学	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科
健康づくり支援部 33団体	
鹿児島県精神保健福祉センター	鹿児島県民総合保健センター
鹿児島県国民健康保険団体連合会	労働者健康安全機構鹿児島産業保健総合支援センター
鹿児島市医師会	鹿児島市歯科医師会
鹿児島市薬剤師会	鹿児島県栄養士会
鹿児島県看護協会	鹿児島県歯科衛生士会
日本精神保健福祉士協会鹿児島支部	鹿児島らくらく体操クラブ
NPO健康ハート21	鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会
鹿児島いのちの電話	鹿児島市健康づくり推進員協議会
鹿児島市運動普及推進員協議会	鹿児島県健康づくり運動指導者協議会鹿児島支部
精神保健福祉ボランティアサークルゆめの実	
日本糖尿病協会鹿児島県支部鹿児島つぼみの会	
鹿児島県糖尿病協会	鹿児島県健康生きがいくりアドバイザー協議会
特定非営利活動法人 SCC	全国健康保険協会鹿児島支部
日本脳卒中協会鹿児島県支部	特定非営利活動法人日本予防医学推進協会
鹿児島県患者同盟	鹿児島県助産師会
ニチガスクリエイト	(一社)鹿児島市鍼灸マッサージ師会
鹿児島県健康管理士会	鹿児島県臨床心理士会
鹿児島市スポーツ振興協会	鹿児島市

かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査

(1) 調査目的

第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」について、設定した目標の達成状況、生活習慣・健康意識及び心身の健康状況を把握するとともに、令和4年度に最終評価を行うにあたり、改善策の検討を行う上で必要となる資料を得ることを目的に実施した。

(2) 調査地域

鹿児島市全域

(3) 調査方法

郵送による配布、郵送及びインターネットによる回収

(4) 調査期間

令和4年9月21日（水）～令和4年10月11日（火）

(5) 抽出方法

下記区分ごとに無作為抽出

(6) 調査対象及び回収結果等

	成人	中・高校生	小学生	計
対象者	20歳以上の男女	各学年の男女	各学年の男女	-
対象者数	2,500人	800人	700人	4,000人
回収数	1,332人	438人	428人	2,198人
回収率	53.3% (Web回答 12.7%)	54.8% (Web回答 21.5%)	61.1% (Web回答 26.4%)	55.0% (Web回答 16.9%)
記入方法	記入式またはオンライン回答による調査			-

(注) 集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。

策定経過

令和4年度

月	各会議名	審議内容
7月5日 7月13日 8月19日	○第1回鹿児島市健康づくり推進会議 ○第1回鹿児島市健康増進計画推進検討委員会・鹿児島市健康づくり推進市民会議企画運営委員会 ○鹿児島市健康づくり推進市民会議総会	最終評価のための市民意識アンケート調査について
9月21日～ 10月11日	○かごしま市民すこやかプラン最終評価のためのアンケート調査	調査対象：市民4,000人
1月23日	○かごしま市民すこやかプラン第1回連絡調整会議	現計画の最終評価について
2月21日	○かごしま市民すこやかプラン第2回連絡調整会議	現計画の最終評価について
2月10日 3月15日	○第2回鹿児島市健康づくり推進会議 ○第2回鹿児島市健康増進計画推進検討委員会	現計画の最終評価について、次期計画の方向性について
3月		最終評価報告書作成

令和5年度

4月18日 5月15日 6月2日	○かごしま市民すこやかプラン第1回連絡調整会議 ○第1回鹿児島市健康づくり推進会議 ○第1回鹿児島市健康増進計画推進検討委員会	策定スケジュール、「すこやかプラン最終評価報告書（案）」について、次期計画の方向性（骨子）及び施策の体系について
5月24日	○かごしま市民すこやかプラン第2回連絡調整会議	次期計画の目標項目について
6月21日	○かごしま市民すこやかプラン第3回連絡調整会議	次期計画の目標値について
7月14日 8月1日 9月12日	○第2回鹿児島市健康づくり推進会議 ○第2回鹿児島市健康増進計画推進検討委員会 ○鹿児島市健康づくり推進市民会議総会	次期計画の素案について
10月2日～ 11月6日		○第三次鹿児島市健康増進計画素案に係るパブリックコメントの実施
12月（書面開催） 1月12日 1月24日	○第1回鹿児島市健康づくり推進会議幹事会 ○第3回鹿児島市健康づくり推進会議 ○第3回鹿児島市健康増進計画推進検討委員会	パブリックコメントの実施結果について、次期計画（案）について
3月		第三次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（令和6～17年度）の策定